

富士市都市公園指定管理者業務仕様書

目次

1	都市公園の設置目的及び管理運営の基本的な考え方.....	1
1)	都市公園の設置目的	
2)	施設運営の基本方針	
3)	施設運営に当たっての遵守事項	
2	指定の期間.....	1
3	施設の概要.....	2
1)	名称・所在地	
2)	施設の利用実績	
3)	主要施設の内容	
4	指定管理業務内容.....	4
1)	市及び指定管理者の業務区分	
2)	指定管理者が行う業務の範囲	
3)	管理運営業務	
4)	施設及び設備の維持管理業務	
5)	浮島ヶ原湿原の貴重な植物と自然風景	
6)	その他	
7)	施設の修繕	
5	実施体制.....	13
1)	組織体制・人員配置	
2)	人材育成方針	
3)	緊急時対応及び災害発生時の措置	
4)	事故による救助活動	
5)	第三者による実施	
6)	雇用等への配慮	
6	指定管理料と利用料金.....	17
1)	指定管理料	
2)	利用料金	
3)	利用料金の減免	

7	市及び指定管理者のリスク分担	18
1)	指定管理者と市のリスク分担	
2)	事業の継続が困難となった場合の措置	
8	市の関与	19
1)	モニタリングの実施	
2)	事業報告書の提出	
3)	業務状況の公表	
9	業務の引継ぎ	20
10	その他	20
1)	法令等の遵守	
2)	物品等の帰属	
3)	保険への加入	
4)	環境政策関係の取組み事項	
5)	福祉政策関係の取組み事項	
6)	自治会（公園愛護会）との連携・推進	
7)	ボランティア団体との協働事業の推進	
8)	ホームレスへの対応	
9)	市主催事業等への協力	
10)	利用調整会議の開催	
11)	協議事項	
11	市が用意する関連資料	23
別紙1	富士市都市公園(指定公園)調書一覧表	25
別紙2	富士市都市公園(指定公園)施設一覧表	26
別紙3	富士市都市公園(指定公園)管理区域図及び施設平面図	28
別紙4	施設維持管理(植物)業務一覧表(参考)	52
別紙5	施設維持管理(清掃・点検等)業務一覧表(参考)	64
別紙6	自治会(公園愛護会)一覧表	66
別紙7	病虫害防除に関する特記仕様書	67
別紙8	富士市自家用電気工作物保安規程	68
別紙9	前指定管理者が使用していた備品一覧表(積算参考資料)	89
別紙10	修繕履歴一覧表	90
別紙11	健全度調査票(建築物)	93
別紙12	イベント情報(使用料の減免)	149

富士市都市公園指定管理者業務仕様書

富士市都市公園の指定管理者が行う業務の内容、範囲及び基準は、この仕様書による。

1 都市公園の設置目的及び管理運営の基本的な考え方

1) 都市公園の設置目的

都市公園は、自然の恵みや歴史・文化が織りなす美しい空間を生かし、市民が憩い・ふれあい・スポーツやレクリエーションを楽しむことができる都市のオアシスであり、四季折々の景観に触れられる場を提供することで、公共福祉の向上を目的としている。

2) 施設運営の基本方針

- ・各公園の特色を生かしたイベントや体験を提供し、すべての公園が活性化につながる自主事業を展開すること。
- ・市民が公園の魅力と最新情報に容易にアクセスできるよう、多様な手段を活用した積極的かつ効果的な情報発信を推進すること。
- ・定期的な施設や遊具の点検・修繕による事故防止に努めるとともに、公園内の清掃を実施してゴミゼロを目指し、利用者が安全で快適に過ごせる環境を維持すること。
- ・利用者のニーズを把握し、満足度を高めるために公園利用者や自主事業の参加者にアンケート等を実施し、満足度が80%以上となるよう努めること。

3) 施設運営に当たっての遵守事項

- ・関係法令を遵守し、適正な施設管理を行うこと。
- ・公平な利用を確保し、特定の個人や団体に有利又は不利な取扱いをしないこと。
- ・事故又は災害発生時には利用者の安全を最優先すること。
- ・環境に配慮した施設運営を行うこと。
- ・個人情報の保護を徹底すること。

2 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

ただし、指定管理者の行う業務が、この仕様書に定める基準に満たない場合は、上記指定期間の中で指定を取り消すものとする。

3 施設の概要

1) 名称・所在地

本業務においては、以下の19カ所の都市公園を対象とする。(以下、指定公園とする)

番号	公園名	所在地
1	米の宮公園	富士市米之宮町 303
2	岩本山公園	富士市岩本 1605
3	広見公園	富士市伝法 46-1
4	中央公園	富士市永田町 2 丁目 112
5	富士西公園 (入山瀬緑地)	富士市入山瀬 772-1
6	湧水公園	富士市東比奈 2 丁目
7	富士と港の見える公園	富士市鈴川 621-6
8	善得寺公園	富士市今泉 1015
9	原田湧水池公園	富士市原田 1147-4
10	入道樋門公園 (新浜公園)	富士市宮島 1394-2
11	原田公園	富士市原田 704
12	浮島ヶ原自然公園	富士市中里 2553-8
13	浮島沼つり場公園	富士市中里 2626-11
14	新通町公園	富士市中央町 2 丁目 31
15	南町公園	富士市御幸町 3618-58
16	竹採公園	富士市比奈 2085-4
17	鎧ヶ淵親水公園	富士市原田 1165-3
18	かがみ石公園	富士市原田 1350-1
19	入山瀬公園	富士市入山瀬 8-12

2) 施設の利用実績

富士市都市公園条例第13条の2(使用料金)

(円)

利用料金	米の宮公園	岩本山公園	広見公園	中央公園	富士西公園	湧水公園	富士と港の見える公園	計
R 3	3,300	38,300	23,100	278,050	7,672	6,600	3,300	360,322
R 4	6,600	13,700	31,350	453,500	3,300	0	3,300	511,750
R 5	3,300	315,400	34,000	717,350	5,600	0	0	1,075,650
R 6	0	265,700	23,100	902,360	29,000	0	0	1,220,160
計	13,200	633,100	111,550	2,351,260	45,572	6,600	6,600	3,167,882

岩本山公園レストハウス来客数

(人)

来客数	4月～6月	7月～9月	10月～12月	12月～3月	計
R 3	9,184	7,547	8,654	10,887	36,272
R 4	9,805	7,366	6,218	8,138	31,527
R 5	7,809	6,925	6,457	8,522	29,713
R 6	8,427	4,745	4,883	7,101	25,156
計	35,225	26,583	26,212	34,648	122,668

3) 主要施設の内容

主な公園の主要施設は以下のとおり。

番号	公園名	管理面積	主要施設
1	米の宮公園	3.77 ha	駐車場 2 箇所、多目的広場、芝生広場、公園便所 1 箇所 遊具広場 2 箇所（内 1 箇所は公園愛護会で管理）、ポンプ設備 公園植物（高・中・低木、地被類、芝生など）
2	岩本山公園	13.09 ha	駐車場 3 箇所、展望施設 3 箇所、レストハウス 1 棟（空調設備・消 防設備）、芝生広場、バードサンクチュアリ、公園便所、管理棟兼 公園便所、浄化槽、受水槽、遊具 1 基、ポンプ設備、受変電設備（受 電容量 125KVA）、公園植物（高・中・低木、花壇、芝生、バラ園など）
3	広見公園	13.67 ha	駐車場 3 箇所、バラ園、彫刻の森、多目的広場、芝生広場 3 箇所、 公園便所 4 箇所、浄化槽、自家用電気工作物（低圧配電部）遊具広 場 1 箇所、公園植物（高・中・低木、芝生、バラ園など）、調整池兼 ドッグラン【R8 設置予定】
4	中央公園	6.30 ha	駐車場、野外ステージ、バラ園、時計塔、花時計、池、富士見の広 場、イベント広場、管理棟、公園便所 3 箇所、水遊び場【R8 設置 予定】、ポンプ設備、受変電設備（受電容量 105KVA）、受水槽、公園 植物（高・中・低木、芝生、バラ園、花時計など）、多目的広場
5	富士西公園 （入山瀬緑地）	6.80 ha	駐車場、公園便所 4 箇所、浄化槽、多目的広場、イベント広場、ス ポーツコート、プレイグラウンド、管理棟、遊具 2 箇所、ポンプ設 備、公園植物（高・中・低木、芝生、高架下地被類など）
6	湧水公園	0.34 ha	池 3 箇所、四阿、公園植物（高・低木、生垣など）
7	富士と港の見える公園	0.15 ha	展望台、見付門、記念碑、公園便所 1 箇所、浄化槽、遊具 1 基、公 園植物（高・中・低木など）、駐車場
8	善得寺公園	0.09 ha	三武将の庭石、駐車場、公園便所 1 箇所、くぐり門、公園植物（高・ 中・低木、芝生など）
9	原田湧水池公園	0.15 ha	水車 1 基、水車小屋 1 棟、木橋、ウッドデッキ、水面、公園植物 （高・中・低木、笹類など）
10	入道樋門公園 （新浜公園）	0.70 ha	記念碑、モニュメント、駐車場、公園便所 1 箇所、公園植物（高・ 中木など）
11	原田公園	3.67ha	駐車場 3 箇所、多目的広場 2 箇所、広場、児童広場、遊具 2 箇所、 水面、公園便所 4 箇所、浄化槽、公園植物（高・中・低木、芝生など）
12	浮島ヶ原自然公 園	4.20ha	駐車場、広場、ウッドデッキ、管理棟、公園便所 1 箇所、浄化槽、 公園植物（中・低木、芝生など）
13	浮島沼つり場公園	0.75ha	駐車場、広場、ウッドデッキ、公園便所 1 箇所、公園植物
14	新通町公園	0.50ha	駐車場、グラウンド、遊具、建物 1 棟（新幹線展示）、公園便所 公園植物
15	南町公園	0.52ha	駐輪場、多目的広場、遊具広場、公園便所 1 箇所、記念碑、公園植 物（高・中・低木、芝生、花壇（バラ）など）
16	竹採公園	0.68ha	駐車場、庭、公園便所 1 箇所、公園植物（高・中・低木、生垣、芝 生、竹やぶ、竹垣など）
17	鎧ヶ渕親水公園	0.27ha	池 3 箇所、公園植物
18	かがみ石公園	0.37ha	駐車場、四阿、水面、公園植物（高・低木など）
19	入山瀬公園	0.33ha	広場、遊具、建物 1 棟（SL 展示）、公園便所 1 箇所、公園植物 客車【室内は中央図書館管理】

4 指定管理業務内容

1) 市及び指定管理者の業務区分

指定管理者は、指定公園の管理業務の履行にあたり、市との業務区分は次のとおりとする。

業務の種類		業務内容	区分	
			市	指定管理者
都市公園施設の 維持管理	植物管理	樹木・草地・芝生・花壇・バラ園等の維持育成管理		○
	工作物管理	園路・広場・休養施設・管理施設等の管理及び維持		○
	清掃	園内・便所等の清掃		○
	保守点検等	施設設備等の保守点検・法定点検安全衛生管理		○
	支払い業務	電気料・上下水道使用料※ 浄化槽維持管理法定検査手数料等		○
	整備・改修修繕	建築物等の新築、増築、施設の改修、 修繕(1箇所当たり30万円超過)	○	
修繕(1箇所当たり30万円以下)			○	
都市公園の 維持管理	安全巡視	日常パトロール、救護等		○
	施設利用許可に係る業務	受付・施設の利用承認、行為許可利用料のうち、行為をする場合に係るもの及び施設に係る収納業務		○
	利用指導	利用方法の指導、苦情及び要望処理対応、市民協働等		○
	利用促進	広報・利用促進活動等		○
	災害時の対応	待機連絡体制確保、被害調査・報告 応急措置	※市から指示する場合有り	○
法的管理	占有許可等	設置管理許可、占有許可、行為の中止、退去命令	○	
		使用料のうち占有する場合に係る徴収業務	○	

※ 中央公園では、指定管理者が供給する水道に、設置管理許可制度により民間事業者が設置した配管が接続されている。民間事業者側には使用水量を計量する受益者設置メーターが設置されており、民間事業者はその計測値に基づいて指定管理者へ水道料金を支払う。指定管理者は、民間事業者分を含む全体の水道使用料を取りまとめて支払うものとする。

2) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は下記のとおりとする。

- ア 富士市都市公園条例第2条第1項各号に掲げる行為の許可に関すること。
- イ 利用料金の収受に関すること。
- ウ 指定公園を活用した事業の企画及び実施に関すること。
- エ 指定公園の施設及び設備の維持管理に関すること。
- オ その他、指定公園の管理業務に関するもののうち市長が必要と認めること。

3) 管理運営業務

指定管理者が行う管理運営業務は、次のとおりとする。

(1) 利用申請の受付、承認等

- ア 利用申請(都市公園法第12条、富士市都市公園条例第2条の1)があったときは、迅速に対応すること。
- イ 申請は、土日祝日を問わず、中央公園管理棟の開所中は受け付けること。
- ウ 施設の利用に係る問い合わせがあった場合は、的確に対応すること。
- エ 利用の承認後、利用者が承認の取消事由に該当することとなった場合は、承認を取り消し、又は利用の停止を行うこと。

(2) 利用料金の収受等

- ・公園施設の利用料金(富士市都市公園条例第13条の2)の徴収、減免、還付に係る事務を行うこと。

(3) 広報に関する事項

- ・パンフレットの作成や各種 SNS の活用、メディアへの広報活動など多様な手段による積極的な情報発信を行うとともに、ウメ・サクラ・バラ等の開花状況や施設に関する情報等、市民が公園の魅力や最新の情報を容易に得られるようにすること。

(4) 自主事業に関する事項

指定管理者は、自主事業を提案し、市の承認を得たうえで事業を実施することができるものとする。

ア 自主事業とは

- ・本施設において、施設の設置目的の実現と利用者の利便性向上を目的として、指定管理者が自らの責任と財源により自主的に行う事業のことをいう。

イ 市が求める自主事業の方向性

- ・各公園の特色を生かし、地域の賑わいづくりに資する事業を展開すること。
- ・レクリエーションや講座など、公園を利用し、多様な体験ができるような事業。
- ・公園の利用者の利便性向上に資する事業。

ウ 実施条件

- ・自主事業開始前又は事業計画を変更するときに、事業計画書を市に提出しその承認を受けること。
- ・事業計画の変更は原則として年度ごとに見直すこととする。ただし、利用者の動向や要望を踏まえ、年度途中から実施内容の変更も可能とする。
- ・指定管理者は、施設利用料（使用料）、光熱水費、施設整備費など、自主事業に伴う費用を負担し、独立採算により運営すること。
- ・指定管理者は、自主事業に料金を設定し、自らの収入とすることができるものとする。ただし、かかる経費を上回る収入が見込まれる場合は、あらかじめ市への還元措置について市に協議すること。なお、還元措置の割合など、具体的な内容は協議により決定する。
- ・自主事業の収支は、指定管理業務とは別に報告すること。
- ・既存の施設（建物や施設）を有料にするなど、単に場所や施設を貸し出すだけの有料自主事業は行うことはできない。
- ・施設を常設する場合は、市から公園施設設置許可（都市公園法第5条の1、富士市都市公園条例9条）又は公園占用許可（都市公園法第6条の1、富士市都市公園条例9条）を得ること。

この場合において、実施条件は次の「エ 公園施設の設置」のとおりとする。

エ 公園施設の設置

施設を常設する場合の実施条件は、上記の実施条件に加え以下のとおりとする。

- ・公園施設設置許可（都市公園法第5条の1、富士市都市公園条例9条）又は公園占用許可（都市公園法第6条の1、富士市都市公園条例9条）により市の許可を得たうえで、条例に定める使用料を支払うこと。
- ・設置及び維持管理にかかる費用は、すべて指定管理者が負担すること。
- ・原則として、指定期間終了後に原状回復すること。
- ・安全性を確保し、必要な保守点検を行うこと。また、事業計画書にそれらを具体的に記載すること。

オ 自動販売機の設置

- ・指定管理者が自動販売機を設置するためには、公園施設設置許可（都市公園法第5条の1、富士市都市公園条例9条）の手続きが必要となる。

カ 岩本山公園レストハウスの運営

- ・指定管理者は、「気楽に利用できる空間として、飲食を主とするサービスを提供する」ことを目的に設置されたレストハウスを運営することができる。
- ・運営経費を上回る収入が見込まれる場合の還元措置について市に提案すること。
- ・業務を再委託する場合は、賃貸借契約と解される契約をしないこと。

4) 施設及び設備の維持管理業務

指定管理者が行う施設及び設備の維持管理業務は次のとおりとする。

(1) 植物管理業務

別紙4の「施設維持管理（植物）業務一覧表（参考）」に掲げる業務を行うこと。

ア 留意事項

- ・植栽地の管理にあたっては、来園者の利用と安全性を確保しつつ、清掃、病虫害防除、施肥、剪定、除草、支障木除去、支柱撤去・取替え、花壇管理等、植物の生育や育成に必要な作業を適切な時期や方法を選び実施すること。なお、薬剤を使用する場合は、別紙7の「病虫害防除に関する特記仕様書」に基づいて実施すること。
- ・高木剪定等により発生した枝葉は、チップ化後、指定公園内にマルチング材として敷均し、夏場の地表面の乾燥防止や地温調整、雑草防止などに役立てるなど、可能な限りリサイクルに努めること。

イ 管理の基準

標準的な業務内容については、次のとおりとする。

「一般財団法人公園財団」編集発行の「公園管理ガイドブック 改訂版」等を参考に実施すること。

①草地管理

- ・除草は、来園者に不快感を与えないよう維持することに努め、必要に応じて適宜実施すること。

②芝生地管理

- ・芝生地の管理は、各種施設の位置、機能特性を把握したうえで、利用に関して快適かつ安全で良好な状態で管理を行うこと。

③樹木管理

- ・剪定は、樹種の特性や剪定の必要性に応じて、基本剪定や軽選定等を最も適切な時期と方法で実施すること。

- ・高所作業車等を使用して作業する場合は、来園者の立ち入りを制限するなど、十分な安全対策の下で実施すること。
- ・施肥は、樹木の特性や施肥の種類（寒肥、追肥）を配慮し、最も効果的な方法で行うこと。
- ・落葉期には、施設及び周辺を中心に清掃を実施すること。
- ・植栽地における病害虫発生状況の点検及び初期防除に留意すること。また、農薬を散布する場合には、周囲（隣接民家等）への飛散により健康被害を及ぼすことのないように最大限配慮し、散布後に表示をすること。
- ・倒木などの被害を防ぐため、危険な木や敷地外へ張り出している木、また苦情の対象となっている木については、早期に処理すること。
- ・本業務を公園周辺の一般道路沿いで作業する場合には、作業許可証の取得や必要に応じて警察等関係機関と事前協議等を行うこと。
- ・作業方法については、十分な安全管理を行うこと。
- ・倒木等が発生した場合には、速やかに対応すること。台風接近時には、緊急配備体制を整え、必要に応じてパトロール等を実施すること。なお、風水、地震等の緊急時においても、同様に対応すること。

④花壇・バラ園管理

- ・指定公園内の花壇やバラ園は、自治会やボランティア団体の協力を得ながら、四季を通して美しく観賞できるよう育成・管理すること。

【自治会（公園愛護会）「別紙6」、みどりいっぱい富士市民の会（岩本山公園・中央公園・富士西公園）】

（2）施設管理業務

ア 留意事項

- ・安全面、衛生面、機能面の確保がなされるよう各施設を適切に管理すること。
- ・日常及び定期的な施設の点検と補修修繕、清掃など保守管理を適切に行うこと。
- ・設備の故障等、緊急時には迅速に対応できる体制を確保すること。
- ・小規模な補修等においても、来園者等の安全確保に万全を期すこと。
- ・浄化槽、砂場、噴水施設等の保守点検業務や植物等の維持管理業務を専門業者に委託する場合には、作業内容を掌握するとともに作業の完了の確認を行うこと。
- ・維持管理に伴って施設の位置や数量の増減等が生じた場合には、書面にて市に報告すること。

イ 管理の基準

施設管理業務の仕様は、「一般財団法人公園財団」編集発行の「公園管理ガイドブック改訂版」等を参考に実施すること。

①園地清掃

- ・来園者に不快感を与えないように常にきれいな状態を維持するよう努め、実施にあたっては、別紙5の「施設維持管理（清掃・点検等）業務一覧表（参考）」を参考とし、必要に応じて随時実施すること。

②便所清掃

- ・作業の実施にあたっては、別紙5の「施設維持管理（清掃・点検等）業務一覧表（参考）」を参考とし、必要に応じて随時実施すること。
- ・清掃作業中は、来園者の利便性に配慮すること。
- ・衛生器具（便器、手洗い器等）、床、壁、鏡、窓ガラス、照明器具等を適切な頻度で清掃し清潔に保つとともに、詰まり等は直ちに対処すること。
- ・ホルダー内には、常にトイレットペーパーがあるように補充すること。

③排水設備清掃

- ・U字溝、排水柵、浸透柵、汚水柵、人孔等の排水設備の機能を維持するため、適宜点検を行うとともに、溜まった土砂等を除去すること。

④水面清掃

- ・米の宮公園、中央公園、湧水公園、原田湧水池公園、原田公園、鑑ヶ渕親水公園、かがみ石公園の池(水流)等の清掃、水面に浮かんでいるゴミや落ち葉等を随時除去すること。

⑤噴水施設管理

- ・米の宮公園、中央公園、富士西公園、原田公園の噴水施設の管理。
- ・毎日1回は、稼働状況の点検をすること。
- ・点検の結果、目詰まり等により噴水機能が低下している場合は、ノズル吐出し部等の部品分解を行い、清掃等を実施すること。

⑥ポンプ設備保守

- ・米の宮公園の揚水ポンプ及び制御盤の流れに補給するポンプ設備等は、噴水施設の稼働状況点検時に異常を発見した場合に点検をするとともに、故障等について適切に対処すること。

⑦電気設備保守

- ・高圧受変電設備を有する施設については、電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安点検業務を行うとともに、その他一般用電気工作物についても電気設備を点検調整し良好な状態に維持し、故障時については適切に対処すること。
- ・中央公園の花時計については、時刻合わせを行うこと。

⑧浄化槽保守点検

- ・浄化槽が設置されている6箇所（別紙2 富士市都市公園(指定公園)施設一覧表)の指定公園については、浄化槽法の規定に基づき法定検査を実施し、その結果を市長に報告すること。

⑨遊具施設の点検

- ・米の宮公園、岩本山公園、広見公園、富士と港の見える公園、富士西公園、原田公園、新通町公園、南町公園、入山瀬公園に設置されている遊具については、公園施設点検管理士・公園施設製品安全管理士・公園施設点検技士・公園施設製品整備技士または一般社団法人日本公園施設業協会が開催する遊具の日常点検講習会を受講した職員が、月2回以上、目視および触診による日常点検を実施し、その内容を記録簿に記載すること。

⑩教養施設の点検

- ・新幹線（新通町公園）、S L（入山瀬公園）の展示物は、月2回は日常点検（目視、触診）を実施し記録簿に記載すること。

⑪駐車場等の保守

- ・駐車場等については、パトロール等による監視により、放置車両（自転車等）がないように努めること。
- ・駐車場内において、事故等が発生しないように、注意看板や路面表示などの点検を併せて行うこと。

⑫駐車場等の鍵の開錠、施錠

- ・公園施設の保安上、鍵の開錠、施錠を行う公園は下表のとおりとする。なお、開錠は所定の時刻まで、施錠は所定の時刻以降に行うこと。

公園名	施設名	開錠時間	施錠時間	
米の宮公園	駐車場	8時30分	17時00分	
岩本山公園	駐車場	8時30分	21時00分	
広見公園	駐車場	8時30分	21時00分	
中央公園	駐車場	8時30分	22時00分	
富士西公園	駐車場	(4月～10月)	8時30分	19時00分
		(11月～3月)	8時30分	18時00分
原田公園	トイレ	8時30分	18時00分	
浮島ヶ原自然公園	駐車場	8時10分	18時00分	
	トイレ			
	木道出入口			
浮島沼つり場公園	トイレ	8時30分	18時00分	
新通町公園	駐車場	8時30分	17時30分	

⑬岩本山公園レストハウスの管理・保守

- ・利用者サービス向上のため環境を清潔に保ち、空調・照明を適切に管理する。建物や設備の点検、避難経路の確保、防災・防犯対策を行い、トイレの清掃や衛生管理、備品補充、ゴミ箱の設置と回収を徹底して、適切な施設運営に努める。
- ・施設の防火対策として、消防法に基づく消防用設備等点検の機器点検を6ヶ月に1回、総合点検を年1回実施すること。
- ・夜間時における防犯及び火災監視については、セキュリティー対策を行うこと。

⑭中央公園水遊び場の管理【R8設置予定】

- ・開始予定時期は、7月中旬から9月中旬までの毎日とする。
- ・運転時間は、午前10時から17時までとする。
- ・仕様は、1時間に使用する量は、約1.8 m³/h、電気量は、約0.175kwh/h

5) 浮島ヶ原湿原の貴重な植物と自然風景

(1) 浮島ヶ原自然公園のガイド

- ・浮島ヶ原自然公園の利用者に対し、管理棟を活動場所としている富士自然観察の会に配慮しつつ、園内の動植物に関するガイドや観察会を実施するなど、施設案内および施設に関する説明を行うこと。
- ・関係法令に従って公園利用者及び業務従事者等の安全管理を適正に行うこと。

(2) 浮島ヶ原自然公園の警備

- ・業務実施時間中、管理棟に設置する警報機器によって感知される不正な侵入及び火災異常の監視を行うとともに、それらの異常を受信したときにおける緊急対処及び警察機関、あるいは消防機関への通報を行うこと。

6) その他

- ・指定公園内の拾得物については、指定管理者が台帳を作成し、所轄の警察署に届けること。
- ・家電や古タイヤなどの不法投棄された物を見つけた場合は、すぐに日時や場所、投棄された物や量などを記録し、適切に処理すること。
- ・各種サイン、案内板、ベンチ、テーブル、手摺等の清掃は、随時行うこと。
- ・事業ゴミは分別収集し、それぞれ適切に処分すること。

7) 施設の修繕

- ・施設は正常に保持し、適正な利用に供するような日常的な保守点検を行うとともに、部品交換や施設の修繕を行うこと。
- ・指定管理者が行う業務の範囲は以下のとおりである。
 - ア 便所内の日常管理の中で、消耗品や部品が必要になった場合は交換すること。また、照明については、夜間にパトロールを行い、電球が点灯しなくなっているものを早く見つけて、すぐに取り替えるように心がけること。
 - イ 1箇所あたり30万円以下の修繕（破損又は故障した施設や設備、物品を復旧する行為）

5 実施体制

1) 組織体制・人員配置

(1) 勤務体制

①総括責任者、総括責任者補佐1名と事務職員は中央公園管理棟に常駐させること。

また、管理体制の強化を図るため岩本山公園・中央公園・富士西公園に常駐職員を配置すること。

職種名	人数	想定する主な業務
総括責任者	1名	指定管理施設の職員管理に限らず、組織としての運営方針の決定等に携わる
総括責任者補佐	1名以上	現場での指揮監督に携わる
事務職員	1名以上	下記②の受付業務ほか
常駐職員（岩本山公園）	1名以上	園内巡視、施設簡易点検・修繕、苦情対応、イベント対応ほか
常駐職員（中央公園）	1名以上	
常駐職員（富士西公園）	1名以上	
パトロール職員	2名以上	(2)パトロール職員の配置による

②中央公園管理棟の開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、利用者対応等の業務がある場合には、必要に応じて随時延長すること。なお、中央公園管理棟で行う主な業務は次のとおりとする。

- ・指定公園に関する市民からの要望、苦情、相談等の受付業務
- ・施設の利用許可に関する業務（p. 5）
- ・利用料のうち行為をする場合に係る収納業務（p. 5）
- ・利用料のうち行為をする場合に係る減免業務並びに還付業務の受付（p. 5）
- ・地元自治会、団体等の連絡調整（p. 21）
- ・市民やボランティア団体等の連絡調整（p. 21）
- ・自主事業の推進（p. 5）
- ・自然災害及び事故等の緊急時の対応（p. 15）
- ・その他の維持管理業務（p. 11）

(2) パトロール職員の配置

指定管理者は、専任パトロール職員を2名以上定めること。なお、パトロール職員の主な業務は以下のとおりとする。

①作業内容

- ・園内の安全確認（危険個所の点検）、迷惑行為や不適切利用の監視と対応、施設や設備の異常・破損の早期発見と報告、放置物・違法駐車などの確認、簡易な清掃や美化活動
- ・遊具施設の点検

②巡視（パトロール）計画の作成

- ・巡視（パトロール）計画を作成のうえ実施し、週3回以上は全指定公園を巡視すること。ただし、米の宮公園、岩本山公園、広見公園、中央公園、富士西公園、原田公園は毎日巡視すること。

③パトロール時に受けた市民の要望や苦情への対応。

- ④指定公園を不適切に利用している者、またはその恐れが明らかに認められる者を発見した場合、もしくはその報告を受けた場合には、直ちに制止し、適切かつ安全な利用が行われるよう努めること。なお、利用者が指示に従わない場合で必要があると判断したときは、速やかに市長へ報告し、以後の指示を受けること。

- ⑤指定公園施設の損傷、消防活動等緊急を要する事態が発生した場合には、臨機の措置を取り、速やかに市長へ連絡をするとともに、併せて書面により報告をすること。

- ⑥パトロール時にその場で対応できる簡易な維持管理作業。

(3) 電気主任技術者の配置

- ・電気主任技術者を配置すること。
- ・電気主任技術者の職務等については、別紙8の「富士市自家用電気工作物保安規程」を参照すること。

(4) 職員の勤務条件

- ・労働基準法その他の労働関係法令を遵守すること。

2) 人材育成方針

- ・施設サービスの向上を図るため、職員の育成方針・研修計画を策定し、研修を実施すること。
- ・職員研修を随時行い、業務内容の理解度の向上、業務に関連する知識、技術等の習得に努めること。

3) 緊急時対応及び災害発生時の措置

- ・指定管理者は、緊急時に迅速な初動対応が行える管理体制を整え、市・警察・消防など関係機関と連携して対応すること。また、異常気象や災害発生時には、市と連携しつつ速やかに施設利用の禁止・制限措置を講じ、緊急時には必要な措置を直ちに実施したうえで速やかに市へ報告すること。

緊急時とは、次の①から④のとおりとする。

- ①静岡地方気象台発表の気象注意報・警報が発令された場合、及び市内で震度4以上又は県内で震度5弱以上の地震、その他の自然災害発生時
 - ②感染症、事件等の危険事象発生時
 - ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合
 - ④その他、指定公園利用者の生命、身体等への被害が及ぶ恐れがあるとき
- ・富士市地域防災計画に基づき、要避難区域で危険となった緊急避難場所等から避難してきた住民を受け入れるために指定された公園については、救援や情報活動の拠点として機能する広域避難地として開放するとともに、応急仮設住宅の建設についても、計画に定められた対応を適切に実施ために施設を開放すること。

富士市地域防災計画（7. 避難活動）

地域における災害の予防と避難対策

(2) 緊急避難場所・避難所、広域避難地、幹線避難路の設定

- (イ) 広域避難地への避難距離は2km以内とし、公園、緑地、広場等の空間地を利用して設定する。広域避難地一覧表は、中央公園、原田公園、広見公園、富士西公園のとおりである。

第5節 避難に関する計画

原則として、共通対策編 第3章災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」に準ずる。

加えて、市が開設する風水害時の避難場所【洪水時車いすとき避難場所】に富士西公園駐車場がある。

地域における災害の予防と避難対策

(2) 緊急避難場所・避難所、広域避難地、幹線避難路の設定

エ、幹線避難路

幹線避難路は、緊急避難場所・避難所から広域避難地へ市民等を迅速かつ安全に避難させるための道路もしくは緑道とし、それ以外の避難路は、市民各自や自主防災組織の判断によるものとする。幹線避難路設定状況は中央公園、原田公園、広見公園である。

避難場所（津波避難場所）案内板設置場所及び構造図は、富士と港の見える公園、中央公園である。

応急仮設住宅建設予定地及び建設可能戸数は、中央公園、原田公園、広見公園、米の宮公園、新通町公園、富士西公園である。

4) 事故による救助活動

- ・指定管理者は、利用者の事故により救助活動が必要となった場合や、利用者から救助の要請があった場合には、直ちに適切な措置を講じるとともに、市へ口頭で速やかに連絡し、必要に応じてその経過および結果を書面で報告すること。

5) 第三者による実施

- ・指定管理業務の一部を第三者に委託、または請け負わせる場合は、事前に市の承諾を受けなければならない。この場合、再委託先の従業員が適切に確保されるよう、適正な対価を設定しなければならない。

6) 雇用等への配慮

- ・雇用にあたっては市民の雇用に配慮し、物品や役務の調達に際しては、可能な限り地元業者を活用するとともに、高年齢者等の雇用安定に関する法律を遵守して発注するよう努めること。

6 指定管理料と利用料金

1) 指定管理料

市は、指定管理者が公園施設の管理運営を行うために要する経費の一部として支払う指定管理料は、指定管理業務全体に要する経費から、指定管理者の収入となる利用料金等の収入を差し引いた額を上限に市と指定管理者との協定により定める。年度末において指定管理料に余剰金が発生した場合、原則としてその返還は求めないものとする。

なお、指定管理期間中に災害発生などの特別な事情や、物価・人件費の急騰によって運営に支障が生じ、当該額での管理運営が困難になった場合は、別途協議を行う。

指定管理料の上限額 1,202,366,100円（期間全体）

（消費税及び消費税相当額を含む。）

2) 利用料金

ア 本業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に定める利用料金制度により、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

イ 利用料金は、富士市都市公園条例の規定による金額を上限とする。

ウ 申込者が利用の中止申請の手続きをした場合は、関係例規の規定に従い申込者に利用料金の還付を行うこと。

エ 利用料金は、納付日が属する年度を持って会計処理することを原則とするが、次年度の利用に係る利用料金を前年度で許可し、徴収する場合は次年度の会計処理で対応すること。

3) 利用料金の減免

ア 市又は指定管理者が主催する行事のために利用する場合 全額

イ 児童生徒が主たる構成員である団体が教育のために利用する場合 全額

ウ その他市長又は指定管理者が公益上特に必要と認める場合 市長又は指定管理者が定める額

7 市及び指定管理者のリスク分担

1) 指定管理者と市のリスク分担

指定管理者と市のリスク分担は、次のとおりとする。

項目	内容	市	指定管理者
物価変動	人件費、光熱水費等の単価の変動に伴う経費の増		○
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼすもの	○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○	
	指定管理者の発案による期間中の変更		○
施設設備の損傷	事故、火災等によるもの		協議事項
	施設等の管理上の瑕疵に係る損害		○
	経年劣化によるもので小規模なもの (限度額：1件当たり30万円以下)		○
	経年劣化によるもの（上記以外）	○	
	第三者による行為で相手方が特定できないもの		協議事項
利用者等への賠償	市に帰責事由があるもの	○	
	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	市と指定管理者の両者又は第三者に帰責事由があるもの		協議事項
セキュリティー	情報の遺漏、警備不備による事故及び犯罪の発生		○
不可抗力	天災（地震、台風、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）その他市又は指定管理者の責めに帰すことのできない事由による施設設備の復旧経費及び業務履行不能		協議事項
	広域的にまん延する深刻な感染症の拡大等による管理運営の中断や対策等に要する経費		協議事項
	社会経済の動向によって物価や人件費が急激に高騰し、当初算定した経費では運営に大きな支障が生じた場合		協議事項
事業終了時の費用	指定期間終了時、期間中途における業務の廃止又は指定取り消しによる事業者の徴収費用		○

※上記以外で問題が生じた場合は、協議事項とする。なお、表中の「協議事項」については、事案ごとの原因により判断するが、第一次的責任は指定管理者が有するものとする。

2) 事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責めに帰すべき事由により、適切な管理運営が困難となった場合又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、管理運営の継続が困難と認められる場合は、市は指定管理者の

指定の取り消しができるものとする。なお、この場合、指定管理者は協定書で定める違約金を市に支払うほか、市に生じた損害を賠償するものとする。

8 市の関与

1) モニタリングの実施

市は、指定管理者が提出した事業計画や市との協定事項などが正確に履行されているかどうかをチェックするため、次のとおりモニタリングを行う。

ア チェックシートの作成及び提出

指定管理者は、指定公園の管理状況、利用状況等をチェックシートに記入し、毎月10日までに前月分のチェックシートを提出しなければならない。

イ チェックシートの内容確認

市は、チェックシートの内容を確認するため、業務の実施状況について指定管理者に聴取を行うほか、必要に応じて実地調査等を行う。このとき指定管理者は、市の指示に従い、誠実に対応すること。

ウ 業務状況の評価

市は、モニタリングの結果に基づき毎年度指定管理者の業務状況について評価を実施する。モニタリングの結果、本仕様書及び指定管理者が提出する事業計画書に定められた業務が遂行されていないことが判明した場合は、市は、指定管理者に対して是正指導を行い、是正指導後もなお改善が認められないときは、市は、指定を取り消すことができる。

2) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に次の各号に示す事項を記載した事業報告書を提出し、市の確認を得なければならない。

ア 業務の実施状況に関する事項

イ 管理施設の利用状況に関する事項

ウ 利用料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等

エ 自主事業の実施状況に関する事項

オ その他市が指示する事項

3) 業務状況の公表

市は、毎年度、次に掲げる事項について公表を行う。この場合において、指定管理者は、公表の実施につき必要な協力を行わなければならない。

ア モニタリング実施結果及び業務状況の評価結果

イ 施設の管理運営に係る収支状況

9 業務の引継ぎ

指定期間が終了したとき又は指定が取り消されたとき、次期指定管理者への業務の引継ぎは、以下のとおりとする。

- ・指定管理者は次期指定管理者に対し、打合せの開催、データの提供等、円滑な引継ぎを行わなければならない。
- ・業務の引継ぎの際、指定管理者は、施設を指定期間開始時の状態に復さなければならない。ただし、次期指定管理者が必要と認める場合は、協議の上、現状のまま引き継ぐものとする。
- ・次期指定期間に係る施設の利用予約及び予約金は、全て次期指定管理者に引き継ぐものとする。この場合において、施設の利用予約に係る利用料金等の条件は、原則として予約時の条件を引き継ぐものとする。
- ・指定期間中に発生した光熱水費等の経費の支払は、支払時期が指定管理期間を超えている場合であっても、当該指定管理期間の指定管理者が支払わなければならない。

10 その他

1) 法令等の遵守

指定公園の管理にあたっては、次に掲げる法令等の規定を遵守しなければならない。なお、指定期間中に法令等に改正があった場合は、改正後の規定に従うものとする。

ア 地方自治法

イ 都市公園法

ウ 都市公園法施行令

エ 都市公園法施行規則

オ 富士市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

カ 富士市都市公園条例

キ 富士市都市公園条例施行規則

- ク 富士市都市公園の設置基準等を定める規則
- ケ 建築基準法
- コ 個人情報の保護に関する法律
- サ 富士市個人情報の保護に関する法律施行条例
- シ 富士市情報公開条例
- ス 富士市行政手続条例
- セ 富士市環境基本条例
- ソ 富士市役所環境方針
- タ 施設維持、設備保守点検に関する法規
- チ 消防法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ツ その他公園施設の維持管理運営に係る関係法令
- テ 富士市自家用電気工作物保安規程（別紙8）
- ト 都市公園施設の維持補修修繕にあたり遵守すべき、主な関係仕様書等
 - (ア) 土木工事標準仕様書
 - (イ) 公共建築工事標準仕様書
 - (ウ) 土木工事施工管理基準
 - (エ) 公共電気・機械設備工事仕様書
 - (オ) 富士市都市公園等維持管理業務委託仕様書
 - (カ) 富士市公園等植物管理標準仕様書
 - (キ) 病虫害防除に関する特記仕様書

2) 物品等の帰属

- ア 施設の運営に支障をきたさないよう適切に物品及び備品を管理すること。
- イ 市が施設に設置する物品や備品については、富士市の所有とし、その使用及び保管に十分注意すること。
- ウ 指定管理者は、物品や備品を新たに購入し、又は廃棄するときは市に報告しなければならない。
- エ 指定管理者が自ら購入、搬入した備品等は、指定管理者の所有とする。ただし、市が必要と判断して指定管理料の中で指定管理者に購入させたものは、この限りではない。

3) 保険への加入

指定管理者の業務上の瑕疵により生じた損害に対する賠償保険は、市が加入する「全国市長会市民総合賠償補償保険」により対応できるため、別途加入する必要はない。ただし、仕様書で定める業務以外に指定管理者が実施する自主事業、施設の管理に関し通常有すべき注意義務を怠るなど管理上の責任により損害が生じたときは当該保険の対象外となるため、損害賠償に対応できるよう、適切な保険に加入すること。

4) 環境政策関係の取組み事項

- ア 物品の購入等の際は、環境に配慮した製品を優先的に選ぶこと。
- イ 分別ボックスを設置するなど、ごみの資源化の促進を図ること。
- ウ 両面コピーの徹底など、事務処理における省資源化を図ること。

5) 福祉政策関係の取組み事項

- ア わかりやすい案内サインや点字案内の設置、受付場所への老眼鏡の設置、アクセシビリティに配慮したホームページづくりなど、高齢者や障害者が支障なく施設を利用できるよう努めること。
- イ 障害に関する豊富な知識や技術を持つ相談員を配置するなど、福祉に係る施設機能の質的向上を図ること。

6) 自治会（公園愛護会）との連携・推進

一部の指定公園施設については、地元自治会と連絡調整を行い維持管理に当たること。また、公園愛護会が設立されていない指定公園の場合は、市と連携し、地元自治会との協働による管理業務の推進に努めること。

参考として、地元自治会などが設立した公園愛護会については、別紙6「自治会（公園愛護会）一覧表」を参照。

なお、公園愛護会の主な活動は、公園内の清掃、除草、低木の剪定、遊具の点検や塗装などの簡単な管理作業を行い、公園を良好な状態に保つために取り組んでいる。

7) ボランティア団体との協働事業の推進

指定公園では、ボランティア団体の活動を積極的に受け入れるなど、市民が参加できる清掃活動や植栽活動に加え、ガイド活動などにも協力してもらい、市民と一緒に公園の管理や美化・利活用促進に取り組むこと。

8) ホームレスへの対応

指定公園におけるホームレスに関し、市と協力しながら下記の業務を行う。

- ア 定住型ホームレスに関する指定公園内での活動の調査及び注意
- イ 移動型ホームレスに関する移動状況の調査、把握及び注意
- ウ 空テント、廃棄物等の処理
- エ 市が実施するホームレスパトロールへの協力
- オ その他市の指示する事項

9) 市主催事業等への協力

市やその他関連団体等が主催する事業について、施設の利用に協力すること。

10) 利用調整会議の開催

施設利用者が円滑かつ効率的に利用できるよう、市や市の関連団体が開催する事業については、毎年10月までに利用調整会議を開催し、翌年度に予定されているイベント等の日程を事前に調整することで、利用者の利便性向上を図ること。

11) 協議事項

その他、仕様書に定めのない事項は、市と指定管理者とで協議の上、定めることとする。

1.1 市が用意する関連資料

- ・ 関係例規
- ・ 富士市都市公園(指定公園)調書一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・別紙1
- ・ 富士市都市公園(指定公園)施設一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・別紙2
- ・ 富士市都市公園(指定公園)管理区域図及び施設平面図・・・・・・・・別紙3
- ・ 施設維持管理(植物)業務一覧表(参考)・・・・・・・・・・・・・・・・別紙4
- ・ 施設維持管理(清掃・点検等)業務一覧表(参考)・・・・・・・・別紙5
- ・ 自治会(公園愛護会)一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・別紙6
- ・ 病虫害防除に関する特記仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙7
- ・ 富士市自家用電気工作物保安規程・・・・・・・・・・・・・・・・別紙8
- ・ 前指定管理者が使用していた備品一覧表(積算参考資料)・・・・・・・・別紙9

- 修繕履歴一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 10
- 健全度調査票(建築物)・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 11
- イベント情報(使用料の減免)・・・・・・・・・・・・別紙 12

別紙1 富士市都市公園(指定公園)調書一覧表

番号	公園名	所在地	計画決定		供用開始		指定管理 面積(ha)	公園種別
			年月日	面積(ha)	年月日	面積(ha)		
1	米の宮公園	富士市米之宮町 303	S42. 12. 26	4. 8	S38. 3. 31	3. 77	3. 77	近隣公園
2	岩本山公園	富士市岩本 1605	S39. 3. 4	13. 2	S39. 3. 31	13. 09	13. 09	風致公園
3	広見公園	富士市伝法 46-1	S49. 11. 19	14. 6	S44. 3. 31	13. 67	13. 67	総合公園
4	中央公園	富士市永田町 2 丁目 112	S45. 6. 23	6. 3	S48. 6. 16	6. 30	6. 30	地区公園
5	富士西公園 (入山瀬緑地)	富士市入山瀬 772-1	H9. 9. 26	6. 8	H14. 7. 15	6. 80	6. 80	緑地
6	湧水公園	富士市東比奈 2 丁目	—	—	S54. 6. 2	0. 34	0. 34	風致公園
7	富士と港の見える公園	富士市鈴川 621-6	—	—	S63. 3. 31	0. 15	0. 15	風致公園
8	善得寺公園	富士市今泉 1015	—	—	H2. 3. 31	0. 09	0. 09	歴史公園
9	原田湧水池公園	富士市原田 1147-4	—	—	H13. 3. 31	0. 15	0. 15	風致公園
10	入道樋門公園 (新浜公園)	富士市宮島 1394-2	S40. 7. 15	4. 2	H16. 3. 31	0. 70	0. 70	風致公園
11	原田公園	富士市原田 704	S40. 7. 15	5	H3. 3. 31	3. 67	3. 67	近隣公園
12	浮島ヶ原自然公園	富士市中里 2553-8	H17. 1. 12	4. 2	H19. 3. 31	4. 20	4. 20	風致公園
13	浮島沼つり場公園	富士市中里 2626-11	—	—	S54. 6. 2	0. 75	0. 75	風致公園
14	新通町公園	富士市中央町 2 丁目 31	S41. 5. 7	0. 5	S42. 10. 1	0. 50	0. 50	街区公園
15	南町公園	富士市御幸町 3618-58	S40. 7. 15	0. 9	S47. 3. 31	0. 52	0. 52	近隣公園
16	竹採公園	富士市比奈 2085-4	—	—	H3. 3. 31	0. 68	0. 68	歴史公園
17	鎧ヶ淵親水公園	富士市原田 1165-3	—	—	H5. 3. 31	0. 27	0. 27	風致公園
18	かがみ石公園	富士市原田 1350-1	—	—	H18. 3. 31	0. 37	0. 37	風致公園
19	入山瀬公園	富士市入山瀬 8-12	S51. 7. 29	0. 33	S52. 5. 5	0. 33	0. 33	街区公園

別紙2 富士市都市公園(指定公園) 施設一覧表

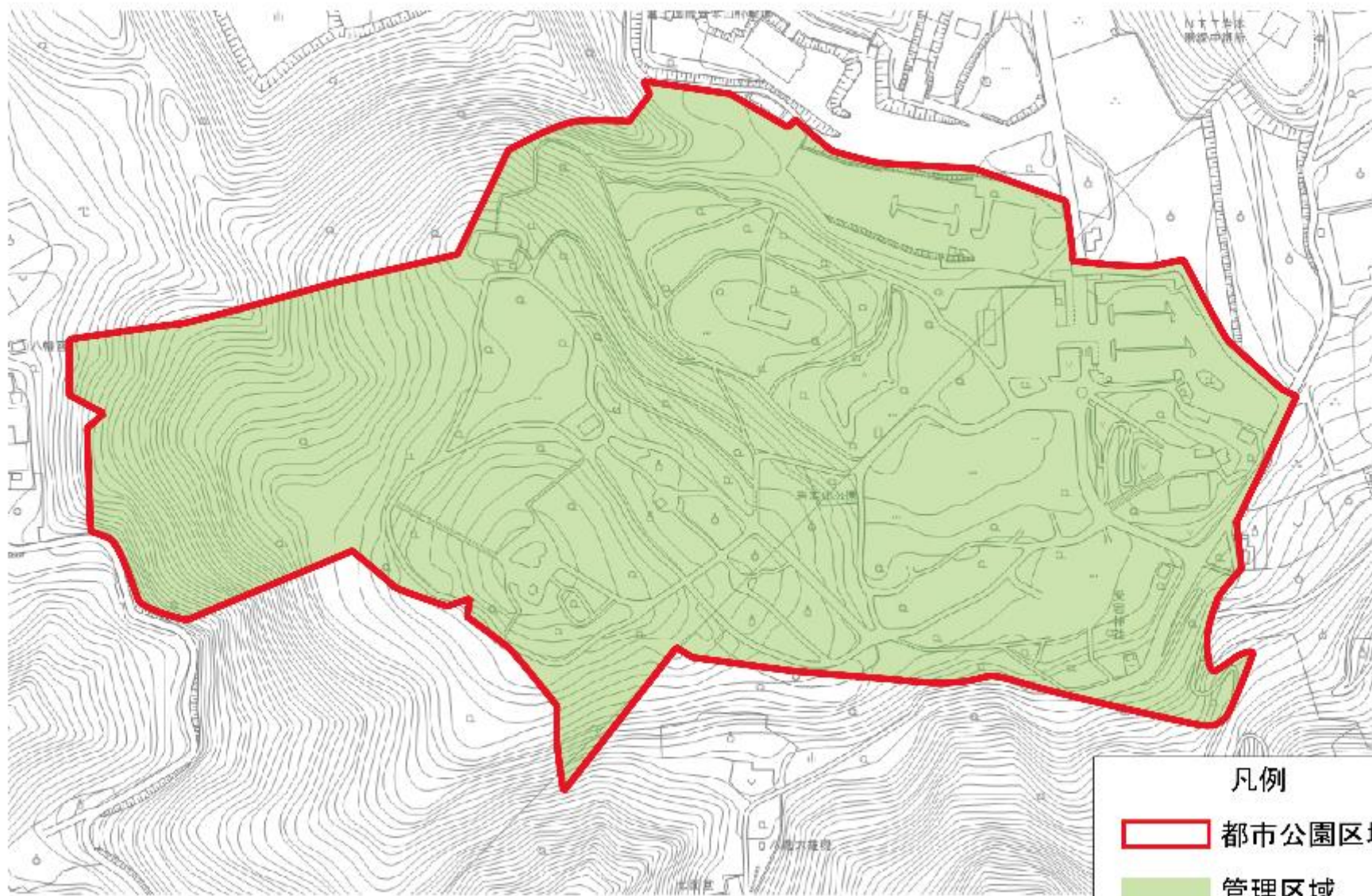
	都市公園名	トイレ					遊具 種類・数量	駐車場		その他の主な設備
		数量	公共下水道	合併浄化槽	単独浄化槽	仮設トイレ		数量	収容台数	
1	米の宮公園	1棟	○				ネット遊具1基、スプリング遊具2基、ジャングルジム1基(公園愛護会管理)、ブランコ1台(公園愛護会管理)、低鉄棒1基(公園愛護会管理)、複合遊具1基	2箇所	一般車用41台 身障者用2台 駐輪場2箇所	多目的広場1箇所、芝生広場1箇所、ポンプ施設1箇所、噴水設備1箇所、時計台1基
2	岩本山公園	2棟		240人槽			複合遊具1基	3箇所	一般車用283台 身障者用4台 大型車用6台	展望施設3箇所、レストハウス1棟、芝生広場1箇所、バードサンクチュアリ1箇所、ポンプ設備1箇所、受変電設備
3	広見公園	4棟	○多機能トイレ		中央芝生広場(50人槽) 正門駐車場(50人槽) 西側トイレ(50人槽)		滑り台1基、ブランコ2台、ジャングルジム1基、複合遊具1基、スプリング遊具2台、低鉄棒1基	3箇所	一般車用146台 大型車用5台 身障者用4台 駐輪場2箇所	バラ園1箇所、彫刻の森1箇所、多目的広場1箇所、芝生広場3箇所、時計台3基
4	中央公園	3棟	○				—	1箇所	一般車用187台 小型車用64台 身障者用5台 多目的広場100台 駐輪場98台	野外ステージ1箇所、バラ園1箇所、時計塔1基、花時計1基、富士見の広場イベント広場1箇所、管理棟1棟、噴水設備(ポンプ設備)1基、受変電設備、受水槽、多目的広場(臨時駐車場)1箇所、水遊び場1箇所【R8設置予定】
5	富士西公園	4棟		屋外トイレ(50人槽) 管理センター(119人槽) 高架下トイレ(50人槽)			岩2箇所、ツリーハウス1基、ターザンロープ1基、ロープ渡り1基、丸太渡り2箇所、丸太くぐり1箇所、棒渡り1箇所、バスケットゴール、ポストロッククライミング遊具、マット遊具1箇所、ムービング遊具4台、複合遊具1基、スプリング遊具2台	2箇所	一般車用144台 身障者用5台 高齢者用2台	多目的広場1箇所、イベント広場1箇所、スポーツコート1箇所、プレイグラウンド1箇所、管理棟1棟、霧の池1、人道橋2箇所、時計台2基
6	湧水公園	—					—	—	—	時計台1基、池3箇所、四阿2基
7	富士と港の見える公園	1棟			25人槽		複合遊具1基	1箇所	一般車用7台	展望台1箇所、見附門、記念碑
8	善得寺公園	1棟	○				—	1箇所	一般車用3台	多目的広場(臨時駐車場)1箇所、三武将の庭石1個、くぐり門1個
9	原田湧水池公園	—					—	—	—	水車1基、水車小屋1棟、木橋2箇所、ウッドデッキ1個、流れ
10	入道樋門公園	1棟	○				—	1箇所	一般車用13台 駐輪場10台	記念碑3基、モニュメント
11	原田公園	4棟		○(10人槽)			複合遊具2基、ネット遊具1基、滑り台2基、鉄棒1基	3箇所	一般車用97台 身障者用3台	多目的広場2箇所、芝生広場、児童広場、遊具2箇所、水面
12	浮島ヶ原自然公園	1棟		○(30人槽)			—	1箇所	一般車用35台	広場、ウッドデッキ、管理棟
13	浮島沼つり場公園	1棟					—	1箇所	一般車用11台	広場、ウッドデッキ
14	新通町公園	1棟					ブランコ1基、鉄棒1基、滑り台1基	1箇所	一般車用22台	グラウンド、遊具、建物1棟(新幹線展示)
15	南町公園	1棟					スプリング遊具2基、複合遊具1基	—	—	多目的広場、遊具広場、記念碑

	都市公園名	トイレ					遊具	駐車場		その他の主な設備
		数量	公共下水道	合併浄化槽	単独浄化槽	仮設トイレ	種類・数量	数量	収容台数	
16	竹採公園	1棟					—	1箇所	一般車用9台	庭
17	鑑ヶ淵親水公園	—					—	—	—	池3箇所
18	かがみ石公園	—					—	1箇所	一般車用2台	四阿
19	入山瀬公園	1棟	○				ブランコ1基、滑り台1基、鉄棒1基	—	—	広場、建物1棟 (SL展示)

別紙3 富士市都市公園(指定公園)管理区域図及び施設平面図



岩本山公園



広見公園



凡例

-  都市公園区域
-  管理区域


中央公園



富士西公園

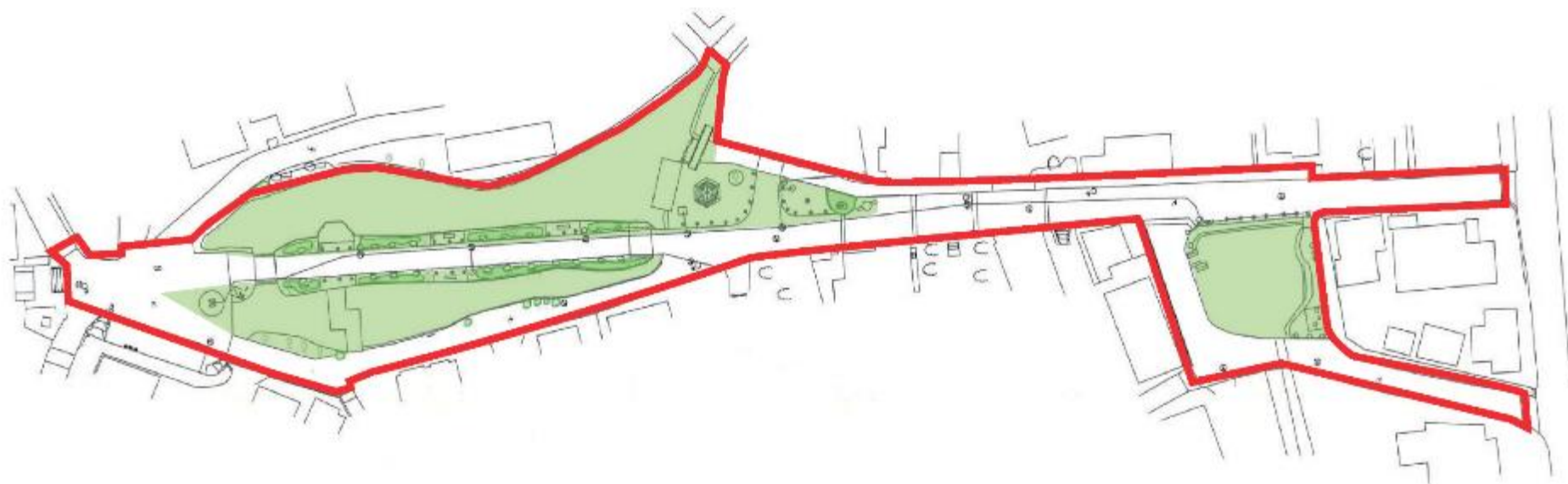


凡例

 都市公園区域

 管理区域

湧水公園

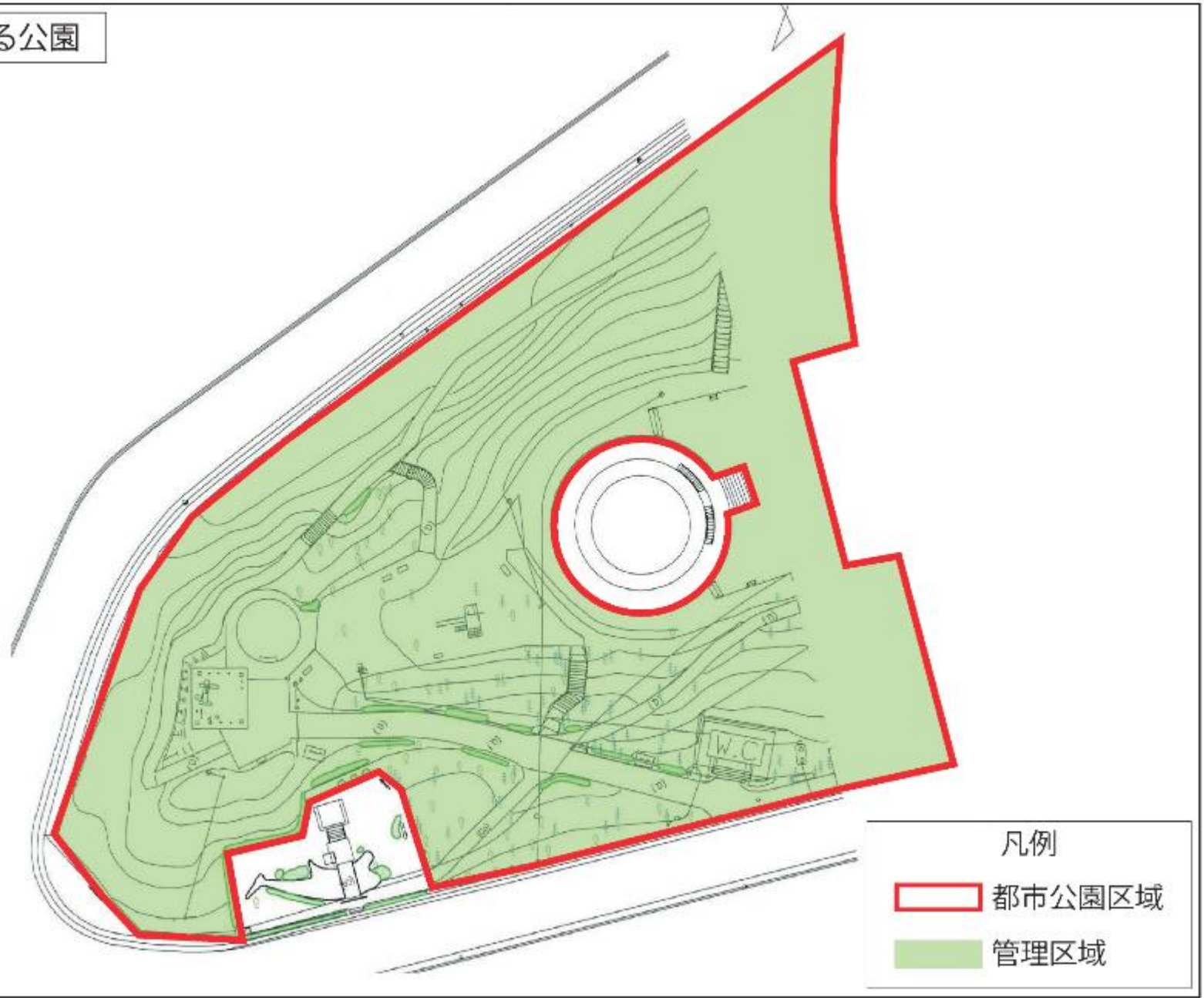


凡例

 都市公園区域

 管理区域

富士と港の見える公園



善得寺公園



凡例


 都市公園区域

 管理区域

原田湧水池公園

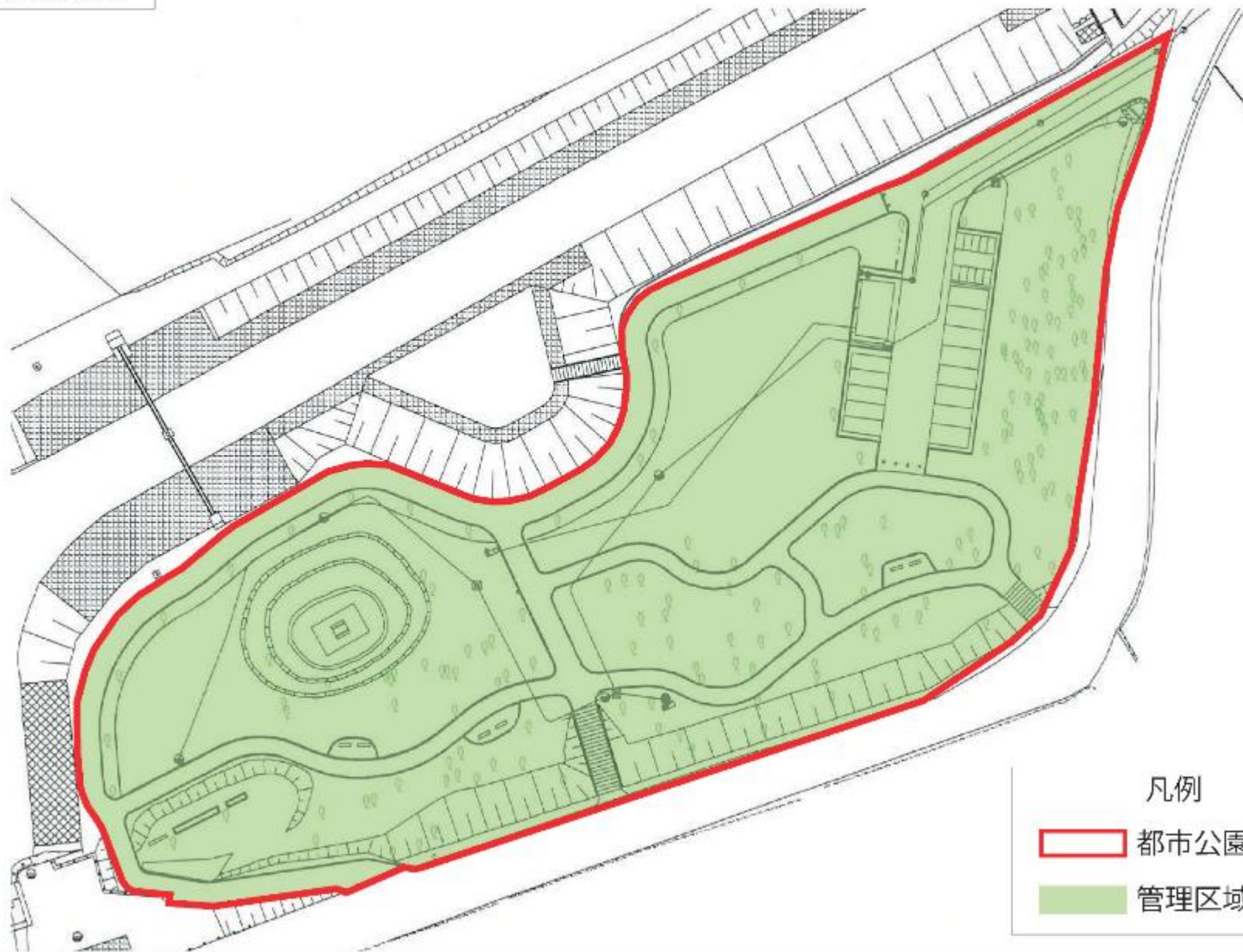


凡例

 都市公園区域

 管理区域

入道樋門公園



原田公園



凡例


 都市公園区域

 管理区域

浮島ヶ原自然公園

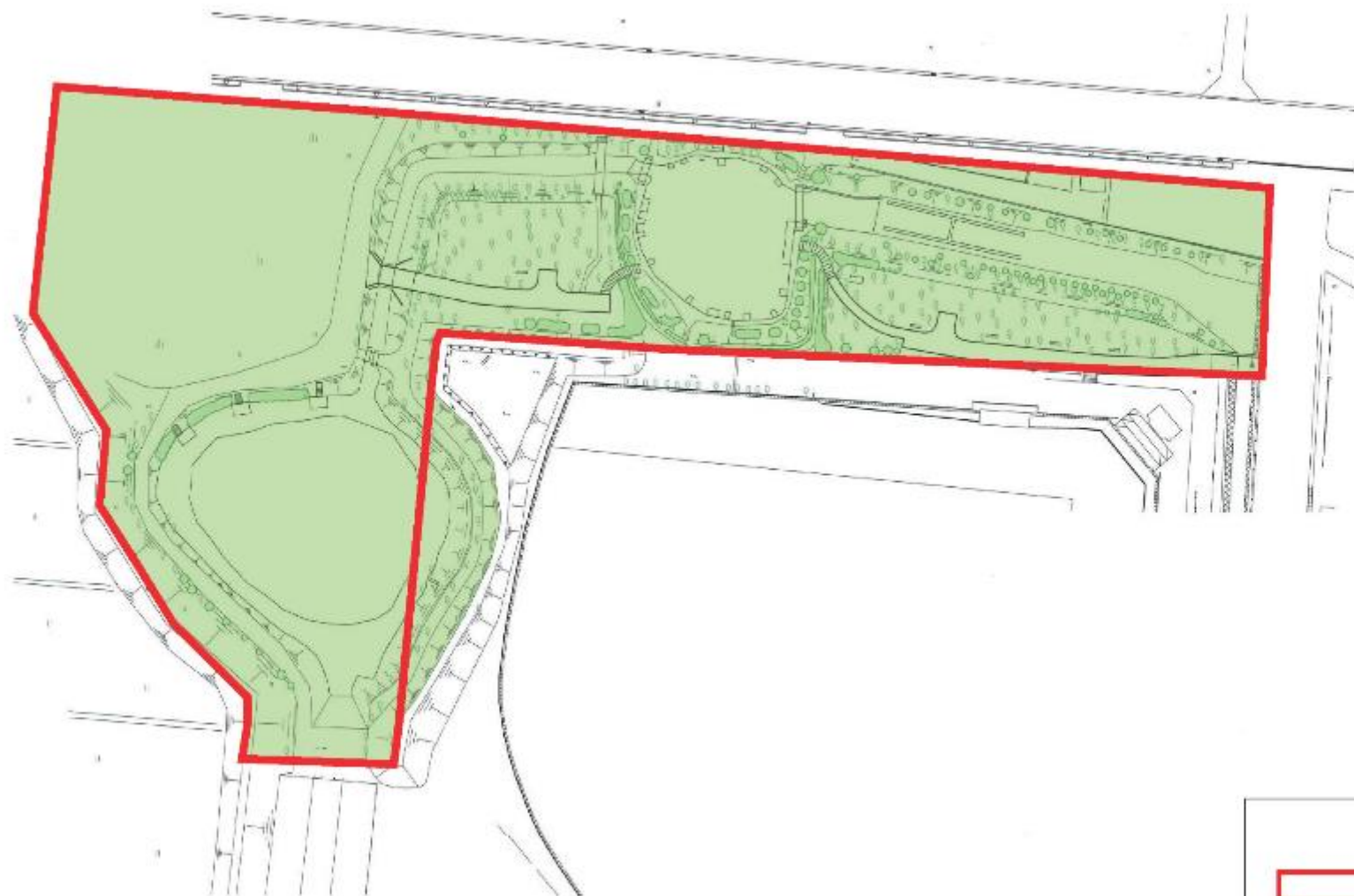


凡例

 都市公園区域

 管理区域

浮島沼つり場公園

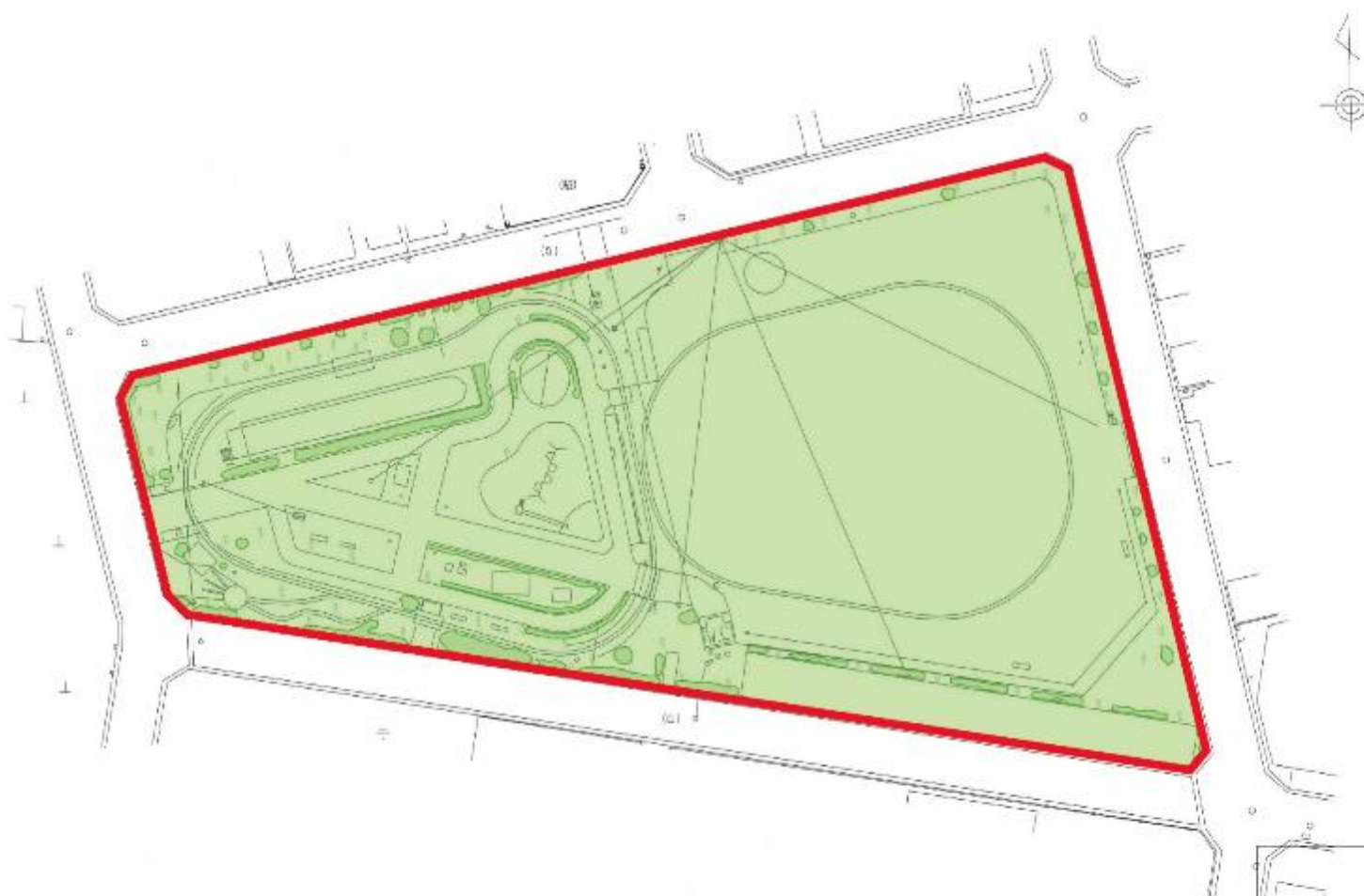


凡例

 都市公園区域

 管理区域

新通町公園



凡例

-  都市公園区域
-  管理区域

南町公園



凡例

-  都市公園区域
-  管理区域

竹採公園



鏡ヶ渚親水公園



凡例


 都市公園区域

 管理区域

かがみ石公園



凡例

 都市公園区域

 管理区域

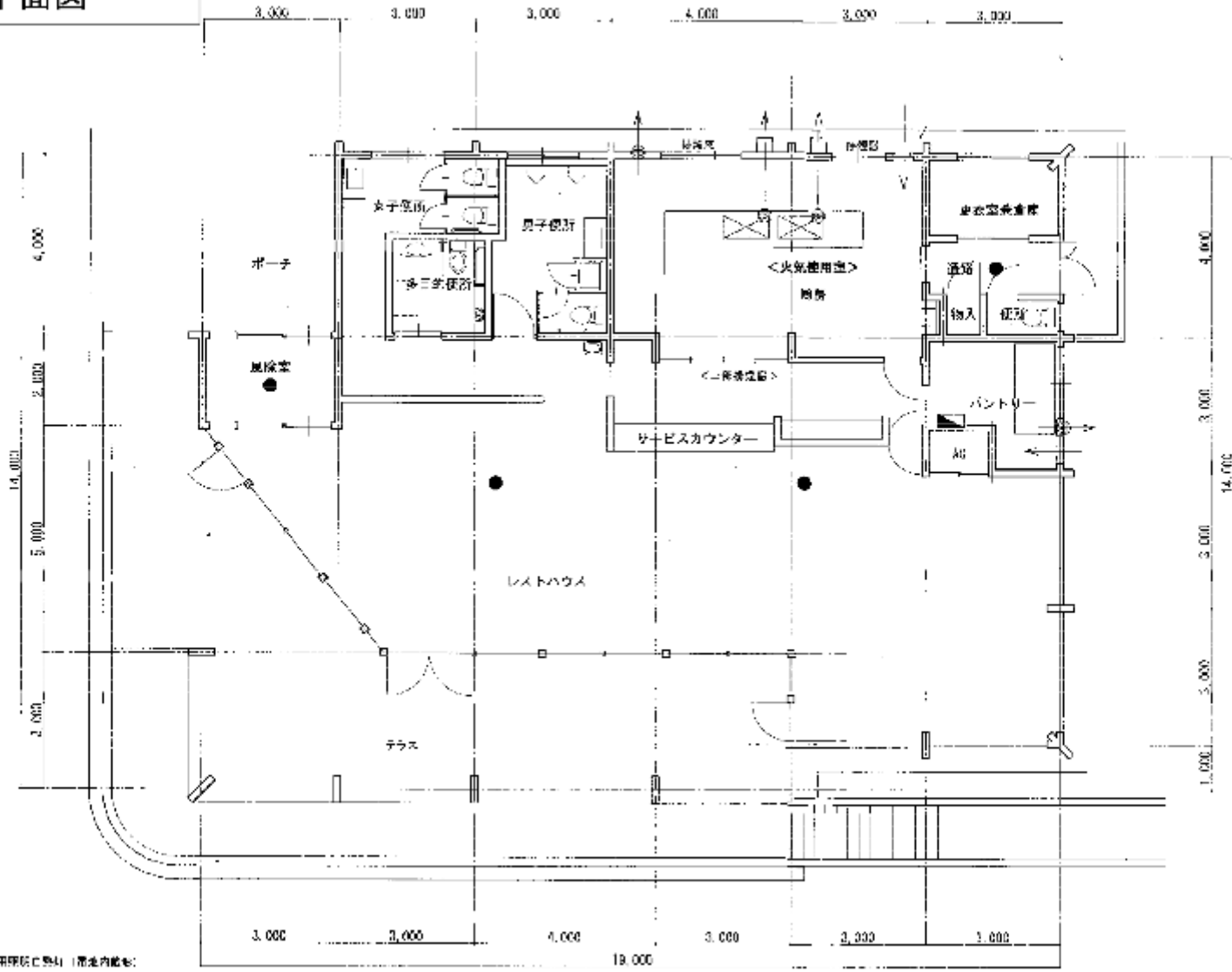
入山瀬公園



凡例

-  都市公園区域
-  管理区域

岩本山公園レストハウス 1階平面図



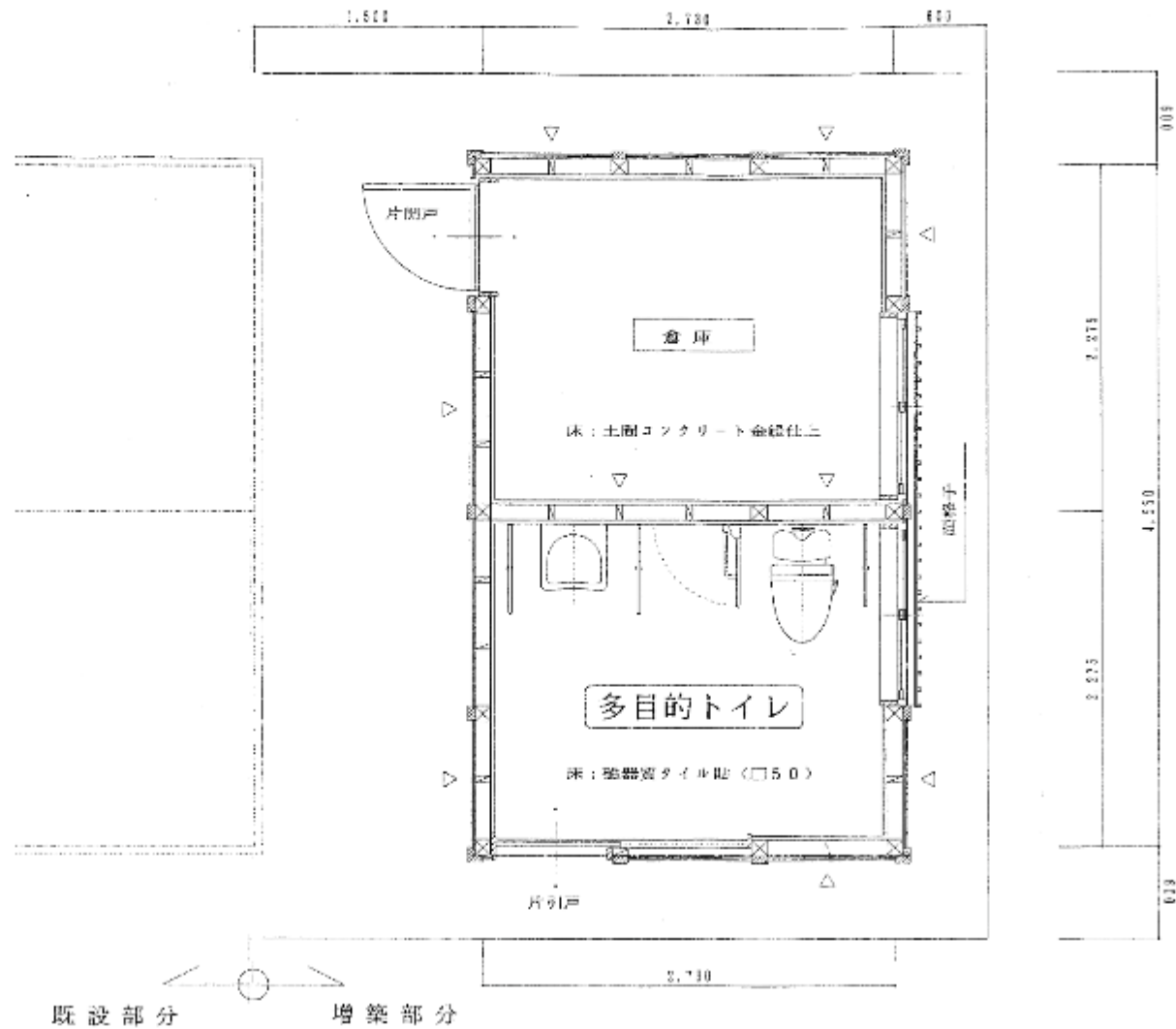
- 非常用照明(点灯) (常点灯配電)
- 換気扇
- ⊠ フード排気機
- ① 水戻り管

1階平面図 1/100

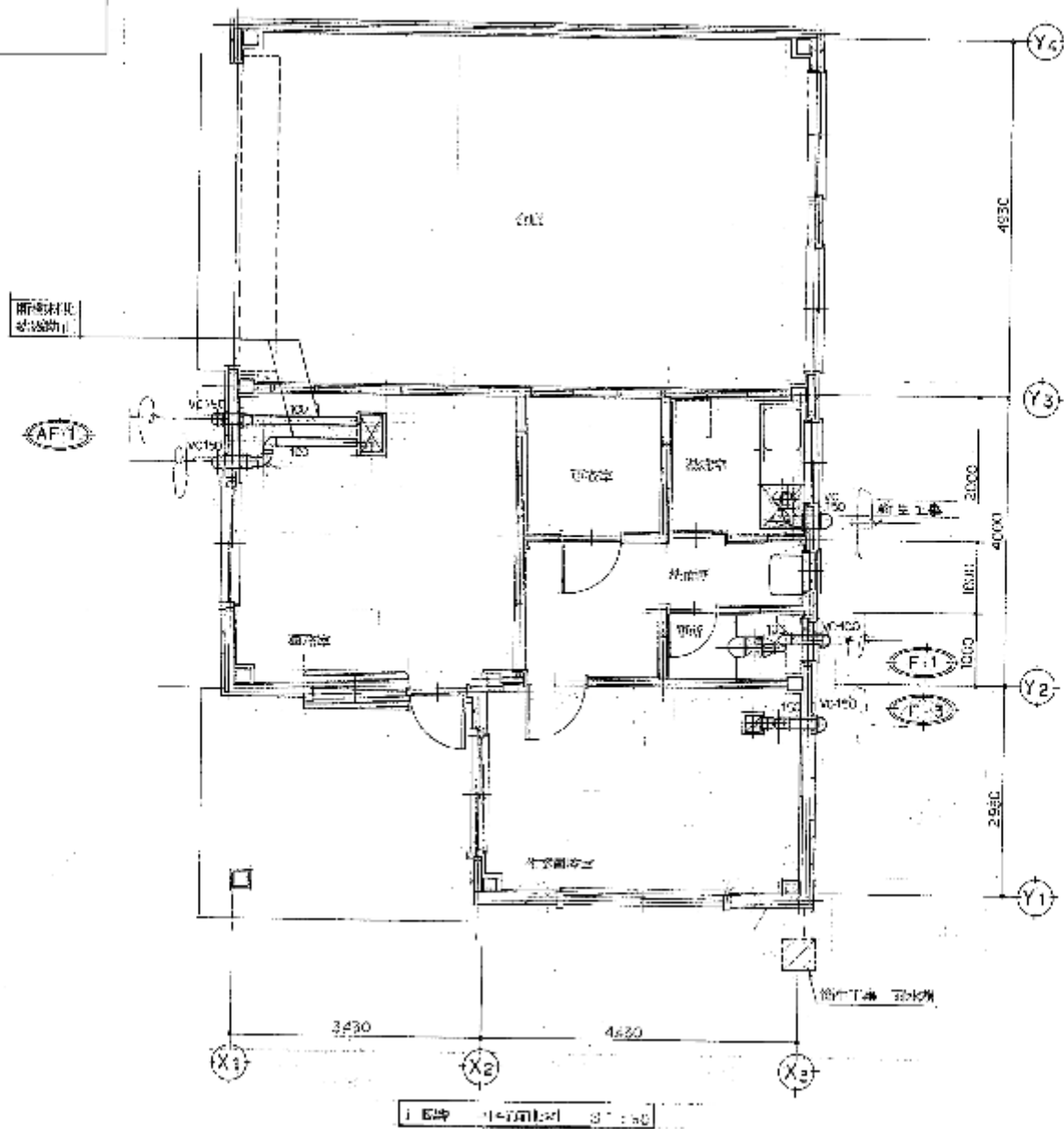
岩本山公園
管理棟兼公園便所

平面図

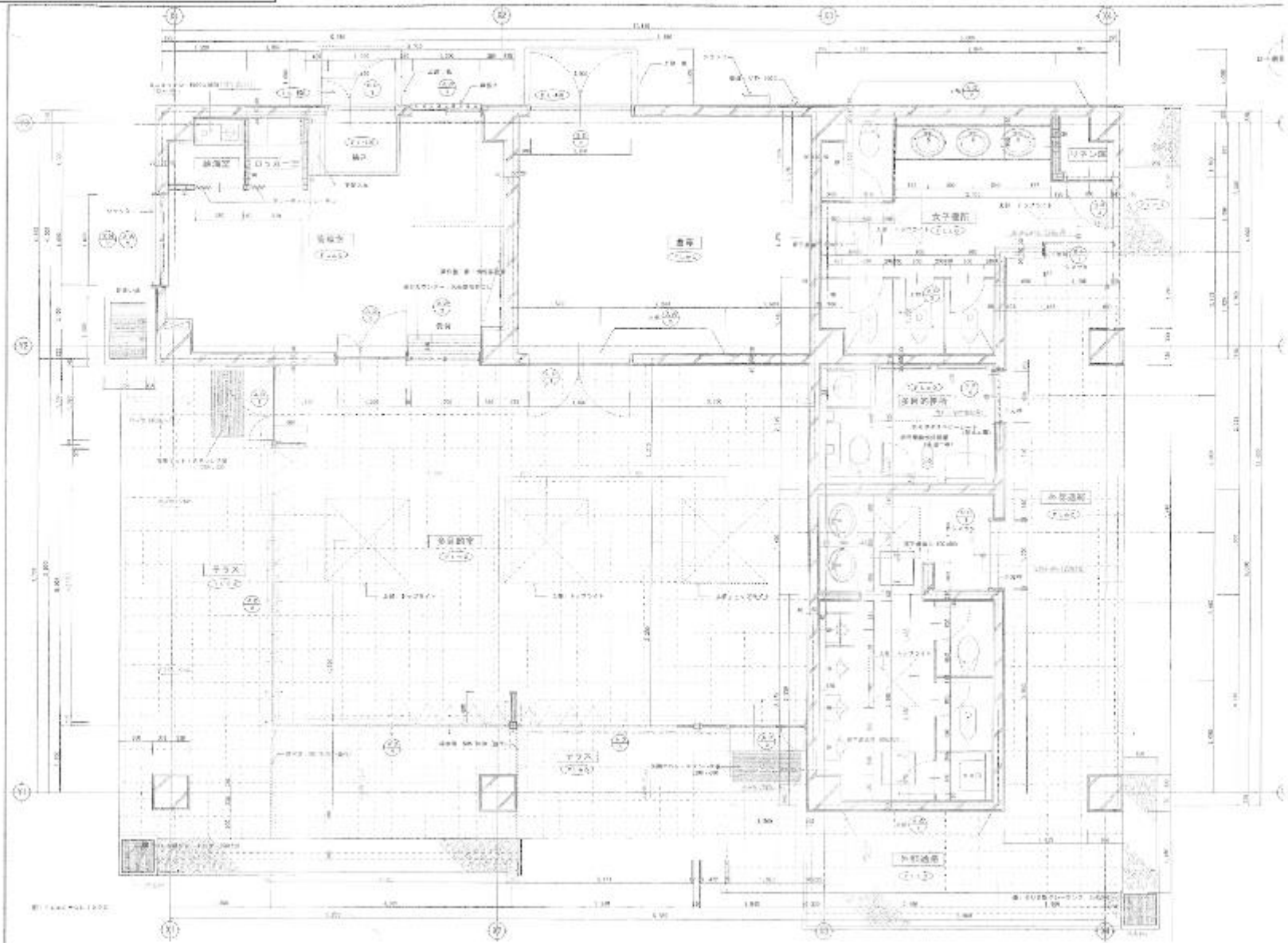
S=1:30



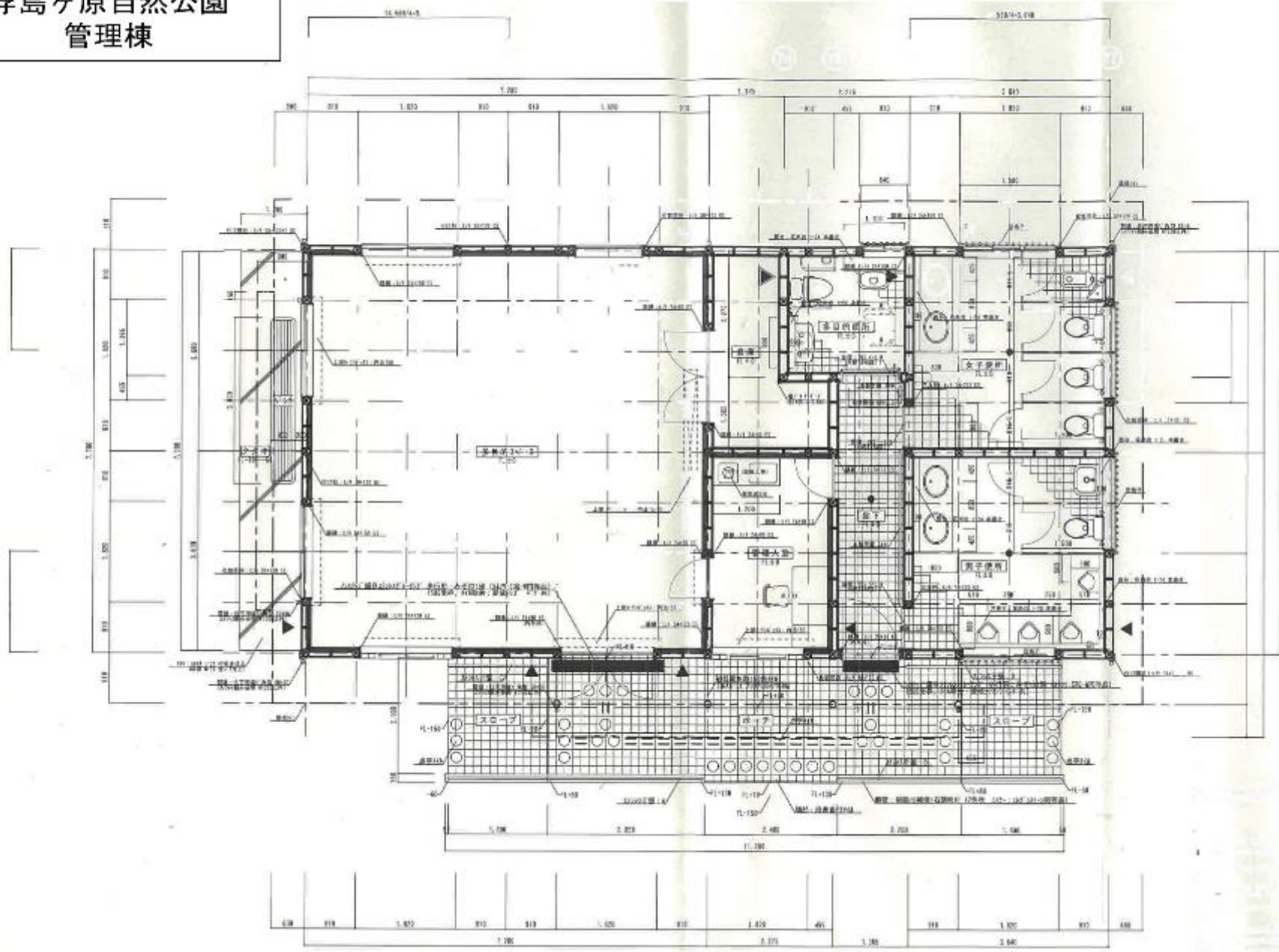
中央公園
管理棟



富士西公園 管理棟



浮島ヶ原自然公園
管理棟



別紙4 施設維持管理（植物）業務一覧表（参考）

施設区分	維持管理業務の種類	実施頻度等（参考）	数量
米の宮公園	●植栽管理工		
	中高木剪定工	1回以上/年	—
	低木剪定工	1回以上/年	1,810m ²
	生垣剪定工	1回以上/年	363m
	ハギ剪定工	1回以上/年	68m ²
	施肥（置肥）工	1回以上/年	1,810m ²
	抜き取り除草工	2回以上/年	2,156m ²
	病虫害防除工	1回以上/年	—
	枯損木、支障木、越境木処理工	適宜	—
	●芝生管理工（植栽部、広場）		植栽部： 6,057m ² 広場： 2,780m ²
	芝刈工	5回以上/年	8,837m ²
	施肥（置肥）工	1回以上/年	8,837m ²
	抜き取り除草工	3回以上/年	7,069m ²
	目土工	1回以上/年	7,069m ²
	芝生養生工（芝生広場） （エアレーション）	1回以上/年	2,780m ²
	●処分工（適正な処分、チップ化）	適宜	—
岩本山公園	●植栽管理工		
	中高木剪定工	1回以上/年	—
	低木刈込工（寄植え）	1回以上/年	3,220m ²
	玉物刈込工	1回以上/年	150株
	アジサイ剪定工	1回以上/年	2,650m ²
	施肥工	1回以上/年	—
	病虫害防除工	1回以上/年	—
	枯損木、支障木、越境木処理工	適宜	—
	●芝生管理工		
	芝刈工	利用者に支障とならぬよう常に良好な状態を保つこと。	16,000m ²
	施肥工	3回以上/年	—
	目土工	1回以上/年	11,200m ²
	除草工（抜き取り、薬剤）	2回以上/年	28,800m ²
	芝生養生工（エアレーション）	1回以上/年	16,000m ²

施設区分	維持管理業務の種類	実施頻度等（参考）	数量
岩本山公園	●除草工		
	除草工 （機械、人力、抜き取り）	機械 2回以上/年、人力 4回以上/年、薬 3回以上/年	27,170㎡
	●花壇管理工		
	花壇植替工	2回以上/年	5,000ポット
	●土砂片付工		
	土砂片付工 （第3駐車場、園内側溝清掃）	1回以上/年	2箇所
	●バラ園管理工		
	剪定工	2回以上/年	412本
	剪定・誘引工	2回以上/年	4本
	芽かき・摘蕾工	1回以上/年	412本
	咲殻取り	2回以上/年	416本
	病虫害防除工	予防1回以上/年、発生時	—
	施肥工（元肥）	1回以上/年	412本
	施肥工（追肥）	1回以上/年	412本
	施肥工（マルチング）	1回以上/年	412本
	抜き取り除草工	9回以上/年	529㎡
	中耕工	2回以上/年	529㎡
	●処分工（適正な処分、チップ化）	適宜	—
	広見公園	●植栽地管理工	
中高木剪定工		1回以上/年	—
低木剪定工		1回以上/年	1,022株
列植剪定工		1回以上/年	920m
生垣剪定工		1回以上/年	1,142m
寄植剪定工		1回以上/年	4,210㎡
寄植施肥工		1回以上/年	4,210㎡
病虫害防除工		予防1回以上/年、発生時	—
入口広場剪定工		植物を常に良好な状態を保ち、利用者に支障とならぬようにすること。	3本
協力の碑周辺剪定工			206㎡
上木剪定工			—
枯損木、支障木、越境木処理工		適宜	—
●処分工（適正な処分、チップ化）		適宜	—
●芝生管理工			

施設区分	維持管理業務の種類	実施頻度等（参考）	数量
広見公園 (バラ花壇管理)	芝刈工	利用者に支障とならぬよう常に良好な状態を保つこと。	17,390㎡
	施肥・目土工	1回以上/年	17,390㎡
	抜き取り除草工	1回以上/年	7,100㎡
	●除草工（園内）		
	草刈工（人力、抜き取り）	2回以上/年	78,080㎡
	●処分工（適正な処分、チップ化）	適宜	—
	●剪定工		
	剪定工	2回以上/年	1,947株
	咲殻取り工	7回以上/年	—
	●除草工		
	抜き取り除草工	5回以上/年	1,790㎡
	●病害虫防除工		
	薬剤防除	19回以上/年	—
	●施肥工		
	追肥	1回以上/年	1,947株
	寒肥	1回以上/年	1,947株
	●付帯工		
	ツゲ生垣刈込み工	植物を常に良好な状態を保ち、利用者に支障とならぬようにすること。	138㎡
	コニファー剪定工		339本
	●処分工（適正な処分）	適宜	—
中央公園 (東側)	●植栽地管理工		
	枯損木、支障木、越境木処理工	適宜	—
	●外周植樹帯工		
	草刈工	1回以上/年	3,325㎡
	樹木防除工	適宜	—
	抜き取り除草工	3回以上/年	800㎡
	施肥工	1回以上/年	800㎡
	剪定工	植物を常に良好な状態を保ち、利用者に支障とならぬようにすること。	800㎡
	●松管理工		
	みどりつみ・古葉取り工	1回以上/年	15本
	薬剤散布工	3回以上/年	15本
	施肥・冬季菰巻工	1回以上/年	15本

施設区分	維持管理業務の種類	実施頻度等（参考）	数量	
中央公園 (東側)	●低木施肥工			
	寄植施肥工	1回以上/年	1,260m ²	
	仕立株物施肥工	1回以上/年	71株	
	笹部分施肥工	1回以上/年	1,956m ²	
	●低木剪定工			
	寄植剪定工	1回以上/年	1,260株	
	仕立株物剪定工	1回以上/年	71株	
	笹部分剪定工	1回以上/年	1,956m ²	
	抜き取り除草工	3回以上/年	4,000m ²	
	●中高木管理工			
	中高木剪定工	植物を常に良好な状態を保ち、利用者に支障とならぬようにすること。	—	
	植栽地内芝刈工	3回以上/年	2,071m ²	
	植栽地内施肥工	1回以上/年	2,071m ²	
	抜き取り除草工	3回以上/年	2,071m ²	
	病虫害防除工	予防1回以上/年、発生時	—	
	●芝生広場管理工			
	芝刈工	5回以上/年	11,162m ²	
	抜き取り除草工	2回以上/年	8,930m ²	
	施肥工	1回以上/年	11,162m ²	
	目土工	1回以上/年	11,162m ²	
	●池周辺管理工			
	除草工	3回以上/年	100m ²	
	樹木施肥工	1回以上/年	100m ²	
	刈込工	1回以上/年	100m ²	
	●野外ステージ管理工			
	芝刈工	3回以上/年	440m ²	
	抜き取り除草工	2回以上/年	352m ²	
	施肥工	1回以上/年	440m ²	
	目土工	1回以上/年	440m ²	
	●処分工（適正な処分、チップ化）	適宜	—	
	(西側)	●駐車場周辺管理工		
		寄植剪定・施肥工	1回以上/年	856m ²
		抜き取り除草工	4回以上/年	856m ²

施設区分	維持管理業務の種類	実施頻度等（参考）	数量
中央公園 (西側)	病虫害防除工	予防1回以上/年、発生時	—
	●多目的広場周辺管理工		
	寄植剪定・施肥工	1回以上/年	515m ²
	抜き取り除草工	4回以上/年	515m ²
	病虫害防除工	予防3回以上/年、発生時	—
	芝刈工	5回以上/年	1,390m ²
	抜き取り除草工	4回以上/年	1,112m ²
	目土工	1回以上/年	1,390m ²
	施肥工	3回以上/年	—
	薬剤除草工	4回以上/年	—
	芝生養生工（エアレーション）	1回以上/年	1,390m ²
	●イベント広場周辺管理工		
	寄植剪定・施肥工	1回以上/年	690m ²
	抜き取り除草工	4回以上/年	690m ²
	病虫害防除工	予防3回以上/年、発生時年	—
	芝刈工	5回以上/年	3,900m ²
	抜き取り除草工	4回以上/年	3,120m ²
	目土工	1回以上/年	3,900m ²
	施肥工	3回以上/年	—
	除草工	4回以上/年	—
	芝生養生工（エアレーション）	1回以上/年	3,900m ²
	●中高木管理工		
	中高木剪定工	2回以上/年	—
	病虫害防除工	予防1回以上/年、発生時	—
	●処分工（適正な処分、チップ化）	適宜	
	枯損木、支障木、越境木処理工	適宜	—
	中央公園 (東側バラ園)	●剪定工	
咲殻取り工		5回以上/年	740株
軽剪定工		1回以上/年	740株
冬季剪定工		1回以上/年	740株
病虫害防除工		予防1回/年、発生時	—
●施肥工			
追肥		2回以上/年	—
土壌改良材（苦土石灰）		1回以上/年	—

施設区分	維持管理業務の種類	実施頻度等（参考）	数量
中央公園 (東側バラ園)	●除草工		
	抜き取り除草工	5回以上/年	651m ²
	●処分工（適正な処分）	適宜	
(西側バラ)	●剪定工		
	咲殻取り工	5回以上/年	381株
	軽剪定工	1回以上/年	381株
	冬季剪定工	1回以上/年	381株
	●病害虫防除工		
	薬剤散布工	予防12回以上/年、発生時	—
	●施肥工		
	追肥	1回以上/年	381株
	土壌改良材（苦土石灰）	1回以上/年	381株
	●耕運工		
	中耕工	2回以上/年	650m ²
	●除草工		
	抜き取り除草工	5回以上/年	730m ²
芝刈工	利用者に支障とならぬよう常に良好な状態を保つこと。	77m ²	
(花時計)	●処分工（適正な処分）	適宜	—
	●花苗工		
	花苗植付（入替）	6回以上/年	3,250株
	●施肥工		
	ピートモス	入替時（6回以上/年）	6袋
	肥料(60 日用コーティング)		6回
	苦土石灰		6袋
	消石灰		6袋
	微量元素		12kg
	●農薬散布		
	オルトラン粒等	5回以上/年	—
	●説明看板管理工		
	説明看板工（作成、設置）	6回以上/年	6枚
	富士西公園	●植栽地管理工	
中高木剪定工		8回以上/年	—
低木剪定工		3回以上/年	12,986m ²

施設区分	維持管理業務の種類	実施頻度等（参考）	数量
富士西公園	抜き取り除草工（地被類，低木植栽部）	4回以上／年	13,486㎡
	機械草刈工	4回以上／年	9,231㎡
	施肥工	1回以上／年	9,984㎡
	病虫害防除工	予防2回以上／年、発生時	—
	枯損木、支障木、越境木処理工	適宜	—
	●芝生管理工		
	芝刈工	6回以上／年	15,100㎡
	抜き取り除草工	3回以上／年	11,540㎡
	施肥工（置肥）	1回以上／年	15,100㎡
	目土工	1回以上／年	11,540㎡
	芝生養生工（エアレーション）	1回以上／年	14,430㎡
	●処分工（適正な処分、チップ化）	適宜	—
湧水公園	●植栽地管理工		
	樹木剪定工	1回以上／年	—
	生垣剪定工	1回以上／年	35m
	抜き取り除草工	2回以上／年	69㎡
	丸池の藻除去工	10回以上／年	—
	病虫害防除工	予防1回以上／年、発生時	—
	枯損木、支障木、越境木処理工	12回以上／年	—
	●処分工（適正な処分）	随時	
富士と港の見える公園	●植栽管理工		
	上木剪定工	2回以上／年	—
	低木剪定工（大刈込み）	2回以上／年	80㎡
	除草工	4回以上／年	—
	枯損木、支障木、越境木処理工	適宜	—
	●処分工（適正な処分）	随時	
善得寺公園	●植栽管理工		
	中木剪定工	1回以上／年	—
	黒竹剪定工	1回以上／年	—
	低木剪定工	1回以上／年	87㎡
	笹類剪定工	1回以上／年	13㎡
	施肥工	1回以上／年	110㎡
	芝刈工	4回以上／年	230㎡

施設区分	維持管理業務の種類	実施頻度等（参考）	数量
善得寺公園	目土工	1回以上/年	230m ²
	施肥工	1回以上/年	460m ²
	植込地抜き取り除草工	2回以上/年	660m ²
	芝生地抜き取り除草工	2回以上/年	690m ²
	機械除草工	適宜	1,060m ²
	病虫害防除工	予防1回以上/年、発生時	—
	枯損木、支障木、越境木処理工	適宜	—
	●処分工（適正な処分）	適宜	
原田湧水池公園	●植栽管理工		
	樹木剪定工	1回以上/年	—
	黒竹剪定工	1回以上/年	—
	低木剪定工	1回以上/年	110m ²
	笹類剪定工	1回以上/年	9m ²
	施肥工（上木、低木）	1回以上/年	270m ²
	植込地抜き取り除草工	適宜	610m ²
	病虫害防除工	予防1回以上/年、発生時	—
	枯損木、支障木、越境木処理工	適宜	—
	●処分工（適正な処分）	適宜	—
入道樋門公園	●植栽地管理工		
	中高木剪定工	1回以上/年	—
	除草工	1回以上/年	4m ²
	病虫害防除工	予防1回以上/年、発生時	—
	枯損木、支障木、越境木処理工	適宜	—
	処分工（適正な処分）	適宜	—
原田公園	●中高木管理		
	中高木剪定（常緑）C15cm～30cm未満	1回以上/年	69本
	中高木剪定（常緑）C30cm～60cm未満	1回以上/年	31本
	中高木剪定（常緑）C60cm～90cm未満	1回以上/年	37本
	中高木剪定（常緑）C90cm～120cm未満	1回以上/年	8本
	中高木剪定（常緑）C120cm～150cm未満	1回以上/年	3本
	中高木剪定（落葉）C15cm～30cm未満	1回以上/年	18本

施設区分	維持管理業務の種類	実施頻度等（参考）	数量
原田公園	中高木剪定（落葉）C30cm～60cm未満	1回以上/年	49本
	中高木剪定（落葉）C60cm～90cm未満	1回以上/年	51本
	中高木剪定（落葉）C90cm～120cm未満	1回以上/年	10本
	中高木剪定（落葉）C120cm～150cm未満	1回以上/年	14本
	●低木管理		
	低木剪定寄植	1回以上/年	3650m ²
	アジサイ剪定咲き殻剪定	1回以上/年	720m ²
	緑化ウォール剪定	1回以上/年	423m ²
	●芝管理工		
	芝刈工（機械刈）平地	5回以上/年	8,174m ²
	芝刈工（機械刈）傾斜部	5回以上/年	3,986m ²
	抜取除草	適宜	2770m ²
	薬剤除草	適宜	9240m ²
	●除草工		
	抜取除草低木植栽箇所 （4,370m ² ×0.5（補正））	3回以上/年	2,185m ²
	抜取除草緑化ウォール （437m ² ×0.7（補正））	3回以上/年	306m ²
	抜取除草多目的広場（大） （3,626m ² ×0.2（補正））	3回以上/年	725m ²
	機械草刈（肩掛式）	3回以上/年	2,105m ²
	機械草刈（肩掛式）傾斜部	3回以上/年	1,014m ²
	●病虫害防除工		
	病虫害防除	予防1回以上/年、発生時	4000ℓ
浮島ヶ原自然公園	●中高木管理		
	中高木弱剪定（落葉）C60cm～90cm未満	1回以上/年	7本
	●低木管理		
	低木剪定寄植	1回以上/年	100m ²
	●芝生管理		
	芝刈工（機械刈）	3回以上/年	2,640m ²
	●除草工		
	アシ刈	1回以上/年	25000m ²
	機械草刈（肩掛式）	3回以上/年	1,800m ²
	抜取除草	2回以上/年	100m ²

施設区分	維持管理業務の種類	実施頻度等（参考）	数量
浮島沼つり場公園	●除草工		
	機械除草	2回以上/年	5,400m ²
新通町公園	●中高木剪定工	1回以上/年	—
南町公園	●芝刈工		
	機械芝刈	6回以上/年	2,021.6m ²
	●低木管理		
	抜取除草 (339.5m ² ×0.7(補正))	3回以上/年	238m ²
	低木剪定	2回以上/年	215m ²
	●剪定工		
	芽かき	適宜	50株
	花殻取り(摘実)	適宜	150株
	摘蕾	適宜	50株
	夏剪定	適宜	50株
	冬剪定	適宜	50株
	●高木剪定工		
	高木中剪定(常緑) C180以上	1回以上/年	1本
	高木中剪定(落葉) C150~180	1回以上/年	2本
	高木中剪定(落葉) C180以上	1回以上/年	3本
	●病虫害防除工		
	病虫害防除V=250/回	予防1回以上/年、発生時	22回
	病虫害防除V=250/回	予防1回以上/年、発生時	3回
	●施肥工		
	バラ追肥	適宜	50株
	バラ追肥	2回以上/年	50株
	バラ追肥	適宜	50株
	バラ土壌改良剤	適宜	50株
	バラ寒肥	適宜	50株
	●耕運工		
	中耕	2回以上/年	50m ²
	●除草工		
抜取除草	5回以上/年	50m ²	
竹採公園	●高木剪定工		
	高木弱剪定(落葉) C30cm未満	1回以上/年	9本

施設区分	維持管理業務の種類	実施頻度等（参考）	数量
竹採公園	高木弱剪定(落葉) C30cm～60cm未満	1回以上/年	24本
	高木弱剪定(落葉) C60cm～90cm未満	1回以上/年	19本
	高木弱剪定(落葉) C90cm～120cm未満	1回以上/年	3本
	高木弱剪定(落葉) C120cm～150cm未満	1回以上/年	2本
	高木弱剪定(常緑) C30cm未満	1回以上/年	23本
	高木弱剪定(常緑) C30cm～60cm未満	1回以上/年	34本
	高木弱剪定(常緑) C60cm～90cm未満	1回以上/年	18本
	高木弱剪定(常緑) C90cm～120cm未満	1回以上/年	4本
	高木弱剪定(常緑) C150cm～180cm未満	1回以上/年	1本
	●低木剪定工		
	株物	植物を常に良好な状態を保ち、利用者に支障とならぬようにすること。	1629株
	●除草工		
	抜取除草	4回以上/年	900m ²
	生垣刈込工	2回以上/年	170.8m
	中高木施肥工	適宜	137本
	低木施肥工	適宜	1629株
	生垣施肥工	適宜	171m
	●芝生管理		
	芝刈工	4回以上/年	230m ²
	芝刈工	4回以上/年	680m ² (平地515m ² + 法面165m ²)
	目土工	1回以上/年	230m ²
	●草刈管理		
	草刈工	3回以上/年	2,374m ²
	●竹藪管理		
	竹藪管理工	適宜	1580m ²
	●竹垣管理		
竹垣工	適宜	81m	

施設区分	維持管理業務の種類	実施頻度等（参考）	数量
竹採公園	●病虫害防除		
	病虫害防除工	予防1回以上/年、発生時	216kg
鑑ヶ淵親水公園	●低木剪定工		
	低木剪定	1回以上/年	—
	●除草工		
	抜取除草	適宜	—
かかみ石公園	●高木剪定工		
	高木弱剪定（常緑）C30～60cm未満	1回以上/年	1本
	高木弱剪定（落葉）C60～90cm未満	1回以上/年	16本
	高木弱剪定（落葉）C120cm以上	1回以上/年	16本
	●低木剪定工		
	低木剪定（寄植）	1回以上/年	16㎡
	生垣機械刈整姿工	1回以上/年	75m
	●除草工		
	機械除草	3回以上/年	1,300㎡
	機械除草	3回以上/年	450㎡
	抜取除草	3回以上/年	20㎡
	入山瀬公園	●中高木剪定工	1回以上/年

別紙5 施設維持管理（清掃・点検等）業務一覧表（参考）

	都市公園名	清掃業務		点検業務	軽微な修繕	池等管理業務	秩序保持業務	
		ゴミ	トイレ	トイレ				
1	米の宮公園	毎日	1箇所	毎日	毎日	○	噴水・池 随時	○
2	岩本山公園	毎日	2箇所	毎日	毎日	○	—	○
3	広見公園	毎日	5箇所	毎日	毎日	○	調整池兼ドックラン 【R8設置予定】	地下道の開閉は市立博物館で実施
4	中央公園	毎日	3箇所	毎日	毎日	○	噴水・池 随時	トイレ3箇所の内、2箇所を適宜時間に施錠
5	富士西公園	毎日	4箇所	毎日	毎日	○	霧の池 随時	○
6	湧水公園	3回/週	—	—	—	○	池 随時	○
7	富士と港の見える公園	毎日	1箇所	毎日	毎日	○	—	○
8	善得寺公園	3回/週	1箇所	3回/週	3回/週	○	—	○
9	原田湧水池公園	3回/週	—	—	—	○	流れ 随時	○
10	入道樋門公園	3回/週	1箇所	3回/週	3回/週	○	—	○
11	原田公園	6回/週	4箇所	6回/週	6回/週	○	噴水 随時	○
12	浮島ヶ原自然公園	3回/週	1箇所	3回/週	3回/週	○		○
13	浮島沼つり場公園	3回/週	1箇所	3回/週	3回/週	○		○
14	新通町公園	6回/週	1箇所	6回/週	6回/週	○		○
15	南町公園	6回/週	1箇所	6回/週	6回/週	○		○

	都市公園名	清掃業務		点検業務	軽微な修繕	池等管理業務	秩序保持業務	
		ゴミ	トイレ	トイレ				
16	竹採公園	6回／週	—	—	6回／週	○		○
17	鎧ヶ渕親水公園	—	—	—	—	○	池 随時	○
18	かがみ石公園	—	—	—	—	○	池 随時	○
19	入山瀬公園	—	1 箇所	—	—	○		○
	計 19 公園		2 8 箇所					

別紙6 自治会（公園愛護会）一覧表

	都市公園名	公園愛護会名
1	米の宮公園	米の宮公園愛護会
2	岩本山公園	
3	広見公園	
4	中央公園	
5	富士西公園	
6	湧水公園	湧水公園愛護会
7	富士と港の見える公園	富士と港の見える公園愛護会
8	善得寺公園	善得寺公園愛護会
9	原田湧水池公園	原田湧水池公園愛護会
10	入道樋門公園	

	都市公園名	公園愛護会名
11	原田公園	原田公園多目的広場愛護会
12	浮島ヶ原自然公園	
13	浮島沼つり場公園	浮島沼つり場公園愛護会
14	新通町公園	新通町公園(東側)愛護会 新通町公園(西側)愛護会 新通町公園鉄道愛好会
15	南町公園	南町公園愛護会
16	竹採公園	施設案内業務は、市が委託している事業者あり
17	鎧ヶ淵親水公園	
18	かがみ石公園	かがみ石公園愛護会
19	入山瀬公園	入山瀬公園愛護会 入山瀬公園S L保存会

別紙7 病虫害防除に関する特記仕様書

病気や害虫の発生時期は、それぞれ病原菌、害虫の種類及び天候等により異なるため、日常の巡回作業にて病気や害虫を発見したら出来るだけ早期の処置が必要である。また、使用する薬剤は、病気や害虫の種類により使い分けが必要なためその病気の症状、害虫の種類等を見極め適切な処置を行うものとする。

(1) 薬剤散布の留意点と方法

- ① 薬剤の使用に当たっては、農薬取締法等の農薬関連法規およびメーカー等で定められている使用安全基準、使用方法を厳守すること。
- ② 実施前には、周辺住民など関係者へ周知徹底すること。
- ③ 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを枝葉面に細かく水滴が付く程度にむらなく散布すること。
- ④ 散布に際しては、風下より、背を向けて風上に歩くように散布し、歩行者・公園利用者をはじめ、周囲の対象物以外のものにかからないよう、飛散防止には特に注意すること。
- ⑤ 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮すること。

(2) 報告

使用した薬剤に関しては、下記事項を記録し、月別作業報告書に添付すること。

- ① 使用年月日・時刻
- ② 使用場所
- ③ 薬剤の種類・名称
- ④ 希釈倍数・散布量
- ⑤ 実施状況写真

別紙8 富士市自家用電気工作物保安規程

(趣旨)

第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、富士市における自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、市が管理する電気工作物（別表1の施設による。）及び営繕工事、取得等により、新たに市有財産に属することとなる電気工作物について適用する。

2 みなし設置者を立てた施設は、第3条、第4条及び第7条を適用するものとし、その他の必要な事項については、みなし設置者が別に定める。

(用語の定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設置者 市長をいう。
- (2) 主任技術者 法第43条第1項の規定に基づき選任された電気主任技術者をいう。
- (3) 代務者 主任技術者の職務を補佐する者をいう。
- (4) 施設管理者 別表1の施設管理者をいう。
- (5) 従事者 電気工作物の工事、維持及び運用に関する業務に従事する者をいう。
- (6) 連絡責任者 従事者の内、電気工作物の保安について、主任技術者と連絡をする者をいう。
- (7) みなし設置者 設置者に代わり、個々の協定等に基づき、維持・管理の主体である者で、当該電気工作物を技術基準に適合するよう維持する責任を有する者をいう。

(保安管理組織)

第4条 この規程による保安管理業務は、財政部資産経営課で所掌する。

- 2 保安管理における管理体制を施設毎に定めるものとする。
- 3 保安管理における連絡体制を施設毎に定めるものとする。
- 4 資産経営課長は、施設管理者に対し、保安業務に関する資料の提出又は報告、及びその他保安上必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(主任技術者の選任及び解任)

第5条 主任技術者は、法に基づく有資格者のうちから市長が任命する。ただし、電気事業法施行規則第52条第2項に基づく外部委託制度を用いた場合は、受託者より指名されたものを市長が選任する。

2 設置者は、主任技術者が次の各号に該当する場合に解任することができる。

- (1) 退職するとき
- (2) 人事異動、派遣等により解任の必要が生じたとき
- (3) 心身の療養等の理由により、長期職務から離れるとき
- (4) 刑事訴訟により起訴されたとき
- (5) 法令又はこの規程に違反したとき。又は職務を怠り保安の管理上不相当と認められたとき

3 主任技術者は前項に該当しない場合は、その意に反して解任されないものとする。

(代務者の条件)

第6条 主任技術者は不在となることを想定し、あらかじめ代務者を定めるものとする。

2 代務者の必要資格は、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）に準ずる。

(設置者の職務)

第7条 設置者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の業務を統括管理する。

2 設置者は、電気工作物の保安に関する事項については、主任技術者の意見を求め、これを尊重しなければならない。

3 法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が、電気工作物の保安に関係ある場合、主任技術者と協議の上、作成するものとする。

4 みなし設置者は、保安規程及び官公庁への届出を設置者へ報告しなければならない。

5 みなし設置者は、必要に応じ設置者と連絡を密とり、電気工作物の保安に努めなければならない。

(主任技術者の職務)

第8条 主任技術者の職務は、次の事項について行うものとする。

- (1) 電気工作物の保安に関すること。
- (2) 電気工作物の工事に関すること。
- (3) 電気工作物に係る保安教育に関すること。
- (4) 電気工作物の運転操作に関すること。
- (5) 災害対策に関すること。
- (6) 点検機材の整備に関すること。

2 主任技術者はこの規程の別に定めがあるものを除くほか、次の権限を有する。

- (1) 電気工作物の保安に関し、施設管理者に意見を述べ、又は助言すること。
- (2) 電気工作物の保安に従事する者に対し、電気工作物の保安のために必要な指示をすること。
- (3) 法令に基づいて主務官庁が行う検査に立ち会うこと。
- (4) 法令に基づいて主務官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係ある場合、その書類の作成に参画すること。

(代務者の職務)

第9条 代務者は、主任技術者を補佐し、次に定める職務を遂行するものとする。

- (1) 担任する電気工作物の工事、維持及び運用に係る保安業務の監督
- (2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関し保安上必要な場合における主任技術者に対する具体的な措置等についての助言、協力又は意見の具申
- (3) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための計画の作成への参画

2 主任技術者に事故があるとき、又は欠けたときは、代務者がその職務を代行するものとする。

(保安業務の委託)

第10条 設置者は、第8条から第9条での業務を電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項、第52条の2及び第53条第3項に規定する電気保安法人又は電気管理技術者にこれを委託できるものとする。

(施設管理者の職務)

- 第11条 施設管理者は、保安管理の責任者として、この規程の定めるところにより、その管理に属する電気工作物の工事、維持及び運用に関して、主任技術者の指示に従い、保安に必要な措置を講じなければならない。
- 2 施設管理者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関して、緊急時における連絡すべき事項及び連絡の方法を掲示するとともに施設職員に周知徹底させるものとする。
 - 3 施設管理者は、その施設を所管する所属長へ点検結果を報告しなければならない。ただし、所属長が施設管理者を兼ねる場合は、省略できるものとする。
 - 4 主任技術者の職務遂行のため、便宜を図ること。

(従事者の職務)

- 第12条 従事者は、電気主任技術者が電気工作物の保安のために行う指示に従わなければならない。
- 2 従事者は、主任技術者と協議の上、対象の電気工作物の工事を実行すること。
 - 3 電気工作物の異常を発見した際には、連絡責任者を通じ、主任技術者及び施設管理者へ報告しなければならない。連絡責任者が不在の場合は、代理の者を立て、連絡することができる。

(保安責任の範囲)

第13条 第7条から前条までに掲げる者は、法令及びこの規程に従い、その職務を誠実に遂行するとともに、その責任の範囲を明確にしておかなければならない。

(工事の計画)

- 第14条 施設管理者は、電気工作物の設置又は変更（改造、修理、取替え及び廃止をいう。）の工事計画を立案するときは、その保安に関しあらかじめ主任技術者の意見を求めなければならない。
- 2 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、必要に応じ管理責任者に対して主要な電気工作物の設置又は変更の工事の計画を指示又は助言するものとする。

(工事の実施)

第15条 主任技術者は、工事完了後これを検査し、その結果を設置者に報告しなければならない。

(保安のための巡視等)

- 第16条 主任技術者は、電気工作物の保安のため、巡視、点検及び測定を別表4に定める基準により行なわなければならない。
- 2 主任技術者は、工事中の電気工作物の巡視を週1回行うものとする。
 - 3 主任技術者は、前項の巡視、点検及び測定に関し、年間実施計画を作成し、設置者の承認をうけて、これを実施しなければならない。

(保安のための巡視等の特例)

第16条の2 別表4の2. 発電設備に対する電気工作物の保安のための点検及び測定を専門の事業者に委託する場合は、前条の定めによらず、別に基準を定めることができる。

(保安の措置)

第17条 主任技術者は、前条第1項の巡視、点検及び測定の結果、法令等に定める基準に違反し、又は保安管理上危険があることが判明した場合は、施設管理者又は工事監督者に対し、当該電気工作物を修繕、改造、移転又は、その使用を一時停止し制限するなどの措置を指示しなければならない。

2 主任技術者は、前項の規定にかかわらず、緊急に措置する必要があると認めるときは、自らその措置を講じ施設管理者に報告しなければならない。

(法定自主検査)

第18条 施設管理者は、法令に基づく使用前自己確認に関して、主任技術者の指導及び監督の下に必要な検査要員を配置し、実施しなければならない。

2 施設管理者又は従事者は、その工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認し、その結果の記録を5年間保存しなければならない。

(運転又は操作)

第19条 施設管理者は、主任技術者の指導を受け、次の各号について電気工作物の運転及び操作の基準を定めるものとする。

- (1) 平常時及び異常時における電気工作物の運転方法及び操作順序並びに連絡方法
- (2) 電気工作物の軽微な事故を修理し、又は使用を停止し若しくは使用制限する等の応急措置並びに報告及び連絡要領
- (3) 電力供給会社との連絡事項

(責任の分界点)

第20条 電気工作物に関する保安上の責任分界点は、設置者が電力供給会社と締結した電気需要契約書中の送電上の責任分界点とする。

(需要設備の構内)

第21条 需要設備の構内は、設置者が別に定める。

(保安)

第22条 施設管理者は次に掲げる記録、資料を作成、保存するとともに、必要に応じて主任技術者に提示するものとする。

- (1) 運転日誌
- (2) 日常巡視点検
- (3) 工事の設計図、仕様書、取扱説明書等

2 主任技術者は、次に掲げる電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安に係る記録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 保守工事記録
- (2) 保守工事報告書
- (3) 巡視点検測定記録
- (4) 電気事故記録

(保安教育及び訓練)

第23条 施設管理者は、従事者に対し、保安に関する必要な教育及び電気事故又は非常災害が発生した場合の措置に備えて適宜必要な指導訓練を主任技術者の参画の基に、計画的に行なわなければならない。

(防災対策)

第24条 施設管理者は、非常災害に際してその管理する電気工作物に関する保安を確保するため、主任技術者の指導を受けて、防災体制を整備しておかななければならない。

- 2 施設管理者又は工事監督者は、非常災害が発生した場合には直ちに主任技術者に連絡し、保安の確保について、指示を受けなければならない。
- 3 主任技術者は、非常災害発生により電気工作物の保安上、危険と認められるときは、必要な範囲の配電を停止し、又は施設管理者及び工事監督者に対して、その停止を指示できるものとする。
- 4 非常災害発生時において電力供給会社と連絡が取れない場合には、連絡が取れるまでの間、系統連系を行わないものとする。

(事故の発生防止)

第25条 施設管理者又は工事監督者は、事故又は異状の発生するおそれがある場合は、直ちに主任技術者に連絡し、必要な検査又は指示を受け、その防止の措置を講じなければならない。

(危険の表示)

第26条 施設管理者又は工事監督者は、受電室(所)その他高圧電気工作物が設置されている場所等で、危険のおそれのあるところについて、その旨を表示しなければならない。

(測定器具類の整備)

第27条 主任技術者は、電気工作物の保安上、必要な測定器具を適正に整備及び保管しておかななければならない。

(委任)

第28条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、設置者が定める。

(改定)

第29条 この規程を改定する場合は、主任技術者の意見を尊重し、行わなければならない。

(附則)

この規程は令和2年4月1日より施行する。

この規程は令和4年4月1日より改訂施行する。

この規程は令和5年4月1日より改訂施行する。

この規程は令和5年12月1日より改訂施行する。

この規程は令和6年4月1日より改訂施行する。

この規程は令和6年7月1日より改訂施行する。

この規程は令和6年12月24日より改訂施行する。

この規程は令和7年1月1日より改訂施行する。

この規程は令和7年3月31日より改訂施行する。

この規程は令和7年4月10日より改訂施行する。

この規程は令和7年7月22日より改訂施行する。

この規程は令和7年10月1日より改訂施行する。

この規程は令和8年4月1日より改訂施行する。

別表 1 施設及び施設管理者

施設	施設管理者
富士市役所	資産経営課長
富士市斎場	市民課長
まちづくりセンター（別表 3 による）	まちづくり課長
富士川ふれあいホール	指定管理者による
富士市交流プラザ	指定管理者による
総合運動公園	指定管理者による
富士総合運動公園野球場	指定管理者による
富士市立富士体育館	指定管理者による
富士市立富士川体育館	指定管理者による
富士市総合体育館	管理者による
砂山公園プール	文化スポーツ課
富士市文化会館	指定管理者による
社会福祉センター田子浦荘	指定管理者による
社会福祉センター東部市民プラザ	指定管理者による
社会福祉センター鷹岡市民プラザ	指定管理者による
富士市福祉キャンパス	指定管理者による
松野こども園	保育幼稚園課長
広見保育園	保育幼稚園課長
富士市立こども発達センター	所長
富士市救急医療センター	指定管理者による
フィランセ	健康政策課長
看護専門学校	事務長
旧株式会社南富士カントリー倶楽部	産業政策課長
富士市高齢者就業センター	商業労政課長
岳南富士地方卸売市場	管理者による
富士市産業交流展示場	指定管理者による
「道の駅」富士川楽座	指定管理者による
アスティ新富士	管理者による
「道の駅」富士	交流観光課長
三新田排水機場	農政課長
昭和放水路排水機場	農政課長
江尾江川地区西側排水機場	農政課長

施設	施設管理者
江尾江川地区西船津排水機場	農政課長
大淵公園	みどりの課長
中央公園	指定管理者による
岩本山公園	指定管理者による
沖田排水機場	河川課長
鈴川排水機場	河川課長
香西排水機場	河川課長
富士市中央消防署吉永分署	消防総務課長
富士市中央消防署富士見台分署	消防総務課長
富士市中央消防署大淵分署	消防総務課長
富士市中央消防署臨港分署	消防総務課長
西消防署	消防総務課長
西消防署富士川分署	消防総務課長
小中学校（別表 2 による）	校長
富士市立吉原東中学校	学校管理課長
富士市富士川学校給食センター	学務課長
富士市教育プラザ	社会教育課長
富士市立少年自然の家	指定管理者による
富士市立中央図書館	館長
富士市立中央図書館分館	館長
富士市立博物館	文化財課長
富士市立高等学校	校長

別表 2 小学校・中学校

小学校	中学校
富士市立鷹岡小学校	富士市立富士南中学校
富士市立富士第二小学校	富士市立鷹岡中学校
富士市立田子浦小学校	富士市立須津中学校
富士市立富士第一小学校	富士市立吉原第一中学校
富士市立須津小学校	富士市立吉原第二中学校
富士市立原田小学校	富士市立吉原第三中学校
富士市立伝法小学校	富士市立元吉原中学校
富士市立吉原小学校	富士市立大淵中学校
富士市立元吉原小学校	富士市立岩松中学校
富士市立広見小学校	富士市立田子浦中学校
富士市立今泉小学校	富士市立岳陽中学校
富士市立大淵第一小学校	富士市立吉原北中学校
富士市立吉永第一小学校	富士市立富士中学校

小学校	中学校
富士市立丘小学校	富士市立富士川第一中学校
富士市立岩松小学校	富士市立富士川第二中学校
富士市立富士見台小学校	
富士市立南小学校	
富士市立東小学校	
富士市立天間小学校	
富士市立神戸小学校	
富士市立吉永第二小学校	
富士市立岩松北小学校	
富士市立富士中央小学校	
富士市立青葉台小学校	
富士市立富士川第一小学校	

別表 3 まちづくりセンター

富士市鷹岡まちづくりセンター
富士市吉原まちづくりセンター
富士市富士駅北まちづくりセンター
富士市吉永まちづくりセンター
富士市富士見台まちづくりセンター
富士市神戸まちづくりセンター
富士市富士駅南まちづくりセンター
富士市岩松北まちづくりセンター
富士市今泉まちづくりセンター
富士市青葉台まちづくりセンター
富士市富士北まちづくりセンター
富士市田子浦まちづくりセンター
富士市丘まちづくりセンター
富士市伝法まちづくりセンター
富士市富士南まちづくりセンター
富士市富士川まちづくりセンター
富士市松野まちづくりセンター

別表 4 点検項目

1. 需要設備

対象設備		月次点検			年次点検	
		種類及其内容			種類及其内容	
		外観点検	測定		外観点検	測定
引込関係	引込線路	電線及び支持物	汚損、亀裂、腐食、損傷、たるみ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、亀裂、腐食、損傷、たるみ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ、接地線接続部のゆるみ、ハンドホール・マンホールの浸水	絶縁抵抗測定
		ケーブル	汚損、亀裂、腐食、損傷、たるみ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、亀裂、腐食、損傷、たるみ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ、接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定
	負荷開閉器	汚損、亀裂、腐食、損傷、制御装置箱施錠確認、開閉器指示表示確認、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、亀裂、腐食、損傷、制御装置箱施錠確認、開閉器指示表示確認、接地線の腐食・断線・外れ、接地線接続部のゆるみ、開閉操作確認、表示確認	絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性試験 保護継電器と負荷開閉器の連動動作試験	
	高圧キャビネット	ピラディスコン・モールドディスコン	汚損、亀裂、腐食、損傷、結露、施錠確認、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、亀裂、腐食、損傷、結露、施錠確認、接地線の腐食・断線・外れ、接続部のゆるみ、接触子の接触状態確認、接地線の接続部のゆるみ、開閉操作確認	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定
地中線用GR付開閉器		汚損、亀裂、腐食、損傷、結露、施錠確認、表示確認、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、亀裂、腐食、損傷、結露、施錠確認、開閉指示、表示確認、接地線の腐食・断線・外れ、接地線接続部のゆるみ	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性試験 保護継電器と負荷開閉器の連動動作試験	

対象設備			月次点検		年次点検	
			種類及其の内容		種類及其の内容	
			外観点検	測定	外観点検	測定
高圧受電設備	零相変流器	零相変流器	汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ、二次配線接続部のゆるみ、接地線接続部のゆるみ	
	断路器	断路器	汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、接地線の腐食・断線・外れ、接触・接続部の過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、接地線の腐食・断線・外れ、接続箇所のゆるみ、接触子の接触状態の確認、操作機構部の動作状態確認、接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定
	負荷開閉器	負荷開閉器	汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、高圧ヒューズの過熱、変色、溶断表示の確認、接地線の腐食・断線・外れ、接触・接続部の過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、高圧ヒューズの過熱、変色、溶断表示の確認、接地線の腐食・断線・外れ、接触子の接触状態の確認、操作機構部の動作状態確認、接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性試験 保護継電器と負荷開閉器の連動動作試験
	遮断器	遮断器	汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、漏油、接地線の腐食・断線・外れ、接触・接続部の過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、漏油、接地線の腐食・断線・外れ	絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性試験 絶縁油試験 ※2 保護継電器と遮断器の連動動作試験
	計器用変成器	計器用変成器	汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ、接触・接続部の過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ、接続箇所のゆるみ、二次配線接続部のゆるみ、接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定

対象設備			月次点検		年次点検	
			種類及其の内容		種類及其の内容	
			外観点検	測定	外観点検	測定
高圧受電設備	高圧カットアウト	高圧カットアウト	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色 接触・接続部の過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、接続箇所ゆるみ 接触子の接触状態の確認	絶縁抵抗測定
	変圧器	変圧器	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、漏油、振動、接地線の腐食・断線・外れ過熱の有無 ※1	B種接地線 漏洩電流測定	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、漏油、振動、接地線の腐食・断線・外れ、接続箇所ゆるみ、内部確認、接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定 絶縁油試験 ※2
	進相用コンデンサ・直列リアクトル	進相用コンデンサ・直列リアクトル	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、漏油、振動、ふくらみ、接地線の腐食・断線・外れ過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、漏油、振動、ふくらみ、接地線の腐食・断線・外れ、接続箇所ゆるみ、接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定 絶縁油試験 ※2
	避雷器	避雷器	汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ、接続箇所ゆるみ、接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定
	高圧母線等	高圧母線等	汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色 過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、接続箇所ゆるみ	絶縁抵抗測定

対象設備			月次点検		年次点検	
			種類及其の内容		種類及其の内容	
			外観点検	測定	外観点検	測定
高圧受・配電盤	受・配電盤	受・配電盤	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、表示確認、接地線の腐食・断線・外れ、計器の指示状態	電圧測定 負荷電流測定	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、表示確認、接地線の腐食・断線・外れ、計器の指示状態、接続箇所のゆるみ	絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性試験 保護継電器と遮断器の連動動作試験
	接地装置	接地装置	接地線の腐食・断線・外れ		接地線の腐食・断線・外れ	接地抵抗測定
構造物等・配電設備	構造物等	受電所建物・キュービクル等	腐食、損傷、変形、雨漏り、雨雪侵入、小動物の侵入の有無、鍵の状態、照明設備の点灯状態、保護柵の状態、周囲状況、消火設備の状態、標識・表示の状態		腐食、損傷、変形、雨漏り、雨雪侵入、小動物の侵入の有無、鍵の状態、照明設備の点灯状態、消火設備の状態、標識・表示の状態	
	配電設備	配電設備	汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、電線のたるみ・外れ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、電線のたるみ・外れ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ、接地線接続部のゆるみ、ハンドホール・マンホールの浸水	絶縁抵抗測定
負荷設備	低圧機器	低圧機器	汚損、損傷、異音、異臭、運転指示状態、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、損傷、異音、異臭、運転指示状態、接地線の腐食・断線・外れ	絶縁抵抗測定

対象設備			月次点検		年次点検	
			種類及其の内容		種類及其の内容	
			外観点検	測定	外観点検	測定
負荷設備	低圧配線・制御配線	低圧配線・制御配線	異音、異臭、変色		異音、異臭、変色 接続箇所のみ	絶縁抵抗測定
	開閉器	開閉器	汚損、亀裂、腐食、 損傷、異音、異臭、 変色		汚損、亀裂、腐食、 損傷、異音、異臭、 変色 接続箇所のみ	絶縁抵抗測定
	配線用遮断器・漏電遮断器	配線用遮断器・漏電遮断器	汚損、亀裂、損傷、 異音、異臭、変色		汚損、亀裂、損傷、 異音、異臭、変色、 接続箇所のみ	絶縁抵抗測定
その他	絶縁監視装置	絶縁監視装置	損傷、警報レベルの 確認、発信・記録装置 の点検		損傷、警報レベルの 確認、発信・記録 装置の点検、接続箇 所のみ、接地線 接続部のゆるみ	警報電流試験 発信装置試験
	P C 使用機器	P C 使用機器	使用・保管の表示、漏 油		使用・保管の表 示、漏油	
非常用予備発電装置	原動機及び 付属装置	原動機及び 付属装置	起動・停止の状態 汚損、腐食、損傷、異 音、異臭、変形、 油量、漏油、水 量、営巣、振動、計 器の指示状態		起動・停止の状態 汚損、腐食、損傷、 異音、異臭、変形、 油量、漏油、水量、 営巣、振動、計器の指 示状態	保護継電器動 作特性試験

対象設備			月次点検		年次点検	
			種類及其の内容		種類及其の内容	
			外観点検	測定	外観点検	測定
非常用予備発電装置	発電機及び励磁装置	汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、振動、接地線の腐食・断線・外れ、電圧、回転数等の計器の指示状態		汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、振動、接地線の腐食・断線・外れ、電圧、回転数等の計器の指示状態、接続箇所のゆるみ、接地線接続部のゆるみ	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	
	遮断器・開閉器・配電盤・制御装置等	各機器の点検箇所に準ずる		各機器の点検箇所に準ずる	保護継電器動作特性試験 インターロック試験	
蓄電池設備	蓄電池	汚損、腐食、損傷、変形、液量、固定、漏液計器の指示状態		汚損、腐食、損傷、変形、液量、固定、漏液、計器の指示状態、接続箇所のゆるみ、触媒栓の有効期限確認	比重測定 液温測定 均等充電 電池電圧測定	
	充電装置及び付属装置	汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、運転指示状態、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、運転指示状態、接地線の腐食・断線・外れ 接続箇所のゆるみ、接地線接続部のゆるみ	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	

2. 発電設備

対象設備			月次点検		年次点検	
			外観点検	測定	外観点検	測定
内 燃 力 発 電 所	原 動 設 備	原動機	燃料、潤滑油及び冷却水系統漏れ 計器の指示状態 異音、振動 過熱の有無※1	異常時のみ 回転測定 振動測定 騒音測定	燃料、潤滑油及び冷却水系統漏れ 計器の指示状態 異音、振動	
	発 電 設 備	発電機	汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、振動 接地線の腐食・断線・外れ 計器の指示状態 過熱の有無※1		汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、振動 接地線の腐食・断線・外れ 計器の指示状態	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定
	始 動 用 設 備 等	始動装置等	始動装置点検 蓄電池の液面点検 冷却水系統の点検 計器の指示状態		始動装置点検 蓄電池の液面点検 冷却水系統の点検 計器の指示状態	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定 比重測定 蓄電池電圧測定
	配 電 盤	配電盤	表示灯の異常 操作、切替開閉器などの異常 計器の指示状態 接触・接続部の過熱の有無※1	電圧 電流	表示灯の異常 操作、切替開閉器などの異常 計器の指示状態	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性試験 シーケンス試験
燃 料 電 池 発 電 所	燃 料 電 池 発 電 設 備	燃料電池発電機	汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、振動 接地線の腐食・断線・外れ 計器の指示状態 過熱の有無※1		汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、振動 接地線の腐食・断線・外れ 計器の指示状態	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性試験
太 陽 電 池 発 電 所	太 陽 電 池 発 電 設 備	太陽電池アレイ	汚損、腐食、損傷、変形、発錆及び取付状態 接地線の腐食・断線・外れ 計器の指示状態 過熱の有無※1		汚損、腐食、損傷、変形、発錆及び取付状態 接地線の腐食・断線・外れ 計器の指示状態	接地抵抗測定

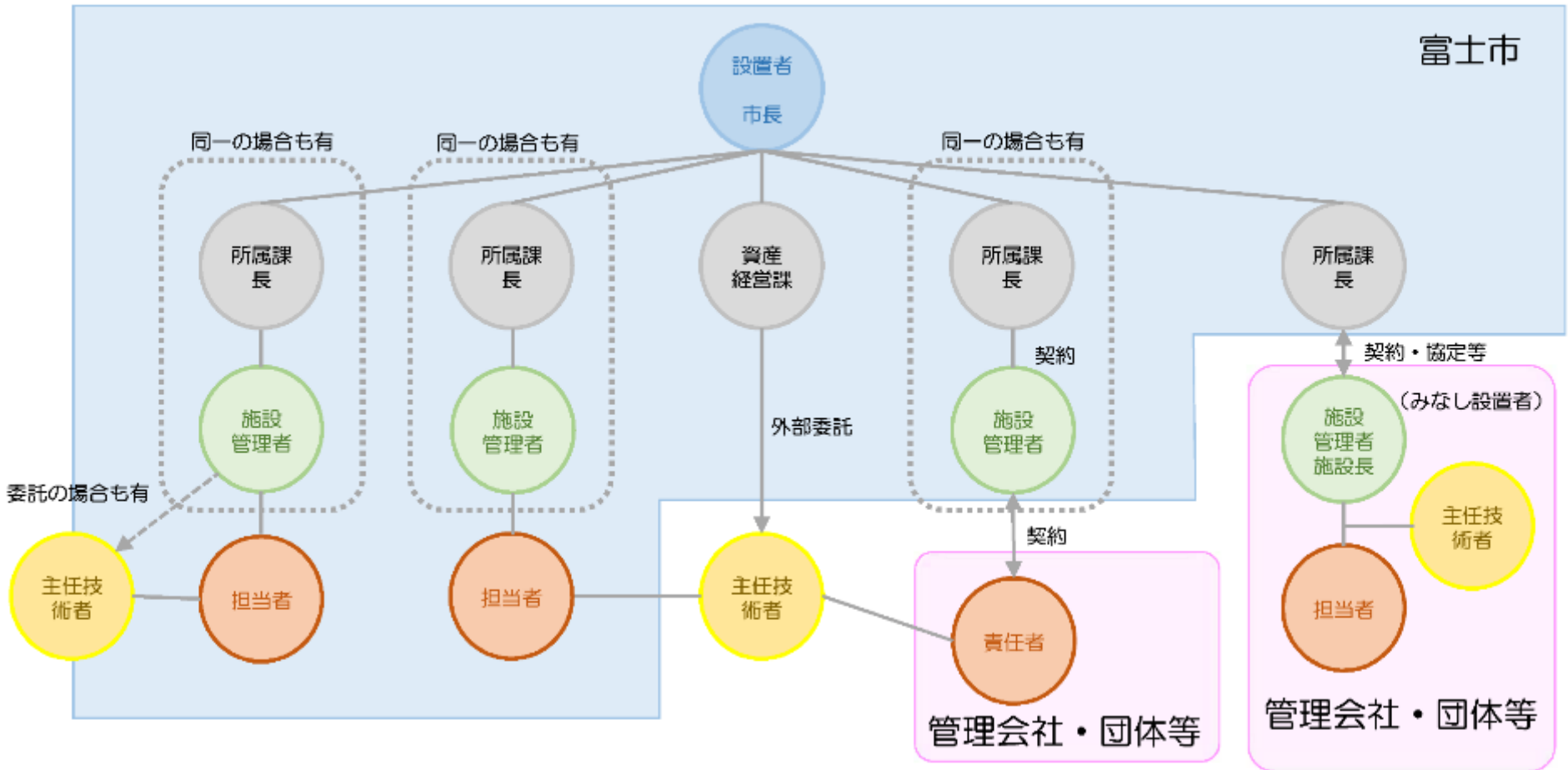
対象設備			月次点検		年次点検	
			外観点検	測定	外観点検	測定
太陽電池発電所	太陽電池発電設備	接続箱及び集電箱	汚損、腐食、損傷、変形、発錆及び取付状態 接地線の腐食・断線・外れ		汚損、腐食、損傷、変形、発錆及び取付状態 接地線の腐食・断線・外れ	接地抵抗測定
		パワーコンディショナ	汚損、腐食、損傷、変形、発錆及び取付状態 接地線の腐食・断線・外れ 計器の指示状態 過熱の有無※1		汚損、腐食、損傷、変形、発錆及び取付状態 接地線の腐食・断線・外れ 計器の指示状態	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定（交流回路のみ） 表示部の動作確認
風力発電所	風力発電設備	発電装置（風車）	汚損、腐食、異音、異臭、変形、振動 接地線の腐食・断線・外れ 計器の指示状態 過熱の有無※1		汚損、腐食、異音、異臭、変形、振動 接地線の腐食・断線・外れ 計器の指示状態	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性試験
付帯設備	付帯設備	系統連系保護装置	汚損、腐食、損傷、変形、発錆及び取付状態		汚損、腐食、損傷、変形、発錆及び取付状態	単独運転検出機能等の確認
		充電器	異音、異臭、振動 計器の指示状態 過熱の有無※1		異音、異臭、振動 計器の指示状態	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定
		整流器・インバータ	異音、異臭、振動 計器の指示状態 過熱の有無※1		異音、異臭、振動 計器の指示状態	接地抵抗測定
		蓄電池	汚損、腐食、損傷、変家、液量、固定、漏液 計器の指示状態		汚損、腐食、損傷、変形、液量、固定、漏液 計器の指示状態	比重測定 液温測定 電池電圧測定
		支持工作物	汚損、腐食、損傷、変形、発錆及び取付状態		汚損、腐食、損傷、変形、発錆及び取付状態	

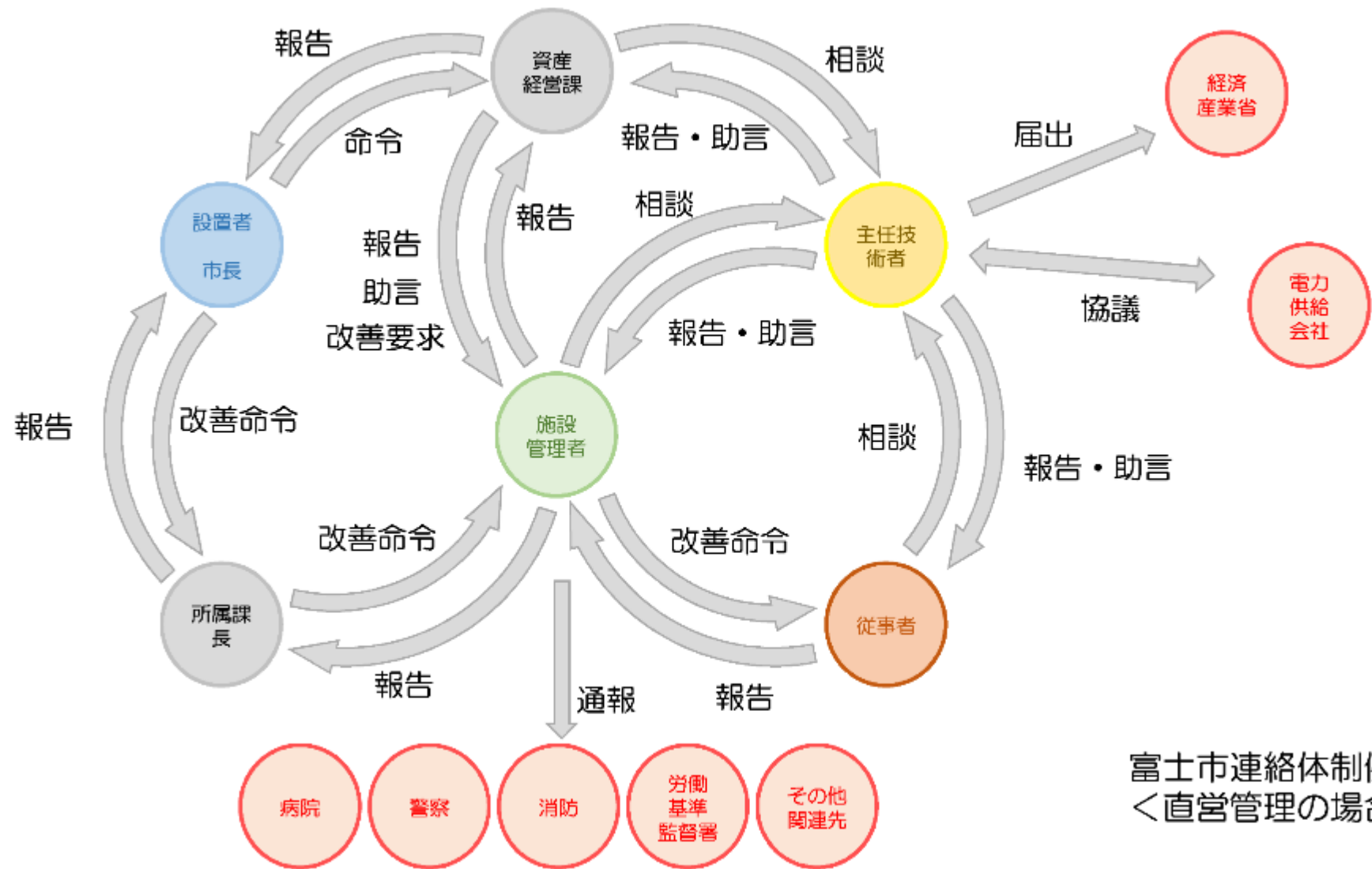
対象設備			月次点検		年次点検	
			外観点検	測定	外観点検	測定
付帯設備	構造物等	発電設備建築物・キュービクル等	腐食、損傷、変形、雨漏り、雨雪侵入、小動物の侵入の有無 鍵の状態 照明設備の点灯状態、保護柵の状態、周囲状況 消火設備の状態 標識・表示の状態		腐食、損傷、変形、雨漏り、雨雪侵入、小動物の侵入の有無 鍵の状態 照明設備の点灯状態、消火設備の状態 標識・表示の状態	

※ 1 外観点検で異常と疑わしい場合に温度を測定する。

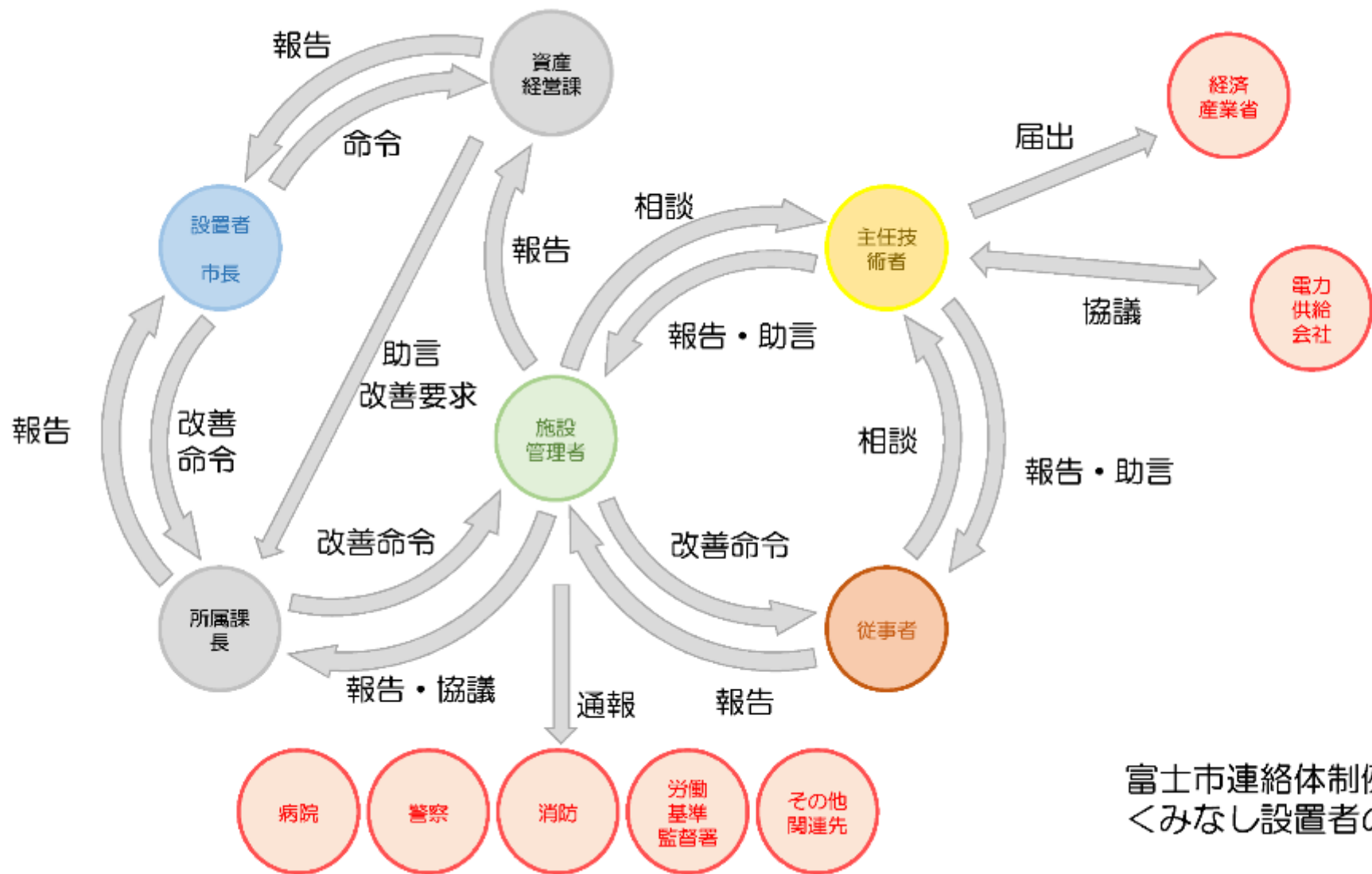
※ 2 必要に応じて実施する。

富士市保安管理体制





富士市連絡体制例
 <直営管理の場合>



別紙9 前指定管理者が使用していた備品一覧表（積算参考資料）

名 称	数 量
エンジンセット動噴（60L）	1
パワーソースキット	1
充電式ブロワ（肩掛け）	6
チェーンブロック	1
充電式高枝チェンソー	3
充電式チェンソー	1
エンジンチェンソー	3
エンジンヘッジトリマー	1
エンジンブロア	3
充電式インパクトドライバー	2
12mm 電動ドリル	1
電動グラインダ	3
電動ハンマー	2
電動ジグソー	2
電動カンナ	2
高枝ノコギリ（枝打ち一発）	1
電動仕上げサンダー	1
電動高枝切バサミ	1
電動マルノコ	2
草刈り機	2
アーク溶接機	1
背負動力噴霧器	1
アルミ園芸三脚	1
物置	1
掃除機	1
エアーコンプレサー	1
高圧洗浄機	1

※ 一覧表は積算するための参考資料であり、備品の引継ぎを意味するものではない。

別紙 10 修繕履歴一覧表

(令和4年度)

公園名	修繕内容
米の宮公園	園内外灯電球交換修繕
米の宮公園	複合遊具修繕
米の宮公園	リトルポップ上台交換
岩本山公園	レストハウス便座取替修繕
岩本山公園	レストハウス厨房混合水栓漏水修繕
岩本山公園	レストハウス自動火災報知設備修繕
岩本山公園	レストハウス空調設備修繕
岩本山公園	トイレ加圧給水ポンプ、圧力タンク修繕
岩本山公園	高台舞台砂敷均し転圧修繕
岩本山公園	小便器詰り修繕
広見公園	公園内給水管樹修繕
広見公園	地下道雨樋撤去
広見公園	浄化槽ブロー交換
中央公園	富士見の広場池循環ろ過機修繕
中央公園	駐車場路面標示修繕
中央公園	西側トイレ詰まり直し
中央公園	トイレ・掲示板、地下水ポンプ小屋の屋根修繕
中央公園	東女子トイレ詰り直し
中央公園	公園西側水飲ほか漏水修繕
中央公園	園内照明、電気設備修繕①
中央公園	園内照明、電気設備修繕②
富士西公園	スイング遊具修繕
富士西公園	丸太渡り修繕
富士西公園	棒渡り吊ロープ修繕
湧水公園	白玉砂利敷修繕(丸池)
富士と港の見える公園	トイレ屋根補修
入道樋門公園	女子トイレ和便器修繕

(令和5年度)

公園名	修繕内容
米の宮公園	ネット遊具修繕
米の宮公園	園内照明修繕
米の宮公園	園内照明修繕
米の宮公園	トイレ大便器詰り直し
岩本山公園	レストハウス自動火災報知備改修
岩本山公園	張り出し展望デッキ硝子修繕
広見公園	園内照明、時計照明修繕
広見公園	園内照明ほか修繕
広見公園	園内両面時計ほか修繕
中央公園	公園内照明、電気設備修繕
中央公園	東側多目的トイレフラッシュバルブ修繕
中央公園	大型車両駐車禁止看板修繕
中央公園	南東便所前水飲み水栓漏水修繕
中央公園	西側男子トイレ大便器詰り直し
中央公園	西側女子トイレ手洗い排水修繕
富士西公園	ターザンロープ修繕
富士西公園	スポーツコートトイレ前フェンス修繕
富士西公園	フェンス交換修繕
富士西公園	多目的便所便器修繕
富士西公園	放流ポンプ交換修繕
富士西公園	ネット遊具・スイング遊具修繕①
富士西公園	ネット遊具・スイング遊具修繕②
富士と港の見える公園	男子トイレ修繕
善得寺公園	「三国同盟の庭」説明板修繕

(令和6年度)

公園名	修繕内容
米の宮公園	駐車場ポール修繕
米の宮公園	園内照明修繕
米の宮公園	ネット遊具修繕
米の宮公園	公園内照明、電気設備修繕
米の宮公園	ネット遊具支柱修繕
岩本山公園	駐車場多目的トイレ錠前取替修繕
岩本山公園	男子トイレ大便器詰り直し
岩本山公園	梅園側受水槽通気管修繕
岩本山公園	レストハウス多目的トイレ洋便器修繕
岩本山公園	レストハウス給湯器修繕
岩本山公園	梅園便所系統給水ポンプ修繕
広見公園	駐車場便所フラッシュ修繕
広見公園	トイレ浄化槽ブロワー交換
広見公園	園内照明修繕
広見公園	南側駐車場 多目的トイレ手洗器修繕
中央公園	多目的広場ポール修繕
中央公園	レストコーナータイル修繕
中央公園	照明回路ほか修繕
中央公園	中央公園橋修繕
富士西公園	バスケットゴール補修
富士西公園	ターザンロープ修繕
富士西公園	便所フラッシュほか修繕
富士西公園	棒渡り吊ロープ、複合遊具吊ロープ修繕
富士西公園	手洗い場排水管清掃
富士西公園	あそびの広場丸太くぐり修繕
富士西公園	公園内照明設備修繕
入道樋門公園	小便器フラッシュ修繕

別紙 11 健全度調査票（建築物）

健全度調査票（建築物）			
管理番号	63-303-002	パーゴラ	
公園名	米の宮公園		
公園施設種類	休養施設		
公園施設名	休憩所（パーゴラ）		
施設リスト管理番号	K44		
数量	1棟		
規模	16.00㎡		
主要部材	鉄筋コンクリート造（柱）＋木造（梁、屋根）		
設置年度	2001		
経過年数	21		
処分制限期間			
管理類型	予防保全型		撮影日 2022年3月15日
利用・管理状況の管理者の意向	一般的な公園の管理レベルで管理している公園内の施設である		
基準適合状況（安全設計、バリアフリー法）への適合			
安全指針			
バリアフリー法			
健全度（A＞B＞C＞D：Aが一番健全）	調査日（第1回）2022年3月15日		
健全度判定	(A)・B・C・D	指標考慮	高・(低) 緊急度判定 高・中・(低)
利用禁止の判定	利用禁止とする (利用禁止としなし)		
劣化状況			
劣化状況	構造材	消耗材	
建築物外部	特になし	特になし	
屋上・屋根	該当なし	該当なし	
建築物内部	特になし	特になし	
各種設備	該当なし	該当なし	
美観状況			
外部および内部に劣化、損傷は見られない。			
その他健全度判定における特記事項			
全体的に健全である。			

健全度調査チェックシート（簡易建築物）

管理番号	63-303-002 バーゴラ (K44)	公園名	米の宮公園
設置年度	2001	構造規模	RC+木造 16.0㎡
調査日	2022/3/15		

建築外部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
基礎					
基礎の状況	地盤沈下に伴う著しいひび割れはないか又は建具開閉等に支障はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	礎石にずれがないか又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
外壁					
外壁躯体の劣化・損傷状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のコンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等はないか	鉄筋コンクリート造及び木造部分に劣化は見られない	Ⓐ・B・C・D		
外装仕上げ材等					
タイル、石貼り等、モルタル等の劣化・損傷状況	外装タイル、石貼り等（乾式工法を除く）、モルタル等に剥落等はないか又は著しい白華、ひび割れ、浮き等はないか		A・B・C・D		
パネル面（塗装を含む）の劣化・損傷状況	変色、退色、膨れ、剥がれ、腐食等の劣化はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
シーリング材等の劣化・損傷状況	シーリング材の界面剥離、弾力低下等は見られないか		A・B・C・D		
窓サッシ等					
サッシ等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか		A・B・C・D		
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか		A・B・C・D		
	錆、腐食、塗装面の劣化等はないか		A・B・C・D		
ガラスの固定状況	はめ殺し窓のバテが硬化し、ひび割れ等がないか		A・B・C・D		

屋根

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
防水層					
露出防水層の劣化・損傷状況	防水層に破断、膨れ、欠損等はないか		A・B・C・D		
屋根面					
屋上面の劣化・損傷状況	歩行上危険なひび割れ若しくは反りはないか又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していないか		A・B・C・D		
排水状況	屋上排水部に腐食、詰まり等不具合はないか		A・B・C・D		
	ドレン、軒樋、縦樋の損傷、き裂、詰まり等はないか		A・B・C・D		
屋根ふき材等の劣化・損傷状況	屋根ふき材に割れはないか又は緊結金物に著しい腐食はないか		A・B・C・D		

建物内部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
壁の室内に面する部分					
内部に面する躯体の劣化・損傷状況	木造の内部に面する柱、梁等の木部分、緊結金物に腐食、蟻害、変形等はないか 組積造のブロックにき裂、剥離、欠損等はないか 鉄骨造の鉄骨等に錆等の腐食はないか RC造のコンクリート部分に鉄筋露	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
内装仕上げ材等					
床躯体、床仕上げの劣化・損傷状況	コンクリート面に鉄筋露出、不陸、白華、ひび割れ、欠損等はないか 仕上げ材に不陸、腐食、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
壁面の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか又は剥落等はないか		A・B・C・D		
天井の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか又は剥落等はないか		A・B・C・D		
建具等					
建具、パーティション等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか ドアノブ、ラッチに不具合はないか		A・B・C・D		
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか		A・B・C・D		
	腐食、破損、損傷等はないか		A・B・C・D		
雨漏り・漏水等					
雨漏りの状況	外壁から雨漏り等はないか		A・B・C・D		

各種設備

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
電気設備					
照明設備	照明器具は点灯するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		
コンセント スイッチ	スイッチの作動時にスパーク、発煙がないか		A・B・C・D		
機械設備					
便器、洗面器等	便器にぐらつき、変形、損傷等はないか		A・B・C・D		
	洗面カウンター、水洗器具等にぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		
湯沸器、コンロ	湯沸器、コンロ、ガス管等にぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		
空調設備					
換気設備の状況	換気設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		
空調設備の状況	空調設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		

屋外

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
屋外					
地盤の不陸、傾斜等	敷地内に不陸や傾斜、き裂、陥没、隆起等はないか（舗装部分を除く）	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	舗装の不陸、傾斜、陥没、損傷はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
敷地内の排水	雨水樹や汚水樹などに排水不良や損傷はないか 樹内の清掃状況は良好か		A・B・C・D		
植栽	植栽に育成不良、枯れ、病害虫の発生、雑草の生育はないか		A・B・C・D		

その他特記事項

--

健全度調査票（建築物）			
管理番号	63-303-001 パーゴラ		撮影日 2022年3月15日
公園名	米の宮公園		
公園施設種類	休養施設		
公園施設名	休憩所（パーゴラ）		
施設リスト管理番号	K26		
数量	1棟		
規模	21.00㎡		
主要部材	鉄骨造（柱梁）＋木造（屋根）		
設置年度	1999		
経過年数	23		
処分制限期間			
管理類型	予防保全型		
利用・管理状況の管理者の意向	一般的な公園の管理レベルで管理している公園内の施設である		
基準適合状況（安全設計、バリアフリー法）への適合			
安全指針			
バリアフリー法			
健全度（A＞B＞C＞D：Aが一番健全）	調査日（第1回）2022年3月15日		
健全度判定	A・ (B) ・C・D	指標考慮	高・ (低) 緊急度判定 高・中・ (低)
利用禁止の判定	利用禁止とする (利用禁止としなし)		
劣化状況			
劣化状況	構造材	消耗材	
建築物外部	部分的に塗装の剥がれが見られる	異常なし	
屋上・屋根	異常なし	異常なし	
建築物内部	異常なし	異常なし	
各種設備	該当なし	該当なし	
美観状況			
外部および内部に劣化、損傷は見られない。			
その他健全度判定における特記事項			
全体的に健全である。緊急の補修の必要性はないが、維持保全の管理の中で、躯体の塗装等、補修が必要となる。			

健全度調査チェックシート（簡易建築物）

管理番号	63-303-001 バーゴラ (K26)	公園名	米の宮公園
設置年度	1999	構造規模	S+木造 21.0㎡
調査日	2022/3/15		

建築外部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
基礎					
基礎の状況	地盤沈下に伴う著しいひび割れはないか又は建具開閉等に支障はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	礎石にずれがないか又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
外壁					
外壁躯体の劣化・損傷状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のコンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等はないか	鉄骨造及び木造部分に劣化は見られない	Ⓐ・B・C・D		
外装仕上げ材等					
タイル、石貼り等、モルタル等の劣化・損傷状況	外装タイル、石貼り等（乾式工法を除く）、モルタル等に剥落等はないか又は著しい白華、ひび割れ、浮き等はないか		A・B・C・D		
パネル面（塗装を含む）の劣化・損傷状況	変色、退色、膨れ、剥がれ、腐食等の劣化はないか	部分的に塗装の剥がれが見られる	AⒷ・C・D	塗装	1, 2, 3
シーリング材等の劣化・損傷状況	シーリング材の界面剥離、弾力低下等は見られないか		A・B・C・D		
窓サッシ等					
サッシ等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか		A・B・C・D		
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか		A・B・C・D		
	錆、腐食、塗装面の劣化等はないか		A・B・C・D		
ガラスの固定状況	はめ殺し窓のバテが硬化し、ひび割れ等がないか		A・B・C・D		

屋根

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
防水層					
露出防水層の劣化・損傷状況	防水層に破断、膨れ、欠損等はないか		A・B・C・D		
屋根面					
屋上面の劣化・損傷状況	歩行上危険なひび割れ若しくは反りはないか又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していないか		A・B・C・D		
排水状況	屋上排水部に腐食、詰まり等不具合はないか		A・B・C・D		
	ドレン、軒樋、縦樋の損傷、き裂、詰まり等はないか		A・B・C・D		
屋根ふき材等の劣化・損傷状況	屋根ふき材に割れはないか又は緊結金物に著しい腐食はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		

建物内部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
壁の室内に面する部分					
内部に面する躯体の劣化・損傷状況	木造の内部に面する柱、梁等の木部分、緊結金物に腐食、蟻害、変形等はないか 組積造のブロックにき裂、剥離、欠損等はないか 鉄骨造の鉄骨等に錆等の腐食はないか RC造のコンクリート部分に鉄筋露	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
内装仕上げ材等					
床躯体、床仕上げの劣化・損傷状況	コンクリート面に鉄筋露出、不陸、白華、ひび割れ、欠損等はないか 仕上げ材に不陸、腐食、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
壁面の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか		A・B・C・D		
天井の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか		A・B・C・D		
建具等					
建具、パーティション等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか ドアノブ、ラッチに不具合はないか		A・B・C・D		
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか		A・B・C・D		
	腐食、破損、損傷等はないか		A・B・C・D		
雨漏り・漏水等					
雨漏りの状況	外壁から雨漏り等はないか		A・B・C・D		

各種設備

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
電気設備					
照明設備	照明器具は点灯するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		
コンセント スイッチ	スイッチの作動時にスパーク、発煙がないか		A・B・C・D		
機械設備					
便器、洗面器等	便器にぐらつき、変形、損傷等はないか		A・B・C・D		
	洗面カウンター、水洗器具等にぐらつき、変形、損傷等はないか		A・B・C・D		
湯沸器、コンロ	湯沸器、コンロ、ガス管等にぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		
空調設備					
換気設備の状況	換気設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		
空調設備の状況	空調設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		

屋外

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
屋外					
地盤の不陸、傾斜等	敷地内に不陸や傾斜、き裂、陥没、隆起等はないか（舗装部分を除く）	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	舗装の不陸、傾斜、陥没、損傷はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
敷地内の排水	雨水樹や汚水樹などに排水不良や損傷はないか 樹内の清掃状況は良好か		A・B・C・D		
植栽	植栽に育成不良、枯れ、病害虫の発生、雑草の生育はないか		A・B・C・D		

その他特記事項

--

健全度調査票（建築物）			
管理番号	63-302-001 四阿		撮影日 2022年3月15日
公園名	米の宮公園		
公園施設種類	休養施設		
公園施設名	休憩所（四阿）		
施設リスト管理番号	K25		
数量	1棟		
規模	16.00㎡		
主要部材	木造		
設置年度	2000		
経過年数	22		
処分制限期間			
管理類型	予防保全型		
利用・管理状況の管理者の意向	一般的な公園の管理レベルで管理している公園内の施設である		
基準適合状況（安全設計、バリアフリー法）への適合			
安全指針			
バリアフリー法			
健全度（A＞B＞C＞D：Aが一番健全）	調査日（第1回）2022年3月15日		
健全度判定	A・ <u>B</u> ・C・D	指標考慮	高・ <u>低</u> 緊急度判定 高・中・ <u>低</u>
利用禁止の判定	利用禁止とする <u>利用禁止としない</u>		
劣化状況			
劣化状況	構造材	消耗材	
建築物外部	全体的に塗装の剥がれが見られる	異常なし	
屋上・屋根	表面塗膜が劣化している	異常なし	
建築物内部	全体的に塗装の剥がれが見られる	異常なし	
各種設備	該当なし	該当なし	
美観状況			
外部および内部に劣化、損傷は見られない。			
その他健全度判定における特記事項			
全体的に健全である。緊急の補修の必要性はないが、維持保全の管理の中で、躯体及び屋根面の塗装等、補修が必要となる。			

健全度調査チェックシート（簡易建築物）

管理番号	63-302-001 四阿 (K25)	公園名	米の宮公園
設置年度	2000	構造規模	木造 16.0㎡
調査日	2022/3/15		

建築外部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
基礎					
基礎の状況	地盤沈下に伴う著しいひび割れはないか又は建具開閉等に支障はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	礎石にずれがないか又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
外壁					
外壁躯体の劣化・損傷状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のコンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等はないか	木造部分に劣化は見られない	Ⓐ・B・C・D		
外装仕上げ材等					
タイル、石貼り等、モルタル等の劣化・損傷状況	外装タイル、石貼り等（乾式工法を除く）、モルタル等に剥落等はないか又は著しい白華、ひび割れ、浮き等はないか		A・B・C・D		
パネル面（塗装を含む）の劣化・損傷状況	変色、退色、膨れ、剥がれ、腐食等の劣化はないか	全体的に塗装の剥がれが見られる	AⒷ・C・D	塗装	1, 2, 3
シーリング材等の劣化・損傷状況	シーリング材の界面剥離、弾力低下等は見られないか		A・B・C・D		
窓サッシ等					
サッシ等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか、接合部等のぐらつきはないか		A・B・C・D		
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか		A・B・C・D		
	錆、腐食、塗装面の劣化等はないか		A・B・C・D		
ガラスの固定状況	はめ殺し窓のバテが硬化し、ひび割れ等がないか		A・B・C・D		

屋根

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
防水層					
露出防水層の劣化・損傷状況	防水層に破断、膨れ、欠損等はないか		A・B・C・D		
屋根面					
屋上面の劣化・損傷状況	歩行上危険なひび割れ若しくは反りはないか又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していないか		A・B・C・D		
排水状況	屋上排水部に腐食、詰まり等不具合はないか		A・B・C・D		
	ドレン、軒樋、縦樋の損傷、き裂、詰まり等はないか		A・B・C・D		
屋根ふき材等の劣化・損傷状況	屋根ふき材に割れはないか又は緊結金物に著しい腐食はないか	異常なし、但し表面塗膜に劣化が見られる。	A (B) C・D	塗装	4, 5, 6

建物内部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
壁の室内に面する部分					
内部に面する躯体の劣化・損傷状況	木造の内部に面する柱、梁等の木部分、緊結金物に腐食、蟻害、変形等はないか 組積造のブロックにき裂、剥離、欠損等はないか 鉄骨造の鉄骨等に錆等の腐食はないか RC造のコンクリート部分に鉄筋露	異常なし	(A)・B・C・D		
内装仕上げ材等					
床躯体、床仕上げの劣化・損傷状況	コンクリート面に鉄筋露出、不陸、白華、ひび割れ、欠損等はないか 仕上げ材に不陸、腐食、損傷等はないか	異常なし	(A)・B・C・D		
壁面の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか		A・B・C・D		
天井の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか		A・B・C・D		
建具等					
建具、パーティション等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか ドアノブ、ラッチに不具合はないか		A・B・C・D		
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか		A・B・C・D		
	腐食、破損、損傷等はないか		A・B・C・D		
雨漏り・漏水等					
雨漏りの状況	外壁から雨漏り等はないか	異常なし	(A)・B・C・D		

各種設備

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
電気設備					
照明設備	照明器具は点灯するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		
コンセント スイッチ	スイッチの作動時にスパーク、発煙がないか		A・B・C・D		
機械設備					
便器、洗面器等	便器にぐらつき、変形、損傷等はないか		A・B・C・D		
	洗面カウンター、水洗器具等にぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		
湯沸器、コンロ	湯沸器、コンロ、ガス管等にぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		
空調設備					
換気設備の状況	換気設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		
空調設備の状況	空調設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		

屋外

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
屋外					
地盤の不陸、傾斜等	敷地内に不陸や傾斜、き裂、陥没、隆起等はないか（舗装部分を除く）	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	舗装の不陸、傾斜、陥没、損傷はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
敷地内の排水	雨水樹や汚水樹などに排水不良や損傷はないか 樹内の清掃状況は良好か		A・B・C・D		
植栽	植栽に育成不良、枯れ、病害虫の発生、雑草の生育はないか		A・B・C・D		

その他特記事項

--

健全度調査票（建築物）			
管理番号	63-707-001 便所		
公園名	米の宮公園		
公園施設種類	便益施設		
公園施設名	便所		
施設リスト管理番号	B12		
数量	1棟		
規模	26.60㎡		
主要部材	鉄筋コンクリート造+木造（梁、屋根）		
設置年度	2001		
経過年数	21		
処分制限期間			
管理類型	予防保全型	撮影日2022年3月15日	
利用・管理状況の管理者の意向	一般的な公園の管理レベルで管理している公園内の施設である		
基準適合状況（安全設計、バリアフリー法）への適合			
安全指針			
バリアフリー法			
健全度（A>B>C>D：Aが一番健全）	調査日（第1回）2022年3月15日		
健全度判定	Ⓐ・B・C・D	指標考慮	高・ <u>低</u> 緊急度判定 高・中・ <u>低</u>
利用禁止の判定	利用禁止とする <u>利用禁止としない</u>		
劣化状況			
劣化状況	構造材	消耗材	
建築物外部	特になし	特になし	
屋上・屋根	特になし	特になし	
建築物内部	特になし	特になし	
各種設備	特になし	特になし	
美観状況			
外部および内部に劣化、損傷は見られない。 また各種設備についても損傷、故障はみられない。			
その他健全度判定における特記事項			
全体的に健全である。			

健全度調査チェックシート（簡易建築物）

管理番号	63-707-001 便所（B12）	公園名	米の宮公園
設置年度	2001	構造規模	RC+木造 26.6㎡
調査日	2022/3/15		

建築外部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
基礎					
基礎の状況	地盤沈下に伴う著しいひび割れはないか又は建具開閉等に支障はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	礎石にずれがないか又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
外壁					
外壁躯体の劣化・損傷状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のコンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
外装仕上げ材等					
タイル、石貼り等、モルタル等の劣化・損傷状況	外装タイル、石貼り等（乾式工法を除く）、モルタル等に剥落等はないか又は著しい白華、ひび割れ、浮き等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
パネル面（塗装を含む）の劣化・損傷状況	変色、退色、膨れ、剥がれ、腐食等の劣化はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
シーリング材等の劣化・損傷状況	シーリング材の界面剥離、弾力低下等は見られないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
窓サッシ等					
サッシ等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	錆、腐食、塗装面の劣化等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
ガラスの固定状況	はめ殺し窓のバテが硬化し、ひび割れ等がないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		

屋根

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
防水層					
露出防水層の劣化・損傷状況	防水層に破断、膨れ、欠損等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
屋根面					
屋上面の劣化・損傷状況	歩行上危険なひび割れ若しくは反りはないか又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していないか		A・B・C・D		
排水状況	屋上排水部に腐食、詰まり等不具合はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	ドレン、軒樋、縦樋の損傷、き裂、詰まり等はないか		Ⓐ・B・C・D		
屋根ふき材等の劣化・損傷状況	屋根ふき材に割れはないか又は緊結金物に著しい腐食はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		

建物内部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
壁の室内に面する部分					
内部に面する躯体の劣化・損傷状況	木造の内部に面する柱、梁等の木部分、緊結金物に腐食、蟻害、変形等はないか 組積造のブロックにき裂、剥離、欠損等はないか 鉄骨造の鉄骨等に錆等の腐食はないか RC造のコンクリート部分に鉄筋露	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
内装仕上げ材等					
床躯体、床仕上げの劣化・損傷状況	コンクリート面に鉄筋露出、不陸、白華、ひび割れ、欠損等はないか 仕上げ材に不陸、腐食、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
壁面の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか又は剥落等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
天井の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか又は剥落等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
建具等					
建具、パーティション等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか ドアノブ、ラッチに不具合はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	腐食、破損、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
雨漏り・漏水等					
雨漏りの状況	外壁から雨漏り等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		

各種設備

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
電気設備					
照明設備	照明器具は点灯するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
コンセント スイッチ	スイッチの作動時にスパーク、発煙がないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
機械設備					
便器、洗面器等	便器にぐらつき、変形、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	洗面カウンター、水洗器具等にぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
湯沸器、コンロ	湯沸器、コンロ、ガス管等にぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	/	A・B・C・D		
空調設備					
換気設備の状況	換気設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	自然換気異常なし	Ⓐ・B・C・D		
空調設備の状況	空調設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	/	A・B・C・D		

屋外

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
屋外					
地盤の不陸、傾斜等	敷地内に不陸や傾斜、き裂、陥没、隆起等はないか（舗装部分を除く）	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	舗装の不陸、傾斜、陥没、損傷はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
敷地内の排水	雨水桝や汚水桝などに排水不良や損傷はないか、また、桝内の清掃状況は良好か	/	A・B・C・D		
植栽	植栽に育成不良、枯れ、病害虫の発生、雑草の生育はないか	/	A・B・C・D		

その他特記事項

--

健全度調査票（建築物）			
管理番号	72-901-001 展望台		
公園名	岩本山公園		
公園施設種類	休養施設		
公園施設名	展望台		
施設リスト管理番号	K4		
数量	1棟		
規模	11.00㎡		
主要部材	鉄筋コンクリート造		
設置年度	1963		
経過年数	59		
処分制限期間			
管理類型	予防保全型	撮影日 2022年3月15日	
利用・管理状況の管理者の意向	一般的な公園の管理レベルで管理している公園内の施設である		
基準適合状況（安全設計、バリアフリー法）への適合			
安全指針			
バリアフリー法			
健全度（A>B>C>D：Aが一番健全）	調査日（第1回）2022年3月15日		
健全度判定	A・B・ <u>C</u> ・D	指標考慮	高・ <u>低</u> 緊急度判定 <u>高</u> ・中・低
利用禁止の判定	利用禁止とする <u>利用禁止としない</u>		
劣化状況			
劣化状況	構造材	消耗材	
建築物外部	躯体部分にひび割れ白華が多く見られる	異常なし	
屋上・屋根	該当なし	該当なし	
建築物内部	該当なし	該当なし	
各種設備	該当なし	該当なし	
美観状況			
全体的にひび割れ、白華が見られる。			
その他健全度判定における特記事項			
全体的に劣化が進行している。現時点では重大な事故にはつながらないが、利用し続けるためには詳細な調査の上全体的な補修、もしくは更新が必要。			

健全度調査チェックシート（簡易建築物）

管理番号	72-901-001 展望台 (K4)	公園名	岩本山公園
設置年度	1963	構造規模	RC造 11.00㎡
調査日	2022/3/15		

建築外部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
基礎					
基礎の状況	地盤沈下に伴う著しいひび割れはないか又は建具開閉等に支障はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	礎石にずれがないか又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
外壁					
外壁躯体の劣化・損傷状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のコンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等はないか	白華、ひび割れがみられる	A・B・Ⓒ・D	補修	1~36
外装仕上げ材等					
タイル、石貼り等、モルタル等の劣化・損傷状況	外装タイル、石貼り等（乾式工法を除く）、モルタル等に剥落等はないか又は著しい白華、ひび割れ、浮き等はないか		A・B・C・D		
パネル面（塗装を含む）の劣化・損傷状況	変色、退色、膨れ、剥がれ、腐食等の劣化はないか	塗装劣化、剥がれ（全体）	A・Ⓑ・C・D		41, 42
シーリング材等の劣化・損傷状況	シーリング材の界面剥離、弾力低下等は見られないか		A・B・C・D		
窓サッシ等					
サッシ等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか		A・B・C・D		
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか		A・B・C・D		
	錆、腐食、塗装面の劣化等はないか		A・B・C・D		
ガラスの固定状況	はめ殺し窓のバテが硬化し、ひび割れ等がないか		A・B・C・D		

屋根

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
防水層					
露出防水層の劣化・損傷状況	防水層に破断、膨れ、欠損等はないか		A・B・C・D		
屋根面					
屋上面の劣化・損傷状況	歩行上危険なひび割れ若しくは反りはないか又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していないか		A・B・C・D		
排水状況	屋上排水部に腐食、詰まり等不具合はないか		A・B・C・D		
	ドレン、軒樋、縦樋の損傷、き裂、詰まり等はないか		A・B・C・D		
屋根ふき材等の劣化・損傷状況	屋根ふき材に割れはないか又は緊結金物に著しい腐食はないか		A・B・C・D		

建物内部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
壁の室内に面する部分					
内部に面する躯体の劣化・損傷状況	木造の内部に面する柱、梁等の木部分、緊結金物に腐食、蟻害、変形等はないか 組積造のブロックにき裂、剥離、欠損等はないか 鉄骨造の鉄骨等に錆等の腐食はないか RC造のコンクリート部分に鉄筋露		A・B・C・D		
内装仕上げ材等					
床躯体、床仕上げの劣化・損傷状況	コンクリート面に鉄筋露出、不陸、白華、ひび割れ、欠損等はないか 仕上げ材に不陸、腐食、損傷等はないか		A・B・C・D		
壁面の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか		A・B・C・D		
天井の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか		A・B・C・D		
建具等					
建具、パーティション等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか ドアノブ、ラッチに不具合はないか		A・B・C・D		
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか		A・B・C・D		
	腐食、破損、損傷等はないか		A・B・C・D		
雨漏り・漏水等					
雨漏りの状況	外壁から雨漏り等はないか	上裏に漏水跡が見られる	A・B・C・D	補修	37~40

各種設備


点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
電気設備					
照明設備	照明器具は点灯するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		
コンセント スイッチ	スイッチの作動時にスパーク、発煙がないか		A・B・C・D		
機械設備					
便器、洗面器等	便器にぐらつき、変形、損傷等はないか		A・B・C・D		
	洗面カウンター、水洗器具等にぐらつき、変形、損傷等はないか		A・B・C・D		
湯沸器、コンロ	湯沸器、コンロ、ガス管等にぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		
空調設備					
換気設備の状況	換気設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		
空調設備の状況	空調設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		

屋外

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
屋外					
地盤の不陸、傾斜等	敷地内に不陸や傾斜、き裂、陥没、隆起等はないか（舗装部分を除く）	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	舗装の不陸、傾斜、陥没、損傷はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
敷地内の排水	雨水樹や汚水樹などに排水不良や損傷はないか 樹内の清掃状況は良好か		A・B・C・D		
植栽	植栽に育成不良、枯れ、病害虫の発生、雑草の生育はないか		A・B・C・D		

その他特記事項

--

健全度調査票（建築物）			
管理番号	72-707-001 便所		
公園名	岩本山公園		
公園施設種類	便益施設		
公園施設名	便所		
施設リスト管理番号	B1		
数量	1棟		
規模	53.82㎡+12.42㎡		
主要部材	木造		
設置年度	1996		
経過年数	26		
処分制限期間		撮影日 2022年3月14日	
管理類型	予防保全型		
利用・管理状況の管理者の意向	一般的な公園の管理レベルで管理している公園内の施設である		
基準適合状況（安全設計、バリアフリー法）への適合			
安全指針			
バリアフリー法			
健全度（A>B>C>D：Aが一番健全）	調査日（第1回）2022年3月14日		
健全度判定	A・B・ C ・D	指標考慮	高・ 低 緊急度判定 高 ・中・低
利用禁止の判定	利用禁止とする 利用禁止としない		
劣化状況			
劣化状況	構造材	消耗材	
建築物外部	一部破損が見られる	異常なし	
屋上・屋根	一部破損が見られる	異常なし	
建築物内部	一部破損が見られる	異常なし	
各種設備	一部破損が見られる	異常なし	
美観状況			
外部および内部に大きな劣化、損傷は見られない。			
その他健全度判定における特記事項			
全体的に健全である。緊急の補修の必要性はないが、維持保全の管理の中で、部分補修、塗装改修が必要となる。			

健全度調査チェックシート（簡易建築物）

管理番号	72-707-001 便所（B1）	公園名	岩本山公園
設置年度	1996	構造規模	木造 53.82㎡+12.42㎡
調査日	2022/3/14		

建築外部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
基礎					
基礎の状況	地盤沈下に伴う著しいひび割れはないか又は建具開閉等に支障はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	礎石にずれがないか又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
外壁					
外壁躯体の劣化・損傷状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のコンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等はないか	柱脚、土台接合部分に隙間、腐食が見られる	A Ⓑ・C・D	補修	1, 2
外装仕上げ材等					
タイル、石貼り等、モルタル等の劣化・損傷状況	外装タイル、石貼り等（乾式工法を除く）、モルタル等に剥落等はないか又は著しい白華、ひび割れ、浮き等はないか	立上り壁のタイルに割れが見られる	A Ⓑ C・D		2
パネル面（塗装を含む）の劣化・損傷状況	変色、退色、膨れ、剥がれ、腐食等の劣化はないか	柱脚、土台廻りに保護塗装の劣化が見られる	A Ⓑ C・D		1~3
シーリング材等の劣化・損傷状況	シーリング材の界面剥離、弾力低下等は見られないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
窓サッシ等					
サッシ等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	錆、腐食、塗装面の劣化等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
ガラスの固定状況	はめ殺し窓のバテが硬化し、ひび割れ等がないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		

屋根

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
防水層					
露出防水層の劣化・損傷状況	防水層に破断、膨れ、欠損等はないか		A・B・C・D		
屋根面					
屋上面の劣化・損傷状況	歩行上危険なひび割れ若しくは反りはないか又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していないか		A・B・C・D		
排水状況	屋上排水部に腐食、詰まり等不具合はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	ドレン、軒樋、縦樋の損傷、き裂、詰まり等はないか	軒樋が破損している	A・Ⓑ・C・D	補修	4, 5
屋根ふき材等の劣化・損傷状況	屋根ふき材に割れはないか又は緊結金物に著しい腐食はないか	表面塗膜が劣化している	A・B・Ⓒ・D	塗装	6

建物内部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
壁の室内に面する部分					
内部に面する躯体の劣化・損傷状況	木造の内部に面する柱、梁等の木部分、緊結金物に腐食、蟻害、変形等はないか 組積造のブロックにき裂、剥離、欠損等はないか 鉄骨造の鉄骨等に錆等の腐食はないか RC造のコンクリート部分に鉄筋露	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
内装仕上げ材等					
床躯体、床仕上げの劣化・損傷状況	コンクリート面に鉄筋露出、不陸、白華、ひび割れ、欠損等はないか 仕上げ材に不陸、腐食、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
壁面の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
天井の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか	天井仕上材（すだれ）に劣化が見られる	A・Ⓑ・C・D	張替	7, 8
建具等					
建具、パーティション等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか ドアノブ、ラッチに不具合はないか	ラッチ受け金物不良	A・Ⓑ・C・D	補修	9~13
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	腐食、破損、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
雨漏り・漏水等					
雨漏りの状況	外壁から雨漏り等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		

各種設備

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
電気設備					
照明設備	照明器具は点灯するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	照明カバーが外れている	A・ <u>B</u> ・C・D	カバー設置	14, 15
コンセント スイッチ	スイッチの作動時にスパーク、発煙がないか	異常なし	A・B・C・D		
機械設備					
便器、洗面器等	便器にぐらつき、変形、損傷等はないか	異常なし	<u>A</u> ・B・C・D		
	洗面カウンター、水洗器具等にぐらつき、変形、損傷等はないか	異常なし	<u>A</u> ・B・C・D		
湯沸器、コンロ	湯沸器、コンロ、ガス管等にぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	/	A・B・C・D		
空調設備					
換気設備の状況	換気設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	異常なし	<u>A</u> ・B・C・D		
空調設備の状況	空調設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	/	A・B・C・D		

屋外

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
屋外					
地盤の不陸、傾斜等	敷地内に不陸や傾斜、き裂、陥没、隆起等はないか（舗装部分を除く）	異常なし	<u>A</u> ・B・C・D		
	舗装の不陸、傾斜、陥没、損傷はないか	異常なし	<u>A</u> ・B・C・D		
敷地内の排水	雨水樹や汚水樹などに排水不良や損傷はないか 樹内の清掃状況は良好か	/	A・B・C・D		
植栽	植栽に育成不良、枯れ、病害虫の発生、雑草の生育はないか	/	A・B・C・D		

その他特記事項

--

健全度調査票（建築物）			
管理番号	68-302-001 四阿		撮影日 2022年3月16日
公園名	広見公園		
公園施設種類	休養施設		
公園施設名	休憩所（四阿）		
施設リスト管理番号	K15		
数量	1棟		
規模	7.84㎡		
主要部材	木造		
設置年度	1980		
経過年数	42		
処分制限期間			
管理類型	事後保全型		
利用・管理状況の管理者の意向	一般的な公園の管理レベルで管理している公園内の施設である		
基準適合状況（安全設計、バリアフリー法）への適合			
安全指針			
バリアフリー法			
健全度（A＞B＞C＞D：Aが一番健全）	調査日（第1回）2022年3月15日		
健全度判定	A・ (B) ・C・D	指標考慮	高・ (低) 緊急度判定 高・中・ (低)
利用禁止の判定	利用禁止とする (利用禁止としな)		
劣化状況			
劣化状況	構造材	消耗材	
建築物外部	部分的に塗装の剥がれが見られる 手摺壁に損傷が見られる	異常なし	
屋上・屋根	表面塗膜が劣化している	異常なし	
建築物内部	部分的に塗装の剥がれが見られる	異常なし	
各種設備	該当なし	該当なし	
美観状況			
手摺壁に損傷がみられるが、他は外部および内部に劣化、損傷は見られない。			
その他健全度判定における特記事項			
全体的に健全である。緊急の補修の必要性はないが、維持保全の管理の中で、躯体及び屋根面の塗装等、補修が必要となる。			

健全度調査チェックシート（簡易建築物）

管理番号	68-302-001 四阿 (K15)	公園名	広見公園
設置年度	1980	構造規模	木造 7.84㎡
調査日	2022/3/16		

建築外部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
基礎					
基礎の状況	地盤沈下に伴う著しいひび割れはないか又は建具開閉等に支障はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	礎石にずれがないか又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
外壁					
外壁躯体の劣化・損傷状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のコンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等はないか	木造部分に劣化は見られない	Ⓐ・B・C・D		
外装仕上げ材等					
タイル、石貼り等、モルタル等の劣化・損傷状況	外装タイル、石貼り等（乾式工法を除く）、モルタル等に剥落等はないか又は著しい白華、ひび割れ、浮き等はないか		A・B・C・D		
パネル面（塗装を含む）の劣化・損傷状況	変色、退色、膨れ、剥がれ、腐食等の劣化はないか	手摺壁に腐食、損傷、全体的に塗装の剥がれが見られる	A・Ⓑ・C・D	補修、塗装	1, 2, 3
シーリング材等の劣化・損傷状況	シーリング材の界面剥離、弾力低下等は見られないか		A・B・C・D		
窓サッシ等					
サッシ等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか		A・B・C・D		
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか		A・B・C・D		
	錆、腐食、塗装面の劣化等はないか		A・B・C・D		
ガラスの固定状況	はめ殺し窓のバテが硬化し、ひび割れ等がないか		A・B・C・D		

屋根

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
防水層					
露出防水層の劣化・損傷状況	防水層に破断、膨れ、欠損等はないか		A・B・C・D		
屋根面					
屋上面の劣化・損傷状況	歩行上危険なひび割れ若しくは反りはないか又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していないか		A・B・C・D		
排水状況	屋上排水部に腐食、詰まり等不具合はないか		A・B・C・D		
	ドレン、軒樋、縦樋の損傷、き裂、詰まり等はないか		A・B・C・D		
屋根ふき材等の劣化・損傷状況	屋根ふき材に割れはないか又は緊結金物に著しい腐食はないか	表面塗膜に劣化、汚れが見られる	A・ <u>B</u> ・C・D	塗装	4, 5, 6

建物内部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
壁の室内に面する部分					
内部に面する躯体の劣化・損傷状況	木造の内部に面する柱、梁等の木部分、緊結金物に腐食、蟻害、変形等はないか 組積造のブロックにき裂、剥離、欠損等はないか 鉄骨造の鉄骨等に錆等の腐食はないか RC造のコンクリート部分に鉄筋露	異常なし	<u>A</u> ・B・C・D		
内装仕上げ材等					
床躯体、床仕上げの劣化・損傷状況	コンクリート面に鉄筋露出、不陸、白華、ひび割れ、欠損等はないか 仕上げ材に不陸、腐食、損傷等はないか	異常なし	<u>A</u> ・B・C・D		
壁面の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか		A・B・C・D		
天井の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか		A・B・C・D		
建具等					
建具、パーティション等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか ドアノブ、ラッチに不具合はないか		A・B・C・D		
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか		A・B・C・D		
	腐食、破損、損傷等はないか		A・B・C・D		
雨漏り・漏水等					
雨漏りの状況	外壁から雨漏り等はないか	異常なし	<u>A</u> ・B・C・D		

各種設備


点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
電気設備					
照明設備	照明器具は点灯するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		
コンセント スイッチ	スイッチの作動時にスパーク、発煙がないか		A・B・C・D		
機械設備					
便器、洗面器等	便器にぐらつき、変形、損傷等はないか		A・B・C・D		
	洗面カウンター、水洗器具等にぐらつき、変形、損傷等はないか		A・B・C・D		
湯沸器、コンロ	湯沸器、コンロ、ガス管等にぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		
空調設備					
換気設備の状況	換気設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		
空調設備の状況	空調設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		

屋外

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
屋外					
地盤の不陸、傾斜等	敷地内に不陸や傾斜、き裂、陥没、隆起等はないか（舗装部分を除く）	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	舗装の不陸、傾斜、陥没、損傷はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
敷地内の排水	雨水樹や汚水樹などに排水不良や損傷はないか 樹内の清掃状況は良好か		A・B・C・D		
植栽	植栽に育成不良、枯れ、病害虫の発生、雑草の生育はないか		A・B・C・D		

その他特記事項

--

健全度調査票（建築物）			
管理番号	68-707-004	便所	
公園名	広見公園		
公園施設種類	便益施設		
公園施設名	便所		
施設リスト管理番号	B10		
数量	1棟		
規模	23.21㎡		
主要部材	鉄筋コンクリート造+木造（屋根）		
設置年度	1996		
経過年数	26		
処分制限期間			
管理類型	予防保全型		撮影日 2022年3月17日
利用・管理状況の管理者の意向	一般的な公園の管理レベルで管理している公園内の施設である		
基準適合状況（安全設計、バリアフリー法）への適合			
安全指針			
バリアフリー法			
健全度（A＞B＞C＞D：Aが一番健全）	調査日（第1回）2022年3月17日		
健全度判定	A・(B)・C・D	指標考慮	高・(低) 緊急度判定 高・中・(低)
利用禁止の判定	利用禁止とする (利用禁止としない)		
劣化状況			
劣化状況	構造材	消耗材	
建築物外部	軽微なひび割れが見られる	異常なし	
屋上・屋根	表面塗膜が劣化している	異常なし	
建築物内部	軽微なひび割れが見られる	異常なし	
各種設備	一部破損が見られる	異常なし	
美観状況			
外部および内部に劣化、損傷は見られない。 機械設備に一部破損が、見られる。			
その他健全度判定における特記事項			
全体的に健全である。緊急の補修の必要性はないが、維持保全の管理の中で、 躯体及び屋根面の塗装等や機械設備の補修が必要となる。			

健全度調査チェックシート（簡易建築物）

管理番号	68-707-004 便所 (B10)	公園名	広見公園
設置年度	1996	構造規模	RC+木造 23.21㎡
調査日	2022/3/17		

建築外部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
基礎					
基礎の状況	地盤沈下に伴う著しいひび割れはないか又は建具開閉等に支障はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	礎石にずれがないか又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
外壁					
外壁躯体の劣化・損傷状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のコンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
外装仕上げ材等					
タイル、石貼り等、モルタル等の劣化・損傷状況	外装タイル、石貼り等（乾式工法を除く）、モルタル等に剥落等はないか又は著しい白華、ひび割れ、浮き等はないか	軽微なひび割れが見られる	A Ⓑ C・D	補修	1~4
パネル面（塗装を含む）の劣化・損傷状況	変色、退色、膨れ、剥がれ、腐食等の劣化はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
シーリング材等の劣化・損傷状況	シーリング材の界面剥離、弾力低下等は見られないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
窓サッシ等					
サッシ等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	錆、腐食、塗装面の劣化等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
ガラスの固定状況	はめ殺し窓のバテが硬化し、ひび割れ等がないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		

屋根

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
防水層					
露出防水層の劣化・損傷状況	防水層に破断、膨れ、欠損等はないか		A・B・C・D		
屋根面					
屋上面の劣化・損傷状況	歩行上危険なひび割れ若しくは反りはないか又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していないか		A・B・C・D		
排水状況	屋上排水部に腐食、詰まり等不具合はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	ドレン、軒樋、縦樋の損傷、き裂、詰まり等はないか		A・B・C・D		
屋根ふき材等の劣化・損傷状況	屋根ふき材に割れはないか又は緊結金物に著しい腐食はないか	表面塗膜に劣化、汚れが見られる。軒先金物が一部破損している。	A・Ⓑ・C・D	塗装、補修	5~7

建物内部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
壁の室内に面する部分					
内部に面する躯体の劣化・損傷状況	木造の内部に面する柱、梁等の木部分、緊結金物に腐食、蟻害、変形等はないか 組積造のブロックにき裂、剥離、欠損等はないか 鉄骨造の鉄骨等に錆等の腐食はないか RC造のコンクリート部分に鉄筋露	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
内装仕上げ材等					
床躯体、床仕上げの劣化・損傷状況	コンクリート面に鉄筋露出、不陸、白華、ひび割れ、欠損等はないか 仕上げ材に不陸、腐食、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
壁面の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか	軽微なひび割れ、モルタルの剥離が見られる	A・Ⓑ・C・D	補修	8~14
天井の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか	塗装の剥離が見られる	Ⓐ・B・C・D	塗装	
建具等					
建具、パーティション等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか ドアノブ、ラッチに不具合はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	腐食、破損、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
雨漏り・漏水等					
雨漏りの状況	外壁から雨漏り等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		

各種設備

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
電気設備					
照明設備	照明器具は点灯するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
コンセント スイッチ	スイッチの作動時にスパーク、発煙がないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
機械設備					
便器、洗面器等	便器にぐらつき、変形、損傷等はないか	洋便器タンクに破損が見られる。給水部分に軽微な水漏れ	A・Ⓑ・C・D	補修	
	洗面カウンター、水洗器具等にぐらつき、変形、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
湯沸器、コンロ	湯沸器、コンロ、ガス管等にぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	/	A・B・C・D		
空調設備					
換気設備の状況	換気設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	自然換気異常なし	Ⓐ・B・C・D		
空調設備の状況	空調設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	/	A・B・C・D		

屋外

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
屋外					
地盤の不陸、傾斜等	敷地内に不陸や傾斜、き裂、陥没、隆起等はないか（舗装部分を除く）	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	舗装の不陸、傾斜、陥没、損傷はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
敷地内の排水	雨水樹や汚水樹などに排水不良や損傷はないか 樹内の清掃状況は良好か	/	A・B・C・D		
植栽	植栽に育成不良、枯れ、病害虫の発生、雑草の生育はないか	/	A・B・C・D		

その他特記事項

--

健全度調査票（建築物）			
管理番号	68-707-003 便所		撮影日 2022年3月17日
公園名	広見公園		
公園施設種類	便益施設		
公園施設名	便所		
施設リスト管理番号	B2		
数量	1棟		
規模	66.69㎡		
主要部材	木造		
設置年度	1994		
経過年数	28		
処分制限期間			
管理類型	予防保全型		
利用・管理状況の管理者の意向	一般的な公園の管理レベルで管理している公園内の施設である		
基準適合状況（安全設計、バリアフリー法）への適合			
安全指針			
バリアフリー法			
健全度（A＞B＞C＞D：Aが一番健全）	調査日（第1回）2022年3月17日		
健全度判定	A・(B)・C・D	指標考慮	高・(低) 緊急度判定 高・中・(低)
利用禁止の判定	利用禁止とする (利用禁止としない)		
劣化状況			
劣化状況	構造材	消耗材	
建築物外部	軽微なひび割れが見られる	異常なし	
屋上・屋根	異常なし	異常なし	
建築物内部	異常なし	異常なし	
各種設備	異常なし	異常なし	
美観状況			
外部および内部に劣化、損傷は見られない。 機械設備に一部破損が、見られる。			
その他健全度判定における特記事項			
全体的に健全である。緊急の補修の必要性はないが、維持保全の管理の中で、 躯体及び屋根面の塗装等や機械設備の補修が必要となる。			

健全度調査チェックシート（簡易建築物）

管理番号	68-707-003 便所 (B2)	公園名	広見公園
設置年度	1994	構造規模	木造 66.69㎡
調査日	2022/3/17		

建築外部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
基礎					
基礎の状況	地盤沈下に伴う著しいひび割れはないか又は建具開閉等に支障はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	礎石にずれがないか又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
外壁					
外壁躯体の劣化・損傷状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のコンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等はないか	木造部分に劣化は見られない	Ⓐ・B・C・D		
外装仕上げ材等					
タイル、石貼り等、モルタル等の劣化・損傷状況	外装タイル、石貼り等（乾式工法を除く）、モルタル等に剥落等はないか又は著しい白華、ひび割れ、浮き等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
パネル面（塗装を含む）の劣化・損傷状況	変色、退色、膨れ、剥がれ、腐食等の劣化はないか	天井ボードにひび割れ、カビ汚れが見られる。	A (B)・C・D		
シーリング材等の劣化・損傷状況	シーリング材の界面剥離、弾力低下等はないか	シーリングに弾力低下は見られるが剥離、ひび割れは見られない	Ⓐ・B・C・D		
窓サッシ等					
サッシ等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか	一部ガタツキが見られる。また 汚れ等により円滑に開閉できない。	A (B) C・D	調整、清掃	
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	錆、腐食、塗装面の劣化等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
ガラスの固定状況	はめ殺し窓のバテが硬化し、ひび割れ等がないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		

屋根

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
防水層					
露出防水層の劣化・損傷状況	防水層に破断、膨れ、欠損等はないか		A・B・C・D		
屋根面					
屋上面の劣化・損傷状況	歩行上危険なひび割れ若しくは反りはないか又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していないか		A・B・C・D		
排水状況	屋上排水部に腐食、詰まり等不具合はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	ドレン、軒樋、縦樋の損傷、き裂、詰まり等はないか		Ⓐ・B・C・D		
屋根ふき材等の劣化・損傷状況	屋根ふき材に割れはないか又は緊結金物に著しい腐食はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		

建物内部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
壁の室内に面する部分					
内部に面する躯体の劣化・損傷状況	木造の内部に面する柱、梁等の木部分、緊結金物に腐食、蟻害、変形等はないか 組積造のブロックにき裂、剥離、欠損等はないか 鉄骨造の鉄骨等に錆等の腐食はないか RC造のコンクリート部分に鉄筋露	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
内装仕上げ材等					
床躯体、床仕上げの劣化・損傷状況	コンクリート面に鉄筋露出、不陸、白華、ひび割れ、欠損等はないか 仕上げ材に不陸、腐食、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
壁面の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
天井の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
建具等					
建具、パーティション等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか ドアノブ、ラッチに不具合はないか	ラッチ受け金物なし	A Ⓑ C・D	補修	
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか	異常なし、化粧鏡発錆	Ⓐ・B・C・D		
	腐食、破損、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
雨漏り・漏水等					
雨漏りの状況	外壁から雨漏り等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		

各種設備


点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
電気設備					
照明設備	照明器具は点灯するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
コンセント スイッチ	スイッチの作動時にスパーク、発煙がないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
機械設備					
便器、洗面器等	便器にぐらつき、変形、損傷等はないか	異常なし、プロアー廻りに水漏れ	A・Ⓑ・C・D	補修	
	洗面カウンター、水洗器具等にぐらつき、変形、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
湯沸器、コンロ	湯沸器、コンロ、ガス管等にぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	/	A・B・C・D		
空調設備					
換気設備の状況	換気設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
空調設備の状況	空調設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	/	A・B・C・D		

屋外

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
屋外					
地盤の不陸、傾斜等	敷地内に不陸や傾斜、き裂、陥没、隆起等はないか（舗装部分を除く）	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	舗装の不陸、傾斜、陥没、損傷はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
敷地内の排水	雨水樹や汚水樹などに排水不良や損傷はないか 樹内の清掃状況は良好か	/	A・B・C・D		
植栽	植栽に育成不良、枯れ、病害虫の発生、雑草の生育はないか	/	A・B・C・D		

その他特記事項

--

健全度調査票（建築物）			
管理番号	66-302-001 四阿		撮影日 2022年3月14日
公園名	中央公園		
公園施設種類	休養施設		
公園施設名	休憩所（四阿）		
施設リスト管理番号	K2		
数量	1棟		
規模	18.93㎡		
主要部材	木造		
設置年度	1987		
経過年数	35		
処分制限期間			
管理類型	予防保全型		
利用・管理状況の管理者の意向	一般的な公園の管理レベルで管理している公園内の施設である		
基準適合状況（安全設計、バリアフリー法）への適合			
安全指針			
バリアフリー法			
健全度（A＞B＞C＞D：Aが一番健全）	調査日（第1回）2022年3月14日		
健全度判定	A・(B)・C・D	指標考慮	高・(低) 緊急度判定 高・中・(低)
利用禁止の判定	利用禁止とする (利用禁止としな い)		
劣化状況			
劣化状況	構造材	消耗材	
建築物外部	袖壁タイルに損傷が見られる	異常なし	
屋上・屋根	異常なし	異常なし	
建築物内部	異常なし	異常なし	
各種設備	該当なし	該当なし	
美観状況			
袖壁等一部タイルに損傷がみられるが、他は外部および内部に劣化、損傷は見られない。			
その他健全度判定における特記事項			
全体的に健全である。緊急の補修の必要性はないが、維持保全の管理の中で、タイルの張替等、補修が必要となる。			

健全度調査チェックシート（簡易建築物）

管理番号	66-302-001 四阿 (K2)	公園名	中央公園
設置年度	1987	構造規模	木造 18.93㎡
調査日	2022/3/14		

建築外部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
基礎					
基礎の状況	地盤沈下に伴う著しいひび割れはないか又は建具開閉等に支障はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	礎石にずれがないか又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
外壁					
外壁躯体の劣化・損傷状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のコンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等はないか	木造部分に劣化は見られない	Ⓐ・B・C・D		
外装仕上げ材等					
タイル、石貼り等、モルタル等の劣化・損傷状況	外装タイル、石貼り等（乾式工法を除く）、モルタル等に剥落等はないか又は著しい白華、ひび割れ、浮き等はないか	タイルに割れが見られる	A Ⓑ C・D	補修、貼り換え	1～6
パネル面（塗装を含む）の劣化・損傷状況	変色、退色、膨れ、剥がれ、腐食等の劣化はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
シーリング材等の劣化・損傷状況	シーリング材の界面剥離、弾力低下等は見られないか		A・B・C・D		
窓サッシ等					
サッシ等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか		A・B・C・D		
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか		A・B・C・D		
	錆、腐食、塗装面の劣化等はないか		A・B・C・D		
ガラスの固定状況	はめ殺し窓のバテが硬化し、ひび割れ等がないか		A・B・C・D		

屋根

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
防水層					
露出防水層の劣化・損傷状況	防水層に破断、膨れ、欠損等はないか		A・B・C・D		
屋根面					
屋上面の劣化・損傷状況	歩行上危険なひび割れ若しくは反りはないか又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していないか		A・B・C・D		
排水状況	屋上排水部に腐食、詰まり等不具合はないか		A・B・C・D		
	ドレン、軒樋、縦樋の損傷、き裂、詰まり等はないか		A・B・C・D		
屋根ふき材等の劣化・損傷状況	屋根ふき材に割れはないか又は緊結金物に著しい腐食はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		

建物内部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
壁の室内に面する部分					
内部に面する躯体の劣化・損傷状況	木造の内部に面する柱、梁等の木部分、緊結金物に腐食、蟻害、変形等はないか 組積造のブロックにき裂、剥離、欠損等はないか 鉄骨造の鉄骨等に錆等の腐食はないか RC造のコンクリート部分に鉄筋露	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
内装仕上げ材等					
床躯体、床仕上げの劣化・損傷状況	コンクリート面に鉄筋露出、不陸、白華、ひび割れ、欠損等はないか 仕上げ材に不陸、腐食、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
壁面の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか		A・B・C・D		
天井の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
建具等					
建具、パーティション等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか ドアノブ、ラッチに不具合はないか		A・B・C・D		
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか		A・B・C・D		
	腐食、破損、損傷等はないか		A・B・C・D		
雨漏り・漏水等					
雨漏りの状況	外壁から雨漏り等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		

各種設備


点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
電気設備					
照明設備	照明器具は点灯するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		
コンセント スイッチ	スイッチの作動時にスパーク、発煙がないか		A・B・C・D		
機械設備					
便器、洗面器等	便器にぐらつき、変形、損傷等はないか		A・B・C・D		
	洗面カウンター、水洗器具等にぐらつき、変形、損傷等はないか		A・B・C・D		
湯沸器、コンロ	湯沸器、コンロ、ガス管等にぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		
空調設備					
換気設備の状況	換気設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		
空調設備の状況	空調設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか		A・B・C・D		

屋外

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
屋外					
地盤の不陸、傾斜等	敷地内に不陸や傾斜、き裂、陥没、隆起等はないか（舗装部分を除く）	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	舗装の不陸、傾斜、陥没、損傷はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
敷地内の排水	雨水樹や汚水樹などに排水不良や損傷はないか 樹内の清掃状況は良好か		A・B・C・D		
植栽	植栽に育成不良、枯れ、病害虫の発生、雑草の生育はないか		A・B・C・D		

その他特記事項

--

健全度調査票（建築物）			
管理番号	66-707-003 便所		
公園名	中央公園		
公園施設種類	便益施設		
公園施設名	便所		
施設リスト管理番号	B1		
数量	1棟		
規模	59.4㎡		
主要部材	鉄筋コンクリート造+鉄骨造		
設置年度	1988		
経過年数	34		
処分制限期間		撮影日 2022年3月14日	
管理類型	予防保全型		
利用・管理状況の管理者の意向	一般的な公園の管理レベルで管理している公園内の施設である		
基準適合状況（安全設計、バリアフリー法）への適合			
安全指針			
バリアフリー法			
健全度（A>B>C>D：Aが一番健全）	調査日（第1回）2022年3月14日		
健全度判定	A・(B)・C・D	指標考慮	高・(低) 緊急度判定 高・中・(低)
利用禁止の判定	利用禁止とする (利用禁止としない)		
劣化状況			
劣化状況	構造材	消耗材	
建築物外部	一部破損が見られる	異常なし	
屋上・屋根	異常なし	異常なし	
建築物内部	一部破損が見られる	異常なし	
各種設備	一部破損が見られる	異常なし	
美観状況			
外部および内部に大きな劣化、損傷は見られない。			
その他健全度判定における特記事項			
全体的に健全である。緊急の補修の必要性はないが、維持保全の管理の中で、劣化部分の補修が必要となる。			

健全度調査チェックシート（簡易建築物）

管理番号	66-707-003 便所 (B1)	公園名	中央公園
設置年度	1988	構造規模	RC+S造 59.4㎡
調査日	2022/3/14		

建築外部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
基礎					
基礎の状況	地盤沈下に伴う著しいひび割れはないか又は建具開閉等に支障はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	礎石にずれがないか又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
外壁					
外壁躯体の劣化・損傷状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のコンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
外装仕上げ材等					
タイル、石貼り等、モルタル等の劣化・損傷状況	外装タイル、石貼り等（乾式工法を除く）、モルタル等に剥落等はないか又は著しい白華、ひび割れ、浮き等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
パネル面（塗装を含む）の劣化・損傷状況	変色、退色、膨れ、剥がれ、腐食等の劣化はないか	換気口横パネル破損	A・Ⓑ・C・D	補修、張替	1
シーリング材等の劣化・損傷状況	シーリング材の界面剥離、弾力低下等は見られないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
窓サッシ等					
サッシ等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか	開閉が固い	A・Ⓑ・C・D	調整	5, 6
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか	網入ガラスひび割れ	A・Ⓑ・C・D	ガラス入替	4
	錆、腐食、塗装面の劣化等はないか	鋼製建具塗膜劣化、発錆	A・Ⓑ・C・D	補修塗装	2, 3
ガラスの固定状況	はめ殺し窓のバテが硬化し、ひび割れ等がないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		

屋根

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
防水層					
露出防水層の劣化・損傷状況	防水層に破断、膨れ、欠損等はないか		A・B・C・D		
屋根面					
屋上面の劣化・損傷状況	歩行上危険なひび割れ若しくは反りはないか又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していないか		A・B・C・D		
排水状況	屋上排水部に腐食、詰まり等不具合はないか	屋上面、落ち葉堆積	A・ B ・C・D	清掃	7
	ドレン、軒樋、縦樋の損傷、き裂、詰まり等はないか		A・B・C・D		
屋根ふき材等の劣化・損傷状況	屋根ふき材に割れはないか又は緊結金物に著しい腐食はないか	異常なし	A ・B・C・D		

建物内部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
壁の室内に面する部分					
内部に面する躯体の劣化・損傷状況	木造の内部に面する柱、梁等の木部分、緊結金物に腐食、蟻害、変形等はないか 組積造のブロックにき裂、剥離、欠損等はないか 鉄骨造の鉄骨等に錆等の腐食はないか RC造のコンクリート部分に鉄筋露	異常なし	A ・B・C・D		
内装仕上げ材等					
床躯体、床仕上げの劣化・損傷状況	コンクリート面に鉄筋露出、不陸、白華、ひび割れ、欠損等はないか 仕上げ材に不陸、腐食、損傷等はないか	異常なし	A ・B・C・D		
壁面の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか	異常なし	A ・B・C・D		
天井の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか	異常なし	A ・B・C・D		
建具等					
建具、パーティション等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか ドアノブ、ラッチに不具合はないか	トップライトパネル破損、トイレプース穴	A・ B ・C・D	補修	8, 9
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか	異常なし	A ・B・C・D		
	腐食、破損、損傷等はないか	異常なし	A ・B・C・D		
雨漏り・漏水等					
雨漏りの状況	外壁から雨漏り等はないか	異常なし	A ・B・C・D		

各種設備

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
電気設備					
照明設備	照明器具は点灯するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
コンセント スイッチ	スイッチの作動時にスパーク、発煙がないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
機械設備					
便器、洗面器等	便器にぐらつき、変形、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	洗面カウンター、水洗器具等にぐらつき、変形、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
湯沸器、コンロ	湯沸器、コンロ、ガス管等にぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	/	A・B・C・D		
空調設備					
換気設備の状況	換気設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	換気パネル汚れ	Ⓐ・B・C・D	清掃	10
空調設備の状況	空調設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	/	A・B・C・D		

屋外

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
屋外					
地盤の不陸、傾斜等	敷地内に不陸や傾斜、き裂、陥没、隆起等はないか（舗装部分を除く）	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	舗装の不陸、傾斜、陥没、損傷はないか	異常なし	A・B・C・D		
敷地内の排水	雨水樹や汚水樹などに排水不良や損傷はないか 樹内の清掃状況は良好か	排水溝つまり	A・Ⓑ・C・D	清掃	11, 12
植栽	植栽に育成不良、枯れ、病害虫の発生、雑草の生育はないか	/	A・B・C・D		

その他特記事項

--

健全度調査票（建築物）			
管理番号	66-707-002 便所		
公園名	中央公園		
公園施設種類	便益施設		
公園施設名	便所		
施設リスト管理番号	B5		
数量	1棟		
規模	48.65㎡		
主要部材	木造		
設置年度	1988		
経過年数	34		
処分制限期間			
管理類型	予防保全型	撮影日 2022年3月14日	
利用・管理状況の管理者の意向	一般的な公園の管理レベルで管理している公園内の施設である		
基準適合状況（安全設計、バリアフリー法）への適合			
安全指針			
バリアフリー法			
健全度（A＞B＞C＞D：Aが一番健全）	調査日（第1回）2022年3月14日		
健全度判定	A・(B)・C・D	指標考慮	高・(低) 緊急度判定 高・中・(低)
利用禁止の判定	利用禁止とする (利用禁止としない)		
劣化状況			
劣化状況	構造材	消耗材	
建築物外部	全般的にガラスにひび割れがみられる	異常なし	
屋上・屋根	異常なし	異常なし	
建築物内部	異常なし	異常なし	
各種設備	一部破損が見られる	異常なし	
美観状況			
外部および内部に劣化、損傷は見られない。 機械設備に一部破損が、見られる。			
その他健全度判定における特記事項			
全体的に健全である。緊急の補修の必要性はないが、維持保全の管理の中で、ガラスの取替え等補修が必要となる。			

健全度調査チェックシート（簡易建築物）

管理番号	66-707-002 便所 (B5)	公園名	中央公園
設置年度	1988	構造規模	木造 48.65㎡
調査日	2022/3/14		

建築外部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
基礎					
基礎の状況	地盤沈下に伴う著しいひび割れはないか又は建具開閉等に支障はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	礎石にずれがないか又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
外壁					
外壁躯体の劣化・損傷状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のコンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等はないか	木造部分に劣化は見られない	Ⓐ・B・C・D		
外装仕上げ材等					
タイル、石貼り等、モルタル等の劣化・損傷状況	外装タイル、石貼り等（乾式工法を除く）、モルタル等に剥落等はないか又は著しい白華、ひび割れ、浮き等はないか	腰壁石貼り部分に浮きが見られる	A・Ⓐ・C・D	補修	1
パネル面（塗装を含む）の劣化・損傷状況	変色、退色、膨れ、剥がれ、腐食等の劣化はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
シーリング材等の劣化・損傷状況	シーリング材の界面剥離、弾力低下等は見られないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
窓サッシ等					
サッシ等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか	網入ガラスひび割れ	A・Ⓐ・C・D	ガラス入替	2~12
	錆、腐食、塗装面の劣化等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
ガラスの固定状況	はめ殺し窓のバテが硬化し、ひび割れ等がないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		

屋根

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
防水層					
露出防水層の劣化・損傷状況	防水層に破断、膨れ、欠損等はないか		A・B・C・D		
屋根面					
屋上面の劣化・損傷状況	歩行上危険なひび割れ若しくは反りはないか又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していないか		A・B・C・D		
排水状況	屋上排水部に腐食、詰まり等不具合はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	ドレン、軒樋、縦樋の損傷、き裂、詰まり等はないか	縦樋へこみ	A・Ⓑ・C・D	取替	13
屋根ふき材等の劣化・損傷状況	屋根ふき材に割れはないか又は緊結金物に著しい腐食はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		

建物内部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
壁の室内に面する部分					
内部に面する躯体の劣化・損傷状況	木造の内部に面する柱、梁等の木部分、緊結金物に腐食、蟻害、変形等はないか 組積造のブロックにき裂、剥離、欠損等はないか 鉄骨造の鉄骨等に錆等の腐食はないか RC造のコンクリート部分に鉄筋露	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
内装仕上げ材等					
床躯体、床仕上げの劣化・損傷状況	コンクリート面に鉄筋露出、不陸、白華、ひび割れ、欠損等はないか 仕上げ材に不陸、腐食、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
壁面の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
天井の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
建具等					
建具、パーティション等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか ドアノブ、ラッチに不具合はないか	ラッチ受け金物なし	A・Ⓑ・C・D	補修	14~16
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	腐食、破損、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
雨漏り・漏水等					
雨漏りの状況	外壁から雨漏り等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		

各種設備


点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
電気設備					
照明設備	照明器具は点灯するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	夜間閉鎖中	A・B・C・D		
コンセント スイッチ	スイッチの作動時にスパーク、発煙がないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
機械設備					
便器、洗面器等	便器にぐらつき、変形、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	洗面カウンター、水洗器具等にぐらつき、変形、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
湯沸器、コンロ	湯沸器、コンロ、ガス管等にぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	/	A・B・C・D		
空調設備					
換気設備の状況	換気設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	換気パネル破損	A・Ⓑ・C・D	取替	17
空調設備の状況	空調設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	/	A・B・C・D		

屋外

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
屋外					
地盤の不陸、傾斜等	敷地内に不陸や傾斜、き裂、陥没、隆起等はないか（舗装部分を除く）	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	舗装の不陸、傾斜、陥没、損傷はないか	床ブロック割れ	A・Ⓑ・C・D	補修	18
敷地内の排水	雨水樹や汚水樹などに排水不良や損傷はないか 樹内の清掃状況は良好か	/	A・B・C・D		
植栽	植栽に育成不良、枯れ、病害虫の発生、雑草の生育はないか	/	A・B・C・D		

その他特記事項

--

健全度調査票（建築物）			
管理番号	66-707-001 便所		
公園名	中央公園		
公園施設種類	便益施設		
公園施設名	便所		
施設リスト管理番号	B19		
数量	1棟		
規模	57.72㎡		
主要部材	木造		
設置年度	1998		
経過年数	24		
処分制限期間			
管理類型	予防保全型	撮影日 2022年3月14日	
利用・管理状況の管理者の意向	一般的な公園の管理レベルで管理している公園内の施設である		
基準適合状況（安全設計、バリアフリー法）への適合			
安全指針			
バリアフリー法			
健全度（A＞B＞C＞D：Aが一番健全）	調査日（第1回）2022年3月14日		
健全度判定	A・B・ ○ C・D	指標考慮	高・ ○ 低 緊急度判定 ○ 高・中・低
利用禁止の判定	利用禁止とする ○ 利用禁止としない		
劣化状況			
劣化状況	構造材	消耗材	
建築物外部	異常なし	異常なし	
屋上・屋根	一部破損が見られる	異常なし	
建築物内部	異常なし	異常なし	
各種設備	一部破損が見られる	異常なし	
美観状況			
外部および内部に大きな劣化、損傷は見られない。			
その他健全度判定における特記事項			
全体的に健全である。緊急の補修の必要性はないが、維持保全の管理の中で、ガラスの取替え等補修が必要となる。			

健全度調査チェックシート（簡易建築物）

管理番号	66-707-001 便所 (B19)	公園名	中央公園
設置年度	1998	構造規模	木造 57.72㎡
調査日	2022/3/14		

建築外部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
基礎					
基礎の状況	地盤沈下に伴う著しいひび割れはないか又は建具開閉等に支障はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	礎石にずれがないか又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
外壁					
外壁躯体の劣化・損傷状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のコンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等はないか	木造部分に劣化は見られない	Ⓐ・B・C・D		
外装仕上げ材等					
タイル、石貼り等、モルタル等の劣化・損傷状況	外装タイル、石貼り等（乾式工法を除く）、モルタル等に剥落等はないか又は著しい白華、ひび割れ、浮き等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
パネル面（塗装を含む）の劣化・損傷状況	変色、退色、膨れ、剥がれ、腐食等の劣化はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
シーリング材等の劣化・損傷状況	シーリング材の界面剥離、弾力低下等は見られないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
窓サッシ等					
サッシ等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか	アルミガラリ部分曲がり	A Ⓑ・C・D	補修	1~3
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか	網入ガラス鉄線発錆（全体）	A Ⓑ・C・D	ガラス入替	4~8
	錆、腐食、塗装面の劣化等はないか	鋼製扉発錆	A Ⓑ・C・D	補修、塗装	9
ガラスの固定状況	はめ殺し窓のバテが硬化し、ひび割れ等がないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		

屋根

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
防水層					
露出防水層の劣化・損傷状況	防水層に破断、膨れ、欠損等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
屋根面					
屋上面の劣化・損傷状況	歩行上危険なひび割れ若しくは反りはないか又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していないか		A・B・C・D		
排水状況	屋上排水部に腐食、詰まり等不具合はないか	排水目皿に詰まりの恐れがある	A・Ⓐ・C・D	清掃	10,13
	ドレン、軒樋、縦樋の損傷、き裂、詰まり等はないか	鎖樋が外れている。	A・Ⓐ・C・D	補修	11,12,14,15
屋根ふき材等の劣化・損傷状況	屋根ふき材に割れはないか又は緊結金物に著しい腐食はないか	一部破損が見られる。笠木取付ビスに全体的に発錆がみられる	A・B・Ⓒ・D	補修	16~17

建物内部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
壁の室内に面する部分					
内部に面する躯体の劣化・損傷状況	木造の内部に面する柱、梁等の木部分、緊結金物に腐食、蟻害、変形等はないか 組積造のブロックにき裂、剥離、欠損等はないか 鉄骨造の鉄骨等に錆等の腐食はないか RC造のコンクリート部分に鉄筋露	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
内装仕上げ材等					
床躯体、床仕上げの劣化・損傷状況	コンクリート面に鉄筋露出、不陸、白華、ひび割れ、欠損等はないか 仕上げ材に不陸、腐食、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
壁面の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
天井の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
建具等					
建具、パーティション等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか ドアノブ、ラッチに不具合はないか	ラッチ受け金物不良	A・Ⓐ・C・D	補修	18
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	腐食、破損、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
雨漏り・漏水等					
雨漏りの状況	外壁から雨漏り等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		

各種設備

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
電気設備					
照明設備	照明器具は点灯するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	一部玉切れ	A・ <u>B</u> ・C・D	交換	19~21
コンセント スイッチ	スイッチの作動時にスパーク、発煙がないか	異常なし	A・B・C・D		
機械設備					
便器、洗面器等	便器にぐらつき、変形、損傷等はないか	異常なし	<u>A</u> ・B・C・D		
	洗面カウンター、水洗器具等にぐらつき、変形、損傷等はないか	異常なし	<u>A</u> ・B・C・D		
湯沸器、コンロ	湯沸器、コンロ、ガス管等にぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	/	A・B・C・D		
空調設備					
換気設備の状況	換気設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	異常なし	<u>A</u> ・B・C・D		
空調設備の状況	空調設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	/	A・B・C・D		

屋外

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
屋外					
地盤の不陸、傾斜等	敷地内に不陸や傾斜、き裂、陥没、隆起等はないか（舗装部分を除く）	異常なし	<u>A</u> ・B・C・D		
	舗装の不陸、傾斜、陥没、損傷はないか	異常なし	<u>A</u> ・B・C・D		
敷地内の排水	雨水樹や汚水樹などに排水不良や損傷はないか 樹内の清掃状況は良好か	/	A・B・C・D		
植栽	植栽に育成不良、枯れ、病害虫の発生、雑草の生育はないか	/	A・B・C・D		

その他特記事項

--

健全度調査票（建築物）			
管理番号	66-805-001 管理事務所		
公園名	中央公園		
公園施設種類	便益施設		
公園施設名	管理事務所		
施設リスト管理番号	C90		
数量	1棟		
規模	86.29㎡		
主要部材	鉄骨造+木造（屋根）		
設置年度	1991		
経過年数	31		
処分制限期間			
管理類型	予防保全型	撮影日 2022年3月14日	
利用・管理状況の管理者の意向	一般的な公園の管理レベルで管理している公園内の施設である		
基準適合状況（安全設計、バリアフリー法）への適合			
安全指針			
バリアフリー法			
健全度（A>B>C>D：Aが一番健全）	調査日（第1回）2022年3月14日		
健全度判定	A・(B)・C・D	指標考慮	高・(低) 緊急度判定 高・中・(低)
利用禁止の判定	利用禁止とする (利用禁止としない)		
劣化状況			
劣化状況	構造材	消耗材	
建築物外部	異常なし	異常なし	
屋上・屋根	一部破損が見られる	異常なし	
建築物内部	一部破損が見られる	異常なし	
各種設備	異常なし	異常なし	
美観状況			
外部および内部に大きな劣化、損傷は見られない。 また各種設備についても損傷、故障はみられない。			
その他健全度判定における特記事項			
全体的に健全である。緊急の補修の必要性はないが、維持保全の管理の中で、軒樋については清掃や劣化部分の補修が必要となる。			

健全度調査チェックシート（簡易建築物）

管理番号	66-805-001 管理事務所 (C90)	公園名	中央公園
設置年度	1991	構造規模	S+木造 86.29㎡
調査日	2022/3/14		

建築外部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
基礎					
基礎の状況	地盤沈下に伴う著しいひび割れはないか又は建具開閉等に支障はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	礎石にずれがないか又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
外壁					
外壁躯体の劣化・損傷状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のコンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
外装仕上げ材等					
タイル、石貼り等、モルタル等の劣化・損傷状況	外装タイル、石貼り等（乾式工法を除く）、モルタル等に剥落等はないか又は著しい白華、ひび割れ、浮き等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
パネル面（塗装を含む）の劣化・損傷状況	変色、退色、膨れ、剥がれ、腐食等の劣化はないか	軒天塗装劣化	A・Ⓑ・C・D	塗装	1~3
シーリング材等の劣化・損傷状況	シーリング材の界面剥離、弾力低下等は見られないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
窓サッシ等					
サッシ等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか	網入ガラスひび割れ	A・Ⓑ・C・D	ガラス入替	4
	錆、腐食、塗装面の劣化等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
ガラスの固定状況	はめ殺し窓のバテが硬化し、ひび割れ等がないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		

屋根

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
防水層					
露出防水層の劣化・損傷状況	防水層に破断、膨れ、欠損等はないか		A・B・C・D		
屋根面					
屋上面の劣化・損傷状況	歩行上危険なひび割れ若しくは反りはないか又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していないか		A・B・C・D		
排水状況	屋上排水部に腐食、詰まり等不具合はないか	軒樋詰まり、支持金物傾き	A・ <u>B</u> ・C・D	清掃、補修	5~8
	ドレン、軒樋、縦樋の損傷、き裂、詰まり等はないか		A・B・C・D		
屋根ふき材等の劣化・損傷状況	屋根ふき材に割れはないか又は緊結金物に著しい腐食はないか	表面塗膜劣化	A・ <u>B</u> ・C・D	塗装	9

建物内部

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
壁の室内に面する部分					
内部に面する躯体の劣化・損傷状況	木造の内部に面する柱、梁等の木部分、緊結金物に腐食、蟻害、変形等はないか 組積造のブロックにき裂、剥離、欠損等はないか 鉄骨造の鉄骨等に錆等の腐食はないか RC造のコンクリート部分に鉄筋露	異常なし	<u>A</u> ・B・C・D		
内装仕上げ材等					
床躯体、床仕上げの劣化・損傷状況	コンクリート面に鉄筋露出、不陸、白華、ひび割れ、欠損等はないか 仕上げ材に不陸、腐食、損傷等はないか	異常なし	<u>A</u> ・B・C・D		
壁面の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか	ボード継目ひび割れ	A・ <u>B</u> ・C・D	補修、クロス張替え	10
天井の室内に面する部分	内装材や仕上げに浮き、たわみ等の劣化、若しくは損傷等はないか 又は剥落等はないか	ボード継目ひび割れ	A・ <u>B</u> ・C・D	補修、クロス張替え	11
建具等					
建具、パーティション等の維持保全状況	開閉等に不具合はないか 接合部等のぐらつきはないか ドアノブ、ラッチに不具合はないか	異常なし	<u>A</u> ・B・C・D		
	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか	異常なし	<u>A</u> ・B・C・D		
	腐食、破損、損傷等はないか	異常なし	<u>A</u> ・B・C・D		
雨漏り・漏水等					
雨漏りの状況	外壁から雨漏り等はないか	異常なし	<u>A</u> ・B・C・D		

各種設備

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
電気設備					
照明設備	照明器具は点灯するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	蛍光灯なし	Ⓐ・B・C・D		12
コンセント スイッチ	スイッチの作動時にスパーク、発煙がないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
機械設備					
便器、洗面器等	便器にぐらつき、変形、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	洗面カウンター、水洗器具等にぐらつき、変形、損傷等はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
湯沸器、コンロ	湯沸器、コンロ、ガス管等にぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
空調設備					
換気設備の状況	換気設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
空調設備の状況	空調設備は適切に作動するか ぐらつき、変形、損傷等の劣化はないか	/	A・B・C・D		

屋外

点検部位	チェックポイント	状況	判定	対策等	写真番号
屋外					
地盤の不陸、傾斜等	敷地内に不陸や傾斜、き裂、陥没、隆起等はないか（舗装部分を除く）	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
	舗装の不陸、傾斜、陥没、損傷はないか	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
敷地内の排水	雨水樹や汚水樹などに排水不良や損傷はないか 樹内の清掃状況は良好か	異常なし	Ⓐ・B・C・D		
植栽	植栽に育成不良、枯れ、病害虫の発生、雑草の生育はないか	/	A・B・C・D		

その他特記事項

--

別紙 12 イベント情報（使用料の減免）

（令和3年度）

月	公園名	イベント名
5月	広見公園	SDGs かぐや姫竹竹 MIRAI フェス
3月	中央公園	富士山サイクルロードレース

（令和4年度）

月	公園名	イベント名
4月	中央公園	緑と花の百科展
7月	中央公園	富士まつり
10月	中央公園	緑と花の百科展
11月	中央公園	商工フェア
11月	中央公園	消防まつり
3月	中央公園	富士山サイクルロードレース

（令和5年度）

月	公園名	イベント名
4月	中央公園	緑と花の百科展
4月	中央公園	ふじさんアートクラフトフェア
7月	中央公園	富士まつり
10月	中央公園	緑と花の百科展
11月	中央公園	商工フェア
11月	中央公園	消防まつり
3月	中央公園	富士山サイクルロードレース
3月	中央公園	ほうじ茶マルシェ

（令和6年度）

月	公園名	イベント名
4月	中央公園	緑と花の百科展
4月	中央公園	ふじさんアートクラフトフェア
7月	中央公園	富士まつり
10月	中央公園	緑と花の百科展
11月	中央公園	商工フェア
11月	中央公園	富士市消防まつり
3月	中央公園	富士山サイクルロードレース